

南清日本仏教布教者のシャム華僑布教渡航： 20世紀初頭の中国・タイにおける 日本仏教布教の共通性と布教権問題

村嶋英治[†]

Japanese Buddhist Preachers' Journeys from South China to Siam:
Continuity of Propagation of Buddhism by Japanese Monks in
China and Thailand in the Early 20th Century

Eiji Murashima

Both Higashi Honganji (Otani) sect and Nishi Honganji sect of Shin Buddhism in Japan started to send their preachers to the interior of south China in the late 1890s. By getting the announcement of permission by local authorities in Fujian province, both sects of preachers hired the local Chinese as directors (董事) to persuade Chinese inhabitants to participate in their sects. Accordingly they succeed in increasing the number of Chinese participants rapidly. However the main purpose of Chinese participants who were living in unstable and disorder areas, was not faith in Japanese Buddhism, but the expectation of protection by Japanese preachers and Japanese government. They paid large sums of money to Japanese preachers and Chinese directors in order to become members.

In the late year of 1904, Chinese central government started to suppress Japanese Buddhist preachers in the inner south China in the midst of burgeoning Chinese nationalism. Japanese preachers faced difficulties.

Some of them, such as Takeda Ekyo of Otani sect in Amoy (Xiamen), Miyamoto Eiryu of Nishi Honganji sect in Swatow (Shantou) moved to Siam in 1907 in search of overseas Chinese who were immigrants from south China. Siamese Minister of Interior, Prince Damrong declined to write a letter of introduction to local authorities, but allowed Japanese Buddhist propagation by citing the freedom of religion in Siam. Japanese preachers used the same method employed in south China to propagate Japanese Buddhism. They hired the local Chinese directors and advertised Japanese protection as saling point to persuade overseas Chinese, who have no one to rely on in Siam. They succeeded to gain a large number of participants and to collect a good amount of cash.

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

These Japanese activities were known to King Chulalongkorn (Rama V) in February 1908. He ordered to extinguish Japanese Buddhist propagation as he was suspicious that the Japanese would gain the support of oversea Chinese contrary to Siamese interest. Within one year and half Japanese Buddhist propagation in Siam was exterminated.

はじめに

20世紀初頭の日本仏教布教者のアジア布教に関する既存研究は少なくない。とりわけ、南清布教は、資料や研究が豊富に存在する。一方、1907年からの2年間、日本仏教布教者が南清から南清出身のシャム華僑を追ってシャムに渡航した、シャム華僑布教は資料も研究も乏しい。

シャム華僑布教は、南清とシャムという場所の違いはあるにせよ、日本人南清布教者が、南清出身のシャム華僑を相手に、南清布教の延長上に実施したものであるから、当然南清布教とシャム華僑布教との間に連続性と共通性が見られる。

本稿は、日本人仏教布教者の南清内地の中国人及びシャム華僑に対する布教の実態を解明し、両者を比較することで両者間の連続性と共通性を明らかにしようとするものである。

藤井健志「戦前における仏教の東アジア布教：研究史の再検討」（『近代仏教』6号、1999年3月、19-20頁）は、「外交文書を使って明治期の南清の中国布教の問題を論じた〔佐藤 一九六四〕は、七〇年代以降の一連の研究とは異なる面を扱っており重要である」と述べて、日本外交文書に依拠した佐藤三郎（1912-2006）の研究を評価し、同様の方法による、清国政府の対仏教政策、布教権問題等の研究の深化を奨励している。藤井の言う、佐藤の1964年の論文とは、佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる：近代日中交渉史上の一齣として」（『山形大学紀要（人文科学）』5巻4号、1964年12月、75-127頁）のことである。

藤井は言及していないが、佐藤論文発表の翌年には、入江昭（1934年生）「中国における日本仏教布教問題」（『国際政治』28号、1965年4月、87-100頁）が発表されている。入江論文は、佐藤論文が使用していない、中国側の教務檔案（日僧伝教）の原本史料も利用し、弱年時の著作であるにも拘わらず著者の非凡さを示すバランスの取れた分析を行っている。

今日では佐藤や入江が論文を執筆した1960年代半ばとは異なり、アジア歴史資料センターサイトから容易に関連日本外交文書がダウンロードできるようになり、また、布教権問題に関する中国側の公文書である、教務檔案（日僧伝教）が、1981年までに刊行されている。ところが、藤井健志の研究史の再検討からでも既に20年以上を経過しているにも拘わらず、これらの文書を利用した研究成果に限って見れば、1960年代半ばから大きな進展は見せていないようである。本稿では、南清布教に関しては、豊富な既存研究や資料に加え、上記の外交文書や教務檔案（日僧伝教）を活用する。

一方、日本仏教のアジア布教研究では、対象地域が、主に日本の植民地と中国に限られているため、シャム華僑布教研究については、筆者が早稲田大学大学院博士課程の指導教員を担当したナワポン・ハンパイブーンの博士論文「タイと日本の仏教交流：タイ・日関係史の一側面」（2012年、早稲田大学リポジトリからダウンロードできる）の32-38頁の簡単な記述、及び最近刊行された、中西直樹「明治期日本人僧侶の暹羅布教」（『龍谷大学世界仏教文化研究論叢』第58集、2020年3月、29-37頁）しか存在していないようである。

シャム華僑布教に関するタイ側一次史料は、タイ国立公文書館五世王期外務省文書 5.5 91.22/43「日本僧及び日本人がシャム華僑に身分証を交付した件（1908年2月24日-1909年6月24日）」である。本史料は上述ナワポーンの博士論文でも引用されているが、簡略過ぎるだけではなく、日本側資料との対照をしなかったために意味を正確に把握できていない部分もある。本稿では、このタイ側一次史料を邦訳し巻末資料Ⅰ—①～⑦として掲げた。

本稿の構成は次の通りである。

まず、第1節で1898年以降、台湾対岸の福建省内地の中国人を対象として真宗大谷派、本派の両派が開始した布教は、清国地方官の布教承認（告示）を得て、現地の顔役である董事に依存して、日本の保護や実利に期待する中国人入教者を短期間に多数獲得した事実を示す。

第2節では、教務檔案（日僧伝教）に拠って、1899年11月に清国政府が矢野文雄公使に、1896年の日清通商航海条約は日本仏教布教者の内地布教権を認めていないと通知することになった契機は、真宗本派新門大谷光瑞の北京訪問ではないかという推測を提示する。

第3節では、1898年以降の5～6年の間は、南清における両本願寺の布教に対して清国中央政府の明白な抑制策は見られなかったが、中国ナショナリズムが高揚する中で、1904年11月の泉州府安海の真宗大谷派分教堂破壊事件を契機として福建省の地方官憲のみならず北京中央政府も、日本仏教布教者を清国内地から排斥する政策の実行に着手し、状況は急変した。新たな情勢下における、大谷派清国福建両広布教監理武田恵教（たけだ・えきょう）の日本外務省への請願など、真宗両派及び日本政府の対応を検討する。

第4節では、1905-07年における大谷派の廈門及び周辺の複数の布教師（武田恵教、田中善立を含む）について検討し、武田恵教が1907年2月に廈門を去ってシャム華僑布教に出発することになった原因の一つとして彼ら布教師間の対立を指摘する。順序が前後するが、第8節では1907年9月に在廈門布教師を辞した武田恵教のシャム再渡航計画が実現できなかった理由を示し、第9節では1908年以降、大谷派廈門教堂は有名無実化する一方、台湾総督府の補助金を得ていた漳州、泉州の2教堂は、補助金のある限り存続し、補助金の打ち切りに伴い1920年代後半に消滅したことを明らかにする。

第5節に戻って、本節では、南清の日本布教者がシャム華僑布教を企画した背景の一つとして、1906年半ばから南清とバンコク間の交通が便利かつ安価になったことを指摘する。

次いで、第6,7節は大谷派布教師武田恵教及び浄土宗の台湾開教師補を罷免された水澤泰澄のシャムのラートブリー（ラーチャブリーとも言う）の華僑布教の実態を、タイ側資料（本稿巻末資料Ⅰの①～⑦）等を用いて明らかにする。彼等の布教方法は、南清と類似しており、即ち、日本領事を通じてシャムの内務大臣に公許を求め、土地の顔役である華僑董事に依存して、日本の保護を期待するシャム華僑を勧誘し、代償として高額の入教費を徴収したことを指摘する。内務大臣ダムロン親王は、日本僧のシャム華僑布教に賛同はしなかったが、信教の自由の原則により禁圧はしなかった（巻末資料Ⅱ「タイにおける信教の自由と布教権の歴史」参照）。

第10節は、1907年半ばにシャム華僑布教に来タイした真宗本派の汕頭布教師宮本英龍が、何故汕頭を離れることになったのかを考察するために、彼の汕頭における前任者菅真海の布教活動が、廈門領事館汕頭分館主任の介入によって蹉跌した事例を検討する。

第11節では、巻末資料Iを用いて、宮本の2年間に亘るバンコク教堂での布教活動を明らかにし、最後には宮本は董事の華僑と共謀して、入教すればシャムの裁判管轄を脱して日本の裁判管轄権下に入り日本領事の保護を受けることができるという偽りの宣伝文句で華僑を勧誘し高額の入教費を詐取したとして、シャム政府の要請により日本の領事裁判に付されたことを述べる。

第12節では、上座部仏教国シャムにおける、日本仏教布教者のシャム華僑を対象とした布教活動は、1907年の最初の一年間は、大きな障害もなく南清開教当初に似て入教者は急増したが、1908年2月に至ると、チュラーロンコーン王（ラーマ五世）が、シャム華僑への日本の影響力の増大と、日本が清国におけると同様にシャムでも布教権を要求する事態が生じることを危惧して、日本僧のシャム華僑布教を「火は小さいうちに消せ！」と厳命したことにより、日本人布教者の布教は弾圧を蒙り、2年余の短期間で1909年半ばまでには終焉したことを明らかにする。

結びでは、本稿の大筋を要約している。

なお、本稿ではシャムとタイは互換的に使用し、意味に違いはない。本稿で引用した資料の原文には片仮名書きのものも少なくないが、本稿ではすべて平仮名書きに直し、また資料中の旧漢字の多くは当用漢字の新字体に直した。但し、送り仮名は原資料通りである。

引用文中の〔 〕内は筆者が追加した、修正・補足等である。

1. 真宗大谷派の福建省内地への布教：董事への依存と実利目的の入教

日清戦争の勝利を契機に日本仏教の台湾への本格布教が始まり、更に布教は台湾対岸の福建省へと拡大した。

在来の台湾籍民への仏教布教は、曹洞宗、臨済宗などの禅宗系が優勢であり、浄土宗、真宗は遅れをとった。例えば、柴田玄鳳『浄土宗開教要覧』¹（浄土宗務所教学部、1929年）9-10頁は、次のように記している。

然れども一たび土人三百八十万に対する教化如何を顧るに禅家ひとり其法鼓を振ひ、恰も独壇上〔場〕の感を有す。近来真宗本派の此方面に努力を払ふに至りて稍見るべきものあり。又本宗〔浄土宗〕之〔真宗本派〕に次で力を尽しつつあるも共に猶寥々たるものなり。元来台湾在来の僧侶は支那福建省鼓山涌泉寺に至りて加行する習慣あり。而して同寺は臨済系の寺院なるを以て、常に其等の僧侶に接せる土人が禅家に親しみを感ずるは当然と言ふべし。

台湾で出遅れた両本願寺は、福建省に目を向けた。

大谷派の海外布教はアジア開教という雄大な構想を持つ石川舜台が首席参務に就任して本格化した²。

明治前半期での経験によって、海外布教は財政的負担が大きいことを知っていた首席参務石川は、おそらく誰にも反対されないためを考えたのであろう、明治三一（一八九八）年八月二七日

¹ 中西直樹編・解題『仏教植民地布教史資料集成〈台湾編〉第6巻』三人社、2016年6月に再録

² 川邊雄大『東本願寺中国布教の研究』研文出版、2013年、126頁

付けで、連枝である慧日院（大谷勝信）を中国北部開教担当、能淨院（大谷瑩誠）を台湾開教担当として渡航させたことを、『常葉』号外で突然発表する。石川が連枝の壮図を支援し、議会である議制局が協賛する形で、ともかくも日清戦後の中国・台湾布教はスタートを切った（木場明志「日清戦後における真宗大谷派アジア活動の急展開：『本山事務報告』『常葉』『宗報』の記事から」『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』12号、1995年3月31日、130頁）。

真宗大谷派月刊『宗報』4号（1899年1月15日）に掲載された、東本願寺の連枝、能淨院大谷瑩誠（1878-1948）の石川舜台宛て書簡（1898年11月）には、次のように記されている。

御承知の如く当地（厦門）は当年〔1898年〕^八〔七〕月より、加藤廣海渡航致し開教に着手し、現今にては、名義のみの門徒にても既に九百戸も有之。尚漸次増加の勢にて、中々盛に御座候。尚私も厦門滞在中三四日を費し漳〔漳〕州の方も觀察に至り候が、当地などは未だ開教せざるに既に三十戸余の門徒あり。尚其途中なる石碼と申す所の如きも十戸余の門徒有之。日々の如く一日も早く開教して布教師を派遣致し呉れと云督促状を送り来ると云有様にて、実に非常に都合宜しく、尚泉州も同様の次第にて、実は拙僧も近々四五ヶ月間にして如此都合宜く、如何にして進歩致したるかを疑ふたる位に有之候。然るに能々当地の事情を考えれば、決して加藤〔廣海〕が英雄なるにも非ず、全く他に原因有之にて、其因を知れば果は決して不思議なるに御座なく候。偕其重なる原因と申すは、第一には当地が台湾と非常に密接なる関係あると、第二には当地方が非常に商業盛にて随て輸出品多きより商業上の関係あると、之れが其大原因に有之候。然れば例ひ当地に於きて現今既に九百戸以上の門徒ありたりと、決して真宗の教理を有り難く思ふて門徒に成りし者、即真宗の信者と申す者は未だ一人もあらずと云も過言に非ずと存じ候。又此短日月に於きて、言語も充分に通ぜざる布教師一人が仮令如何に英雄の教師と雖、真実の信者を得ると云ことはとても出来得べき事情には御座なく候故其門徒の然らざるも、実に当然なる次第と存じ候。先其第一原因と申せば、当地は御承知の如く台湾と密接の関係ある故、宗教の力を利用して日本政府より嫌疑等を受けたる場合に其保護を得んこと、并に福州等と同様に支那政府の圧制に対し、外教〔天主教、耶穌教〕同様に相当なる保護を得んこと、第二には当地にては輸出業盛故、名義のみを新日本人即台湾人と成りて以て支那政府の釐金税を免れんと欲するに付き、日本宗教の力を藉りて帰化の手續を委頼せんと欲すること、先重なる原因は此二ヶ条と考へられ候。其中重に厦門人の希望は第一に属し、漳州泉州等の人民の希望は第二に属する様愚考仕り候（木場明志・桂華淳祥「東本願寺中国布教史の基礎的研究」『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』5号、1988年1月31日、35-36頁）。

このように大谷瑩誠は、1898年7月の大谷派の厦門布教開始から僅か4-5ヶ月で多数の門徒が集まったが、彼等門徒の目的は仏教信仰にはなく仏教以外の特権と保護の獲得にあり、信心から入教した信者は皆無であることを報告している。内地の清国人相手の開教は、その後も真の信仰者の獲得は困難であったようである。

また、1899年1月に大谷派布教使加藤廣海一行が漳州で天主教徒に暴行を加えられた、所謂漳州

事件について同派台湾事務出張所長石川馨が本山に報告した文書には次のように記されている。

福建不割讓の条約〔1898年4月24日の福建不割讓に関する交換公文のこと〕を以て早晩日本の領土に帰するものと誤認し愈々日本の領土に帰せんには今日より日本の宗教に帰依するを便とすとの考へより続々入教者あり尚ほ泉州漳州等より追々開教の願ひ出あるを以て其願意に応じ本年一月十三日加藤廣海漳州へ出張し開教したる所意外にも盛況を現はし僅々三日間に入教したる者七百戸に及び先是二十余年西班牙国宣教師障崎に入込み孜々開教に尽力し居ると雖も今日迄の信徒僅々二百戸前後なるに反し真宗の開教日尚浅きに拘はらず彼等の勢力を凌駕するに至たりしを以て茲に嫉妬心を起し其機会を待ちつつありしが同一年〔月〕十八日台湾総督府技師濱野及び随員一二名漳州に来たりしを以て相携えて城内南山寺に詣でし帰途天主教堂の前に差し掛りし時突然二十余名の暴徒現はれて乗物を乱撃し遂に天主教堂へ引き入れられたり（「布教使遭難事件の報告」『東亜時論』12号，1899年5月，40頁）。

大谷瑩誠の報告では述べられていないが、門徒の急増を促進したのは、日本人布教者と清国人の間に介在した清国人董事の働きがあったからである。

高西賢正編纂（藤井草宣・石崎達二分担執筆）『東本願寺上海開教六十年史』（東本願寺上海別院，1937年）77頁は、次のように記している。

かくてわが東本願寺の南支開教は一時燎原の火の如く拡大したが、実は狡猾なる支那人の所謂董事（わが国でいふ世話方）が、わが本願寺を利用して私腹を肥さんとしたのであつた。彼等董事は各地に分教堂を設置せしむると共に、所謂稟の取扱によつて莫大の利益を得んとし、為に本願寺に致命的な害毒を及ぼしたのであつた。加ふるに本願寺の発展に対する天主教徒の嫉妬による迫害も亦起り来り、所謂本願寺布教師対天主教徒侮辱事件・南勝分教堂事件等が起り、三十二〔1899年〕年五月には天主教徒は、惠安市上にわが東本願寺を排撃する檄文を、貼付するに至つた。更に清国官吏の迫害も亦加はり、同月所謂盤陀墟教堂破壊事件が起つたから、出先開教師はこれに対応する為に、同年七月頃から悪董事を駆逐し、教規振肅を計り、厦門・泉州・漳州布教所清規を定め、又分教所条規を設けて着々として開教の根基を固めんとした。

2. 日本仏教清国内地布教権の有無問題の発端は大谷光瑞の清国巡遊か

22歳の西本願寺新門大谷光瑞（鏡如，1876-1948）は1899年1月19日に神戸を發つて、清国巡遊に旅立ち同年5月3日に神戸に戻つてきた。光瑞の出發直前、「本願寺は、〔1899年〕一月九日香川黙識に清国出張を、十三日台湾開教師紫雲玄範に福建省厦門への布教を命じた」（本願寺史料研究所編『増補改訂本願寺史 第三卷』浄土真宗本願寺派，2019年，450頁）。

紫雲への厦門開教の命令は、「軍隊布教を除けば、これが本願寺公式の清国開教の嚆矢である」（本願寺史料研究所編『本願寺史 第三卷』浄土真宗本願寺派宗務所，1969年，412頁）。

大谷光瑞にとっては最初の海外渡航である清国巡遊の行程は、1899年1月26日に香港着の後、広

東等を巡視して3月8日漢口着、3月15日に漢口を発ち陸路1,000キロの距離を22日間かけて移動し4月7日に北京着。「北京に到った新門は、宗教的にも政治外交的にも活動した。半月余りの間に、北京のチベット仏典印刷所でチベット経典を閲覧したのをはじめとし、清国光緒帝に『浄土三部経』・『三帖和讃』・『御文章』等を献上し、総理衙門に慶親王・王文韶らを訪問、雍和宮にチベット僧正を訪問する等」をした後上海経由で帰国した。「この視察により、新門は清国の治政・仏教が荒廃し、ヨーロッパ列強に浸食されつつある現実を目の当たりにすることとなった。そこで新門は、同じ仏教国として両国が互いに扶助すべきであるとし、清国の仏教を復興させるためには、日本の仏教徒の尽力が必要であると考えにいたった」（前出『増補改訂本願寺史 第三巻』398-399頁）。

筆者は、この光瑞の北京訪問が、1896年の日清通商航海条約は日本に清国内地の仏教布教権を認めているのか否かを、日清両政府が初めて議論する契機となったと推測する。

1899年10月13日に、日本国駐北京公使矢野文雄は総理衙門大臣慶親王に次の口上書を提出した。即ち、

貴総理衙門大臣慶親王は、以前に民衆と布教者との間にいざこざを生じさせず保護する為には、地方官と宗教仲介者（布教師）の間で往来交際することは良き法美しい意であると表明されている。これを私は深く賞讃する。思うに我国の仏教布教師も人に善行を勧めることを基本としている。日清通商航海条約第4条、25条によれば、日本は最恵国待遇を享受している。この段貴大臣が各省部門にあまねく通知されることを求める（「総署〔総理衙門〕収日本公使矢野文雄照會、本國傳教之人宜照約一律享受優例請通行各省查照」、中央研究院近代史研究所編『教務教案檔第六輯』台北、1980年、2177頁）。

これに対して、総理衙門は1899年11月8日に、矢野公使に次のように返答した。

各国が本衙門と結んだ条約を調べたところ、地方官と宗教仲介者（布教師）との往来交際の件は、専ら天主教と耶蘇教だけを指しているのであり、他の宗教はその内に含まれていない。貴国に天主教や耶蘇教の伝教者があれば、当然礼拝堂の建造は許されるし全ての優遇が与えられるべきである。但し、仏教僧侶の伝教については、各国との条約にも日清通商航海条約にも記載がない。それ故本衙門は申出の通りには許可し難い（「総署給日本公使矢野文雄照會、照復僧人傳教條約中均未載明礙難照辦」、同上『教務教案檔 第六輯』2177頁）。

総理衙門の返答は、日本のキリスト教の内地布教は最恵国待遇により欧米同様に認められるが、日本仏教の内地布教については最恵国待遇は適用できないというものであった。

さて、矢野文雄公使の離任間際³に、どうして日清間に仏教布教権に関する口上書が往復されたのであろうか。

³ 外務省年鑑によれば、矢野文雄は、清国特命全權公使として1897年6月12日に着任し、1899年11月17日に公使館一等書記石井菊次郎が臨時代理公使に就任するまで、2年5ヶ月余在任した。

佐藤三郎は、次のように推測している。即ち、本論文 44 頁にも引用している、1899 年 5 月に漳州浦県盤陀墟で東本願寺分教堂が破壊された事件、及び同年 7 月に恵安県で生じた天主教徒が東本願寺の布教活動を排撃した事件、の 2 事件の交渉に関連して、光緒 25 年（1899 年）10 月の外務部〔正しくは依然総理衙門〕から矢野文雄公使宛に日本僧の布教権を定めた明文はないという文書が出されたものであろう、と（前掲佐藤三郎「中国における日本仏教の布教権をめぐる：近代日中交渉史上の一齣として」四五六頁）。

しかし、佐藤の上記推測は的外れのようなのである。佐藤が見ることがなかった、中央研究院近代史研究所編『教務教案檔』⁴の第六輯（光緒二十二年-二十六年）の「日僧伝教」の部に収録されている、1899 年の「日僧伝教」檔案には、佐藤が挙げた上記 2 事件には全く言及がない。「日僧伝教」檔案の最初は、1899 年 4 月の大谷光瑞の北京訪問関連の文書であり、その次は、1899 年 10-11 月の矢野公使と総理衙門との間の上述口上書のやり取りである。即ち、1899 年 5 月と 7 月に生じた佐藤の言う上記 2 事件は何等の記載もないのである。

それ故、仏教布教権に関する口上書のやり取りは、大谷光瑞の北京訪問との関連で考えるべきであろう。このことは、次の文書からも十分に推測できる。即ち、1905 年 4 月 13 日（光緒三十一年三月初九日）「外務部致北洋大臣袁世凱函」に次の記述がある。

光緒三十一年三月初九日、発北洋大臣袁世凱函称、日本素行仏教、其本願寺僧徒甚衆、光緒二十五年、有大谷光瑞者来遊京師、曾言伝教之事、嗣日使矢野照会、即援通商行船条約第二十五款第二節利益均霑之意、謂伝教亦在其内、当經総署駁復（『教務教案檔 第七輯（光緒二十六年-宣統三年）』1164 頁）。

上記文書は、大谷光瑞が北京来訪中に伝教の話しをしたので、後日、日本公使の矢野文雄が日本の仏教布教権も条約中の最恵国約款に含まれるという口上書を出したという趣旨である。即ち、矢野公使の口上書提出は、光瑞が北京の清国首脳陣に伝教の話しをした結果であることを意味している。なお、1899 年 4 月の光瑞の北京訪問から矢野公使の口上書提出までの間には半年間の開きがあるが、これは矢野が、光瑞との約束を離任間際になって実行したからであると説明できないだろうか⁵。

1899 年 11 月に総理衙門が日本の僧侶には清国内地の布教権はないという回答を出したが、日本人仏教者の布教は、障害に直面するどころか、却って清国地方官の告示による保護を得て拡大した。し

⁴ 台北の中央研究院近代史研究所編『教務教案檔』は、咸豊 10 年（1860）から宣統 3 年（1912）までの清末の総理衙門保存文書中の教務教案部分を編纂したものである。53 年の期間を 7 輯に分け 1974 年から 1981 年の間に合計 21 冊が刊行された。欧米の基督教布教に関し総理衙門・外務部が関係した文書を各省毎に分けて整理したもののだが、第 6 輯と第 7 輯の最後に「日僧伝教」の部が設けられている。第 6 輯の「日僧伝教」は、1899 年 4 月 23 日付の大谷光瑞の雍和宮訪問予定から始まり、1899 年 11 月 8 日付の総理衙門から矢野文雄公使に宛てた日本の仏教布教権は明文の規定がないことを通知した口上書まで 14 文書が収録されている。第 7 輯の「日僧伝教」は、外務部が 1904 年 11 月 17 日に受領した内田康哉公使からの泉州府安溪〔海〕東本願寺分教堂破壊事件に関する文書に始まり、外務部が 1908 年 7 月 29 日に受領した阿部守太郎臨時代理公使からの口上書まで 53 の文書が収録されている。

⁵ 柴田幹夫が「大谷光瑞初めての外遊」（『東洋史苑』第 50・51 号合併号、1998 年 1 月）で取り上げている、朝倉明宣『清国巡遊誌』（1900 年）には、1899 年 4 月 13 日に北京で「矢野公使来訪、猊下と長時間談話あり」（221 頁）、4 月 23 日に「猊下総理衙門に清廷大臣を訪問あり、慶親王を始め…諸大臣各高等官と会して長時間の談話あり」（236-237 頁）とあるだけであり、談話の内容は何ら記載されていない。

かし、1904年末にいたると、北京政府も南清地方官も日本僧の内地布教権を認めず、布教活動を阻止する方針を明確にした。

3. 布教権の争点化と清国官憲の締付による入教者激減

福建省の内地布教に清国官憲からの逆風が吹き始めるのは、1903年9月からであり、それは1904年12月になると一層激しくなった。

「明治三十六年〔1903年9月〕に至り福建省官憲〔福建全省洋務督辦〕は帝国領事〔上野専一廈門領事（1856-1939）〕に対し日清通商航海条約によれば日本人は支那内地に於て仏教布教権を有せざるを以て右布教の為支那内地に旅行せむとする本邦僧侶に対しては帝国領事官に於て護照を発給することなからんことを要求し來」た（外務省亜細亜局『支那ノ閉鎖的若ハ排外的施設撤廢問題』（支那問題参考資料第十輯）、出版年記載なし、58頁）。

上記要求に関し、上野専一廈門領事（在任1896年3月-1906年9月）が、小村寿太郎外相に宛てた1903年9月18日付公第128号「布教者に発給する護照に関する件報告」に、「是迄現に四五年以来泉、漳兩州各地方には我邦宗教家が教堂を開設し布教に従事致居り清国地方官に於て之を認め夫々保護の告示までも出し居る位に有之」（外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件」）と記しているように、東本願寺が1898年に福建省内地の泉州、漳州で清国人相手の布教を開始して以来、1903年に至る4-5年間は清国の地方官は、日本人の布教活動に保護の告示を出すなど好意的に対応していたのである⁶。

ところで、上記1903年の福建省官憲の上野領事への要求は、地方レベルのものであったようで、北京の中央官庁の動きは見られない。前掲中央研究院近代史研究所編『教務教案檔』の「日僧伝教」の部には、第六輯（光緒二十二年〔1896年〕-二十五年〔1899年〕）に、1899年11月に総理衙門が矢野公使に宛てて日本仏教布教者の内地布教権を否認した檔案が掲載されているのを最後に、そののちの5年間は何の記載もない。即ち、同第七輯（光緒二十六年〔1900年〕-宣統三年〔1912年〕）の日僧伝教の部の最初として、下記の1904年11月の泉州府安海東本願寺教堂被擾事件が取り上げられるまでの5年間は全く空白なのである。当然上記1903年の福建省官憲の上野廈門領事に対する要求も何等の記載もない。

安海の教堂開設は大谷派の布教使武田恵教が行ったもので、上野専一廈門領事を通じて所轄地方官より1904年8月4日付の告示が発せられている。

1904年11月4日に兇徒が東本願寺の泉州府安海布教堂を破壊した事件の処罰に関して、1904年11月21日に、閩浙総督魏光燾が北京の外務部に次のような上申をした。即ち、清国外務部から日本公使に文書を出して、日本公使の命令で日本僧侶を漳州、泉州等の教堂から退去させるようにすること（「閩浙総督電稱、漳泉兩府係属内地、外人不得居留、遇有遊歷通商之洋人、照章保護、請照会日

⁶ 1908年3月4日付在廈門領事瀨川浅之進から林董外相宛て機密第3号「福建省内布教問題に関し閩浙総督との交渉頗未具報の件」には、泉州、漳州2府の教堂をはじめ、同2府所管の道安、長泰、安海、仙遊各県に教堂開設時に、廈門領事館より所轄地方官に照会し、地方官は其都度告示を出して開教を允許した文書（例えば大谷派漳州教堂開設では1899年1月2日付、本派の泉州など三ヶ所の教堂開設では1899年4月24日付）の写を添付している（外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件」）。

本駐京大臣軫飭日僧將漳泉等処所設教堂一律撤退」⁷⁾。上申通り、清国外務部は12月15日に、松井慶四郎臨時代理公使に対し、福建の漳州、泉州などで布教している日本僧侶の引揚を求めた（「外務部請日本代理公使松井慶四郎將漳泉等処傳教日僧撤回（日使拒絶）」⁸⁾。清国内地仏教布教権問題は、ここに清国中央政府と日本公使との間の問題にレベルアップしたのである。

これに対し松井は、12月22日に外務部総理に、通商航海条約25条第2項の最恵国待遇に基づき日本僧侶は内地布教権を有しているとして「本使は乍遺憾御照会の趣に同意を表し難く候殊に我僧侶を引揚ぐべしとの閩督の上申の如きは本使の断じて承諾すること能はざる処に有之候」[本署大臣深以未能遽允来照所称各節為惜、至如来照内称、閩督電請商撤日僧一節、在本署大臣殊為断難応允]⁹⁾と答えた（外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件」）。

1905年1月11日付けで閩浙総督（閩督）は、上野專一厦門領事に対し、日本は条約上の布教権を有していないことを繰り返し、日本僧侶の即時引揚（即行撤回）を求めてきた。上野は1月23日に小村外相に電報で報告し「本官の確聞するところに依れば閩督は洋務総局をして公文を各地方官に送り我宗教家の布教権なき旨を通告せしも地方官は我に遠慮して未だ何等公然の布告はなさざる」ことを付け加えた。上野は、1月24日には北京の松井臨時代理公使に公信を送り、閩浙総督が前年12月13日付外務部宛公信で日本僧侶は巡廻するだけで内地に定住した例はない旨報告しているが、それは虚偽であるとして、日本僧侶が1898年から1904年8月に至る間、地方官の告示を得て公然内地布教をしたことを示す往復公文書の写を提出した。

閩浙総督は1905年2月15日にも、上野領事に次のように日本僧侶の撤退を求めた。

貴国と中国とは同文の国に属す中国各省学堂は多くの日本人を延て教習と為し中国士人の日本に遊学する者亦幾何なるを知らず彼我の情意は実以て已に日増親密なるに於て今更何ぞ此伝教の一事を増加するの必要あらんや且中国人の洋教〔キリスト教〕を習ふ者には上等体面ある者は極めて少きは貴領事も亦能く知る所ならん若し只管日僧の前來伝教するに任かさば其教に入る者必ず亦不良の徒のみならん徒に教に藉て事を滋くし両国の交際に於て絲毫の裨益ある能はざるは予決す可きなり仍て請ふ貴領事は約章を細査し情形を詳察し速に伝教の日僧を撤回し睦誼を結ぶに至らしめんことを（同上「支那内地布教権一件」）。

北京の内田康哉公使は、1905年7月27日付桂太郎外相宛の機密第136号で「本件に関しては当地[北京]は勿論厦門領事に於ても数年来清国当局者と交渉を重ねたるも常に互に同一の文句を繰り返すに止まり此上幾回の交渉を経るも其詮なかるべく結局何等好機會を得て条約中に我仏法布教を明許する箇条を挿入せしむるか又は實際の案件を利用し威力を用ひて我主張を貫徹するの外無之と存候」(同上「支那内地布教権一件」)と述べ、清国内地布教権に関し日清間の主張は平行線のままであり、当面解決する術はないとして匙を投げてしまった¹⁰⁾。1905年11月、上野厦門領事は、上記安海大谷派

⁷⁾ 中央研究院近代史研究所編『教務教案檔 第七輯（光緒二十六年—宣統三年）』台北，1981年11月15日，1153頁

⁸⁾ 同上『教務教案檔 第七輯』の第3巻末尾の「清季教務檔第七輯大事年表」17頁

⁹⁾ 同上『教務教案檔 第七輯』1154頁

¹⁰⁾ 佐藤三郎及び入江昭が指摘しているように、日本人仏教布教者に対する日本の外交官・領事官の態度は、同情的とは言えず、

教堂被擾事件の損害を地方道台に公金で賠償させることには成功したが、同時に要求した布教保護の告示は地方道台の峻拒にあって、「内地布教問題が中央に於て解決せらるると同時に従前通保護の告示を出すべき旨の要求」に後退せざるを得なかった（同上「支那内地布教権一件」）。

以上より 1904 年末から清国の閩浙総督のみならず北京の外務部も日本の内地布教権を明確に否定し、以後その方針を行政末端まで徹底させたことが判る。一方、日本側は日清通商航海条約 25 条の最惠国待遇により内地布教権を有するという主張を維持し内地布教の既成事実を継続した。双方の主張が平行線のまま、日本の布教者は南清内地での布教活動を継続したが、多くの障害に直面した。清国側官憲の非協力・否認を前に、実利期待の清国人既入教者は役に立たないことに失望して日本の教堂から遠ざかり、清国官憲等が自国民の入教を阻止したため新規入教者の数は大幅に減少した。

大谷派の厦門駐在布教使武田恵教は、1905 年 8 月 25 日付けで「臨時清国福建両廣布教監理事務取扱」の肩書で大谷派寺務総長大谷勝信宛に次の請願を提出している。

清国布教に関する請願

我本山が清国福建省の布教に着手せられしは去明治三十一年七月にして当時厦門を始とし漸次漳 [漳州] 泉 [泉州] 等の内地に向け教線を拡張するに至れり 而も其開教するに当りては帝国領事の認可を経 清国地方官は告示を出して教堂の保護を誓ひ之に由て爾来各布教所は講教日を訂して門徒を導化し或は子弟教育の道を開く等安寧に其任務を行ひつつありしに 何故か閩浙総督は突然達示をなして云く 日本宗教は清国内地に於て之を宣布すること国際条款の許さざる所なりと殆んど禁止的の札文を發せり 是実に昨年 [1904 年] 末に於て我南清布教の上に被れる不慮の打撃なり 由来清国地方官にして条約上の最惠国均霑の意義を謬解し居るもの尠らず是等の事情よりして かかる不情理の達文を發したるものならん乎 之が為に敝等現に清国に在りて布教に任じ居るもの及我教を奉ずるの門徒にして頑民又は異教徒の或一部の者の為に侮辱迫害を受けること甚く日本教と云総称の下に設置せる兩派本願寺の各布教所は之に因りて多大の損害を被れり 是當に我布教の既得権を阻害せられたるのみならず延いて国家の体面にも影響するものと信ず 之に就き領事 [上野專一厦門領事] より閩浙総督に向け嚴重なる交渉に及ばれしと雖も 地方官の我教に対する態度と頑民の我を侮辱するの行動とは今尚依然たり 惟ふに今後と雖も前に發せし日本教阻害の達示を取消べき公文の出でざる間は布教均霑の実は到底行れ難きは論を俟たず隨て頑冥不靈の徒は日本教を輕侮するの余り敝等又は門徒に対して将来も亦如何なる迫害を加

領事官が布教者を厄介払い的に帰国させた例さえもある。例えば、大谷派の浙江省杭州の日文学堂長伊藤賢道（清国浙江教務主任真宗学師）は、1906 年 8 月 13 日に日本の杭州領事高洲太助により退清命令を受けたことはよく知られている。その原因の一端は 1904 年より大谷派本山からの送金がなく、自活のために「清国寺院を本願寺に帰依せしもの如く装ひ僧寺を学校用に徴発する清国人の行為に反抗し若干の謝礼を受け」（外務省記録 3.10.1/15「支那内地布教権一件」）のような方法も用いたからである。なお、中央研究院近代史研究所編『教務教案檔 第七輯（二）』末尾の「大事年表」の 1906 年 8 月 5 日の項には「以日僧伊藤賢道在紹興等処収徒斂錢，私給信物 [receiving disciples, collecting money, and giving pledges illegally]，浙江洋務局照請駐杭日領事即日勒令回國（日領事照辦）」とある。この外にも、外務書記生に過ぎない汕頭領事分館主任大賀亀吉が、1905 年 7-10 月に真宗本派の汕頭布教師菅真海を「真海は素行甚だ宜しからず又董事陳も頗る不良の徒」などとて、本省が本山に帰国命令を出すように働きかけるように 2 度に亘り具申し、帰国を実現させた（前出「支那内地布教権一件」）例もある。日本の外交官・領事官は布教者の質が悪いことを強調しているが、果してそれは事実であったのか、或は官員の思い上がりからくる偏見に過ぎなかったのかについては検討の余地がある。このように、布教事業の困難は、清国側の政策に起因した外にも、日本の現地外交官・領事官と日本布教者との間の齟齬にも原因があった。

る等の行動あるやも測り難ければ 此際敵等清国に在りて円満に布教し得るに至る様 外務省より清国政府に向け至急嚴重に交渉相成候様乍恐 外務大臣へ御請求被成下度 右請願し奉り候
臨時清国福建兩廣布教監理事務取扱 布教師 武田恵教

明治卅八年八月廿五日

寺務総長 大谷勝信殿 (同上「支那内地布教権一件」)。

真宗大谷派管長大谷光瑩は、桂太郎外相に 1905 年 12 月 20 日付で「清国布教の儀に付伺」の文書を出し、江浙地方の清国官憲が布教保護の公示を出さず、また福建地方では 1904 年末に閩浙総督が日本は内地布教権を有しないという告示を發したので布教を阻害されることが甚だしい。「依て本年 [1905 年] 九月貴大臣に上願して御処置を求め更に十月実情開陳の爲福建兩廣布教監理武田恵教を上京せしめ御差支無之限り本件に関する御省御方針を示されん事を願出置候も今に及びて尚其要領を得るに至らず」と述べ、清国政府が日本の内地布教権を承認しないのであれば、日本政府はどのような方針を取るのかを知りたいと結んでいる (同上「支那内地布教権一件」)。

何れにしても日本仏教の内地布教権を認めない清国政府に対し、前述のように日本外務省は当面有効な手はないとして既に匙を投げていたので、大谷光瑩管長の問いに答えることはできなかった。

南清における日本布教者の活動は継続したが、活動は困難を増した。真宗本派の開教師葦原得忍が 1907 年 8 月 26 日に福建省興化府 (現名は、莆田市) に家屋を借りて布教堂を開設したところ、「梁 [興化府] 知府は一種の命令書を張 [莆田県] 知県に送り知県よりは更に令状を發し該家屋を封印し又た家主及該教堂に往来する者を拘引せんとしたるにより葦原開教使は梁知県に交渉し相当の取締方を要求したるに該知県は何等保護の手段を取る所無之」(同上「支那内地布教権一件」) であった。また、1907 年 11 月 3 日に泉州の大谷派布教師田中善立が「天長節祝賀の爲め同地方の重立ちたる者を招待したるに壺人の来会者なかりし」(同上) 状況であった。

しかし、日本の仏教布教権を否定し福建省内地から日本僧侶を追放しようとする清国側の意図は貫徹することはできなかった。1908 年 5 月 12 日付在厦門領事瀨川浅之進 (厦門領事在任 1907 年 6 月-1908 年 5 月) の林董外相宛公信機密第 7 号で、瀨川は曾て福建の地方官憲が本願寺の教堂を允許した告示の例を多数閩浙総督に示したにも拘わらず、同総督は允許ではないと言い逃れした、このレベルで文書の往復を繰り返しても要領は得られまいと述べたのち、「尤も清国地方官に於ても小官 [瀨川] より数回の抗議に依り實際に於ては当方主張の点に付多少了解する所ありしもの如くにて遂に我布教使の撤回をも実行すること能はざる結果と相成り漳州泉州等に於ては従前の如く本願寺の僧侶在住して依然布教に従事致居候事なれば此上清国地方官が具体的に何等妨害を加へ候様の事なき限りは当分の間本問題に関し論争せざる方却て得策と信じ」(同上「支那内地布教権一件」) ると具申している。

4. 武田恵教と他の大谷派閩南布教者たち

上記大谷光瑩管長の桂外相宛文書によれば、1905 年 10 月当時、武田恵教は、大谷派の「清国福建兩廣布教監理」の肩書きを有しており、南清における大谷派の代表的役職にあったことがわかる。

ところで、『東本願寺上海開教六十年史』(1905 年末までは藤井草宣、1906 年からは石崎達二執筆)

は、上海に限らず、1900年代の大谷派の南清布教者たちの活動もカバーしている。但し、同書は客観的且つ遺漏なき記述を心懸けた学術的歴史研究書とは言えないので、同書だけに依ったのでは南清布教の実態を正しく把握することはできない。例えば、武田恵教の人事・進退に影響を与えた人物、即ち武田の前任者である高松誓や武田の厦門離任を仕掛けた一人であると推測される栗本憲（若しくは徳洲）の名は殆ど出てこない。

『東本願寺上海開教六十年史』76-78頁及び174-176頁は、1898年から1908年に亘る、大谷派の厦門、泉州、漳州開教を述べているが、ここには高松誓の名は全く出て来ない。ただ、同書第十編東本願寺上海別院年表12頁に、1900年8月24日の項の「厦門教会堂毀焼さる」、所謂厦門事件に続いて、1900年8月30日の項に「高松誓福建省両広の布教監督事務取扱を命ぜらる」とあるのが、唯一高松誓へ言及した箇所である。高松が何時、厦門に赴任し、何時職を去ったかは述べられていない。

高松誓は義和団事件の混乱の中、日本軍の厦門進出の口実作りのために実行された、大谷派教堂放火に関わった人物であると言われている¹¹。

高松誓（安政2年（1855）生-1903年8月4日没）は、1899年5月半ばに台湾を發ち大谷派厦門開教使として厦門に赴任（台湾日日新報1899年5月17日）した。1900年8月24日の厦門東本願寺教堂放火事件直後、前述のように福建両広の布教監督事務取扱に任じられ、更に1902年6月3日には正式に「福建両広布教監理」に任じられた（松金公正「真宗大谷派による台湾布教の変遷：植民地統治開始直後から台北別院の成立までの時期を中心に」『アジア・アフリカ言語文化研究』71号、2006年、96頁）。高松は、1903年8月4日に厦門で擬似コレラにより急死した（台湾日日新報1903年8月15日）。

高松に次いで、大谷派の「臨時清国福建両廣布教監理事務取扱」の肩書を与えられたことが確認できる人物は、武田恵教である。

武田の経歴は不明な点が多いが、『東本願寺上海開教六十年史』第十編東本願寺上海別院年表13頁の1902年2月18日の項に「布教使補武田恵教は福建省泉州教場在勤を命ぜらる」とある。泉州の武田は、高松誓死亡直後の1903年8月15日に「武田慧教（泉州）臨時清国福建両廣布教監理事務取扱となる」（前掲松金公正「真宗大谷派による台湾布教の変遷」、97頁）。次いで、同上書第十編東本願寺上海別院年表13頁の1905年1月20日の項に「泉州彰化学堂長田中善立泉州布教所在勤 武田恵教厦門布教所在勤を命ぜらる」とある。更に、同年表15頁に「この年〔1905年〕杭州駐在伊藤賢道臨時福建両廣布教監理事務取扱武田恵教、清国内地に於ける布教に付其筋に陳情す」とあるが、これは前述した1905年10月に武田が上京して東京の外務省に陳情したことを指している。

外務省通商局『福建省事情、第一巻在厦門帝國領事館管轄区域内事情（大正九年四月二十七日附在厦門帝國領事館報告）』（1921年6月上梓）の53頁は、1903年8月4日に高松が病死した後、「武田恵教師之を継ぎ医院〔1901年6月10日に厦門に創設した無我堂医院〕を廢し鼓浪嶼六耳礁に教堂を移転せり」と記している。武田が厦門布教所を厦門と海を距てて隣接する、外国人や富裕層の居住す

¹¹ 故谷美子「厦門事件の一考察」『歴史教育』6巻3号、1958年、44-46頁、佐藤三郎「明治三年の厦門事件に関する考察：近代日中交渉史上の一齣として」『山形大学紀要（人文科学）』5巻2号、1963年3月、15-20頁、及び中西直樹『植民地台湾と日本仏教』三人社、2016年6月、187-219頁

る鼓浪嶼島の鹿耳礁に移したのは、1906年初夏のころである（漢文台湾日日新報¹²1906年10月19日）。廈門から鼓浪嶼の教堂に通うには海を渡らなければならないので不便であると信徒たちは、廈門に戻すように要請した（漢文台湾日日新報1907年1月12日）。1907年1月26日の廈門からのニュースに、廈門の布教所は鼓浪嶼に置いたままとし、信徒の便利のために「布教師武田君、近日挙行議員評論会、倡議在廈門分設講教所」（漢文台湾日日新報1907年2月8日）とあるが、武田は1907年2月にシャム布教に出発した。

いづれにしても武田は、教堂は鼓浪嶼に置いたまま、1907年2月にバンコクに赴いた。

武田は1907年5月初旬には廈門に戻ってきたが、廈門とその周辺に複数名在留していた大谷派布教者の中の何者かに、醜聞を暴露され、同年8月8日には廈門を離任した。この件については後述する。

1907年前後に、廈門とその周辺に在留していた大谷派の布教者として『東本願寺上海開教六十年史』から判明するのは、廈門の武田恵教と酒井賢静、漳州の藤谷真瑞、泉州の田中善立の4名である。

酒井賢静は、1906年8月23日に廈門布教所在勤を申し付けられ、在勤1年余にして1907年10月5日に廈門布教所在勤を辞職した（『東本願寺上海開教六十年史』175頁、同書第十編東本願寺上海別院年表17頁）。藤谷真瑞は1906年8月25日付で漳州駐留を命じられ、1909年1月2日付でその職を解かれ、後任に谷了悟（1879-?、のち浪花と改姓）が任じられた。谷はそれ以前の1908年2月3日付で酒井賢静の後任として、廈門駐留を命じられている。武田恵教が1907年8月8日に廈門を離任した後、『東本願寺上海開教六十年史』175頁は、1907年9月17日付で泉州府彰化学堂長の田中善立が廈門布教所を兼任したが、谷了悟が1908年2月3日付で廈門駐留を命じられたので、田中は廈門兼任を解かれたと記されている。

なお、田中善立（1874-1955）は、1895年7月哲学館を卒業し名古屋次いで東京の大谷派中学で教師をしたが、1899年3月に「大谷派本願寺南清留学生と為り清国福建省泉州府に至り語学修習同卅三年〔1900年〕三月布教使として泉州布教所主任と為り同卅四年〔1901年〕四月泉州府に彰化学堂を設立し之が教授と為り日本語及普通学を教授し引続布教に従事し」（外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態取調の件」ファイル中の、1908年12月15日付在廈門領事館事務代理から小村外相宛機密公信第20号）ていた。田中は1912年に帰国し、愛知県から7期衆議院議員に当選している。

『東本願寺上海開教六十年史』に従えば、廈門の大谷派布教所は、武田恵教→田中善立→谷了悟の順で継承されたことになる。しかし、同時代の『漢文台湾日日新報』1908年3月10日号4面「教師蒞厦」の次の記事は、別の継承順を示唆している。

（廈門通信三月初貳日発）

廈門東本願寺布教所、自武田師去後、栗本師来厦掌教、○○○○、○○○○○○○○ [以上12字不鮮明で読めず] 栗本氏、准允教社董事、攢營非為、敗壞教規、將鼓浪嶼教堂、移駐廈門、以

¹² 本稿で用いる漢文台湾日日新報記事の存在は、關正宗「明治時期（1873～1912）真宗大谷派在兩岸的活動」『圓光佛學學報』第17期、2011年8月、116頁の記述から知った。

便私図，所有教徒恐被魚肉，不堪科派銀錢，遂致四散，改入他教甚多，實屬可惜，茲聞新任教師，谷了悟君，于東曆二月廿四日，自台蒞厦，衣鉢暫留柏原洋行，伝集教中人，寥寥無幾，訊知該教廢弛，擬即重新整頓，振興教社，仍設東光教社在鼓浪嶼，遂于廿六日 [1908年2月26日]，与駐泉教師田中君，拜会厦門道台，劉慶汾觀察，○ [一字不明] 談良久，然後回至厦門布教所，視察一切，仍回柏原洋行，想他日谷君必有一番整頓

即ち、武田恵教が1907年8月8日に、厦門を去ったのち、栗本 [恵] が厦門布教所を引き継いだ。栗本は、教社董事が集まって非行をなし教規を損なうことを許し、布教所を鼓浪嶼から厦門に移して私益を図った。総ての信徒は食いものにされることを恐れ、苛酷な募金の割当に堪えられず、四散した。その後、1908年2月24日に谷了悟が台湾から厦門に赴任して栗本が破壊した教社の整頓を開始した、というのである。

上記漢文台湾日日新報の記事では、厦門布教所は武田恵教→栗本恵→谷了悟という順序で継承されたことになる。

栗本恵 (とく) の厦門での布教活動も、高松誓同様に『東本願寺上海開教六十年史』には、全く言及がない。栗本は、同書第十編東本願寺上海別院年表16頁の1907年4月16日の項に「開教使栗本恵汕頭駐留を命ぜらる」と、汕頭駐留が記されているのみであり、汕頭以前に彼が厦門に駐留していたことは記されていない。

1908年12月15日付で在汕頭領事徳丸作蔵が、小村寿太郎外相宛に発した機密第14号「在清国本邦布教者の布教状態に関する取調の件」は、栗本恵について次のように報告している。

愛知県葉栗郡葉栗村大毛 [現一宮市] 大谷派栄泉寺住職栗本恵 (明治8年生) は、「大谷派本願寺名古屋別院付属小教校卒業後肩書之通り栄泉寺住職となり三十二、三年頃台湾安平に赴き後台南布教所にて布教に従事し¹³ 三十四年頃帰国三十八年二月渡清し厦門に在て約二ヶ年布教し四十年一月汕頭に来」た。更に、栗本恵に関して、次のように附記している。

本人は前記の如く昨四十年一月当地に來り当地昇平街に於て布教所を設置せしも布教意の如くならざるより右布教所には僧藤井啓誠なるものを留守居として留め置き本年 [1908年] 三月布教の目的を以て南洋ジャワ地方に赴きしも矢張り目的を達する見込みなきを以て [1908年12月15日の] 数日前空しく当地へ復歸せり然るに当地布教所は維持困難にして借家料さへ支弁の道なきに至りしを以て留守居藤井は栗本帰着前已に布教所を撤廢して他の本邦人の住居に仮寓し居りしが故に栗本も目下其仮寓所に同寓し居れり又栗本は本年 [1908年] 四月限り布教使の職務を免じたる旨当時東本願寺より当館へ通知來れり (外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態取調の件」)。

以上から栗本は本山から布教師を解任されることを知ってか、1908年3月にジャワ華僑布教に向

¹³ 台湾時代には、栗本恵 (とく) ではなく「栗本徳洲」と称していた。前掲松金公正「真宗大谷派による台湾布教の変遷」92-93頁よれば、1897年10月8日に「栗本徳洲 (栄泉寺住職)」が教用につき台湾出張を命じられ、同年11月20日に台南説教所在勤となり、1898年1月28日に台湾布教掛となっている。

かったが、成果なく1908年12月に汕頭に戻って来たものと思われる。彼が何故解任されたのかは不明だが、1907年8月に武田恵教が廈門を離任した後に、彼が廈門で行った不始末が関係しているのかもしれない。上記報告では栗本は1905年2月から2年間廈門に駐在し、1907年1月に汕頭に赴任した旨書かれているが、一方、『東本願寺上海開教六十年史』には、1907年4月16日に「汕頭駐留を命ぜらる」と記されている。しかし、前出漢文台湾日日新報の報道では、栗本は1907年8月8日に武田が廈門を離任したのち、布教所を鼓浪嶼から廈門側に移し、私利を働いたとされている。栗本は廈門と汕頭の間を往復して、武田離任後の廈門の布教所を、谷了悟が来厦するまで管理していたものと考えられる。

以上から1907年初めに大谷派の廈門教堂に属した布教者は、武田恵教、酒井賢静に、栗本恵を加えた3名であったことが判る。この3名に泉州の田中善立を加えた4名の間には問題があって、内紛を起こして私行暴露などに及んだことは後述する。清国の日本仏教布教への圧迫という外的な要因の外に、大谷派閩南布教師の間の内紛も、武田がシャム布教に手を出した一因と考えられる。

5. 南清から南洋へ便利で安価な渡航

日露戦争の勝利後、日本のシャム進出は積極化した。日本郵船は、1906年5月に汕頭-バンコク間に航路を新設し、既存の北独ロイド社(N.D.L. Orient line)との間に猛烈な価格競争を展開したため、南清からバンコクへの渡航は、便利且つ安価になった。これは華僑の移動を容易にしただけでなく、南清で布教の困難に直面しつつあった日本人布教者が、南清出身の華僑を追って東南アジアに進出することにも便宜を与えた。

『実業世界、太平洋』5巻10号(1906年5月15日号)111頁は次のように報じている。

郵船会社の暹羅航路開始、日本郵船会社は今回香港、汕頭、盤谷間に約二週一回の定期航路を開始することとなり、差当り備船チルダール及プロメシウス号を使用し、本月中旬より実行す。本航路は日暹貿易上の必需を充たし、其将来の発達を助長し、日本の商工業に多大の裨益を与ふると同時に、欧州線並に米国線も其接続によりて利益少からざるべし。

日本郵船の汕頭-バンコク新航路が、日タイ間の交流増大の契機になることを、三田村八郎が1907年11月26日付の盤谷からの通信で次のように述べている。

暹羅に於ける有望事業：一、暹羅在住の邦人約百五六十名、外交官と暹羅政府顧問政尾〔藤吉〕博士を除きては、孰れも金党の勇士にして前途の成功を期待するものに御座候。三井は本年四月支店を開業したるも、勿論試験時代に属し、他は未だ言ふに足らず。唯注目すべきは日本人の計画したる鐘詰製造事業に可有之乎 鐘詰製造事業は本年まで農商務省水産局の遠洋漁業練習生として当国漁業研究に従事したる岩田豊雄氏の計画する処、プラトーと称する魚類を鐘詰に製して普ねく内地の需要に供給し、進んでは外国にまでも輸出を試みんとするものに御座候。該事業は一昨年来岩田氏によりて提唱せられ、稲垣前公使、政尾博士、田邊領事等の賛成を得て遂に今日に至りたるが、資本金額は当初二三十万銖とし、漸次五十万銖に増加する予定にして、会社発企

人中には当国外務次官あり、地方総督あり、大臣あり、清商あり、兎に角盤谷一流の事業家と在留邦人中の有力者とを網羅せるものに候。而して試験の結果は予想外の好成績を告げられたば、発企人中には其製品を国王陛下に献納せんと発議するものあり、或は会社資本を初めより四五十万銖となすべしと主張するものあり、一同満足に候。会社は未だ計画中に属し、創立事務所すら設定せられざるも、上述の如き形勢にあれば成立は疑ひなかるべく、目下成立の進行せざるは国王歓迎〔訪欧したラーマ五世の帰国歓迎〕のため国民熱狂の致す処に外ならずと存候。二、三年前当国に於ける邦人在留者は僅々五六十名、四五の雑貨店を開けるものの外は、吹矢営業と赤幕ホテル営業を見たるのみに候へしが、日本郵船の盤谷航路を開きしより以来、邦人の来航者頗る増加し、毎航一二の同胞を見ざるなき有様に御座候。而して一昨年来活動写真の成功は目覚ましきばかりにて、邦人渡辺某〔渡邊知頼〕始めて之れを携ひ来り毎月収入約一万銖中六七千銖は純利となり、既に一年以上を経過して益々観客の増加を見るは不思議なる程にて候。暹羅の皇族貴族を始め一般庶民に至るまで日を定めて観覧し、各々其度数の多きを誇りとするを宛かも芝居の常席連の如くにて、近頃貴族事業家中会社組織を以て此業を計画するものあり、今や活動写真は盤谷に於ける一事業たらんとする形勢に候、三、……（明治四十年十一月二十六日付、在盤谷三田村八郎氏通信）（『海外通信：暹羅に於ける有望事業』『横浜商業会議所月報』135号、1908年1月25日、28-30頁）。

ところが、日本郵船と北独ロイド社との汕頭-バンコク航路の競争は、1年8ヶ月しか続かず、両社交渉して日本郵船側は1908年1月に、この航路から全面撤退した（日本郵船株式会社『日本郵船株式会社百年史』1988年、166-167頁）。しかし、日本郵船撤退後、หลวงโสภณเพ็ชรรัตน์（張見三）を中心にした20名のシャムの華僑たちは、汕頭-バンコク航路で北独ロイド社と競争することになる華運輪船公司（Chino-Siamese Steam Ship Company Limited, บริษัทเรือเมลิ์จีนสยามทุนจำกัด）の創立を計画し、同公司は1909年1月10日のタイ国官報に、国王が特許会社として許可したことが公表された。

日本僧侶の南清内地布教は、ナショナリズムの高まりにより困難が増大した。一方でタイ渡航は便利且つ安価にできるようになった。このような状況の1907年に、南清からシャムに渡って産を成した華僑に目を付けて、汕頭経由でシャム華僑布教のために来タイする日本僧侶が現れた。廈門を本拠に汕頭周辺まで布教の足を伸ばしていた真宗大谷派の福建両広布教監理武田恵教、汕頭教堂を拠点としていた真宗本派の宮本英龍、無断で任地の台湾を離れて1906年4月に福建地方を旅行したとして、同年9月に台湾の開教使を罷免された水澤泰澄である。

6. 1907年武田恵教・水澤泰澄のラートブリー（ラーチャブリー）開教

武田恵教が1907年2月に華僑と同船して渡タイしたことは次のように報じられている。

武田恵教氏の渡暹、南清福建省廈門に在る大谷派の同氏は、此程同地方の出稼民の団体に伍し、暹羅国に渡りたる由なるが、右は暹国在留の清国民布教の為なる可しと云ふ、（中外日報1907年3月3日）。

武田恵教氏 久しく南清布教に従事したりし大谷派の同氏は、此程暹羅に赴きたる由なるが、今後は暹国在留清国民の布教に尽す筈なりといふ（警世新報 114 号，1907 年 3 月 15 日号，34 頁）。

檀野禮助（1875-1940）が三井物産バンコク出張員初代首席として着任したのは、1906 年 8 月のことである。檀野禮助伝編纂委員会『檀野禮助伝』（露水組合事務所，1945 年 12 月 20 日）282 頁には、檀野の日記を引用して、バンコクで夭折した長男禮一の葬儀が 1907 年 2 月 26 日に举行された時、「溪〔道元〕 禅師及武田僧侶の読経あり。溪禅師は将に出発帰国の途に上らんとしたる人にして、出発を延期して偶然この事あり。武田僧侶は本願寺の厦門出張員にして、過日此地に来遊中偶然この事あり」と記している。これから武田恵教は、1907 年 2 月 26 日以前にバンコクに到着したことが判る。

1907 年 3 月 16 日付の田邊熊三郎（1865-1927, 1903 年 12 月～1909 年 12 月暹羅在勤）駐暹臨時代理公使から、林董外相宛の後述公信第 12 号によると、武田は、田邊を訪ねてラートブリー（ラーチャブリーと発音することもある）布教を相談した。同地には旧知の華僑もおり、既に数十名の信徒が存在していると言う。

武田のラートブリー開教にとって、内務大臣ダムロン親王からラートブリーの地方官に宛てた添書を武田が得ることができれば、大きな便宜となる。この添書は、南清の地方官の告示と同様の効力、即ち、シャムの内務大臣が日本人僧侶の内地布教を保護すること意味する。

武田の要請に応じて、1907 年 2 月 26 日付で田邊臨時代理公使は、プラーヤー・シーサハテープ内務次官に宛て次の内容の文書を提出した。即ち、日本僧武田恵教が数週間の予定でバンコクに滞在しているが、来る 3 月 1 日に、ラートブリーの華僑のために教堂を開く目的で、同地を訪問するつもりである。従って、内務大臣ダムロン親王からラートブリーの地方官に宛てた、武田個人及び武田がラートブリー市で実施しようとしている崇高な事業を保護するように要請する文書（添書）を武田に交付して頂きたい、と。

翌 2 月 27 日にシーサハテープ次官は田邊に次のように回答した。即ち、内務大臣ダムロン親王に添書の件を上申したところ、内務大臣は、日本人がシャムに布教堂を開くというのは初めてのことであり、その種の添書要請も従来にない珍しいことであるので驚かれ、日本僧の意図する布教について詳細を知らせるように求められた、と。

そこで、3 月 1 日に田邊は武田を伴って、直接内務大臣ダムロン親王を訪問した。ダムロンは「淡泊に自分の意思を述べれば自分は日本仏教僧侶が暹国に來りて布教することを好まず其故は基督教の如きは従来暹国に無き所なれば之を伝道するは可なるも仏教は之に反し元來暹国の国教なれば新に日本の仏教を伝道するの必要なし尤も暹国に於ては如何なる宗教宗派も自由なれば自分は日本仏教僧侶が布教することを正当に禁止すること能はざるは勿論なるも或は暹国の仏教徒と衝突するが如きことあらんを恐る是れ予め注意し置くなり」と述べ、添書の交付は拒んだ。しかし、日本僧の布教を禁止するまでではなかった。

なお、田邊から林外相宛て上記公信第 12 号は、外務省記録 3.10.1/8「宗教関係雑件第二卷」ファイル中の「(三) 暹国ラトブリー市に東本願寺講教所設立に関する件」として保存されている。これは、既に中西直樹「明治期日本人僧侶の暹羅布教」(『龍谷大学世界仏教文化研究論叢』第 58 集，2020 年

3月、35-36頁)に全文掲載されているが、行論の便宜のため、以下に筆者の読み方による全文を掲載しておく。

「(三) 暹国ラトブリ市に東本願寺講教所設立に関する件」

公信第十二号 暹国ラトブリ [ラートブリー] 市に東本願寺講教所設立の件

永く清国厦門及詔安等の地方に於て布教に従事し居りたる真宗大谷派本願寺開教使武田恵教師は過般其門徒の情願により当国に渡來し実地の情況視察の結果当盤谷市と当市の西方なるラトブリ市に講教所を設立するの必要を感じ許可願出候に付委曲の事情聞取之上許可致置候処同師は先づ差当りラトブリ市に講教所を創設し已に同地方在住清国人中に数十名の信徒を有する由に候

是より先き右ラトブリ市に講教所設立に就ては地方官の特別の保護を得る事に関し武田師より願出之次第有之候に付同師の爲め特に内務大臣より同地方官に宛てたる添書を得んが爲め別紙写甲号の通り内務次官へ依頼致候処我僧侶が当国に於て布教するは從來絶無の事にして其意外なるに驚きたるもの如く尚ほ之に関し詳細の事情を承知したき旨別紙写乙号の通り申來候依て書面の往復にては事抄らず又事情通ぜざる所あるべきを慮り本月一日小官武田師を伴ひ親しく内務大臣に会見致候小官は先づ同師を紹介し同師が多年清国厦門地方に於て布教に従事し居りたること及今度門徒の情願に応じて來暹し又彼等の依頼によりラトブリに布教所を設立せんとする次第を述べ候処同大臣曰く淡泊に自分の意思を述べれば自分は日本仏教僧侶が暹國に來りて布教することを好まず其故は基督教の如きは從來暹國に無き所なれば之を伝道するは可なるも仏教は之に反し元來暹國の國教なれば新に日本の仏教を伝道するの必要なし尤も暹國に於ては如何なる宗教宗派も自由なれば自分は日本仏教僧侶が布教することを正当に禁止すること能はざるは勿論なるも或は暹國の仏教徒と衝突するが如きことあらんを恐る是れ予め注意し置くなり云々 之に対し小官は素と同一の仏教なるも其宗派により教義に多少の異同あるを免れざれば相互に研究するは仏教の發達上に裨益する所あるべきこと、我布教所に於ては布教の傍ら施薬及兒童教育等の公益事業にも助力すること猶ほ夫の基督教徒の如くすべければ暹國の爲め甚だ利益あるべきこと又我布教所は暹國仏教徒と衝突するが如きことは必ず之を避けしむべければ其危険なかるべく万一兩者の間何等事端を生ずるの恐あるときは機に臨て御協議に及ぶ所あるべしと述べ了りて話頭を他事に轉じ退出致候 右 [上] の如く内務大臣が基督教は可なるも我仏教を當國に布教するを好まずと云ふは一見甚だ奇なるが如くなるも其内心を忖度するに蓋し暹國仏教を以て純正なる仏教とし他國の仏教を以て雜駁なるものとせる普通宗教家に免れざる偏見に起因するに過ぎずと存ぜられ候又當國は仏教の盛なる處なるも從來基督教徒とさへも何等衝突ありたることを聞かざれば同一宗教なる我國仏教徒に対し特に敵意を懷くべしと思はれず候に付結局内務大臣の添書を得ること能はざりしに拘はらず小官は前述の如く布教所の設立を許可したる次第に有之候

右為念及上報置候敬具

明治四十年三月十六日

在暹臨時代理公使田邊熊三郎

外務大臣子爵林董殿

(別紙写甲号)

村嶋英治

February 26th, 1907.

Dear Phya Sri Sahadebh,

A Japanese Buddhist priest by the name of Yekio Takeda, is now spending a few weeks in Bangkok, and intends to pay a visit to Ratburi on March 1st with a view to establishing a mission house for the benefit of the Chinese Buddhist there.

I shall therefore be greatly obliged if your Excellency will be so good as to ask His Royal Highness the Minister for the Interior to favour Mr.Takeda with a letter addressed to the Local Authorities of Ratburi requesting them to accord him such protection as he may be in need of with regard to his person as well as to the noble work which he is going to undertake in that town.

Thanking you in anticipation, I am,

Yours sincerely

Signed:- K. Tanabe.

(別紙写乙号)

Ministry of the Interior

Bangkok, February 27th, 1907.

Dear Mr. Tanabe

I have received your letter of 26th instant asking for a letter of introduction to the Siamese Authorities of Ratburi in favour of a Japanese Buddhist priest by the name of Yekio Takeda, who intends to establish a mission house for the benefit of the Chinese Buddhists at Ratburi.

I have submitted that application to H.R.H. the Minister of the Interior and have been instructed by His Royal Highness to reply that, he is rather surprised by the novelty of such an application, as it is the first time that the Japanese will establish a mission house in Siam. His Royal Highness therefore would be glad and thankful to you if you would furnish this Department with more detailed particulars about the intended mission of this priest.

I am,

Yours truly

Signed:- Phya Sri Sahadebh.

内務大臣ダムロン親王は、自分の部下である地方官に宛てた添書を武田に与えることは拒んだが、日本僧のシャム布教を禁圧することはなかった。ダムロン内相の日本僧の布教に対する態度は、本稿の巻末資料 I—①の (D) にみるように「日本僧がどのように布教するか、或は入教する者が自発的に幾ら寄進するかは、政府の与り知らぬことである。しかし、日本僧の董事や日本僧が出した文書が、行政上保護の効力をもつことは絶対に認めない」というものであった。ダムロンは同上巻末資料 I—①の (D) にみるように、武田のラートブリー行きに「恒例通りに旅行許可証を与えた」。1898 年の日本暹羅修好通商航海条約により、日本人はタイの手漕船でバンコクの城壁から 24 時間以内に往復できる範囲にしか居住できず、これを超える場合は日本領事を通じてタイ内務省の内地旅行許可証を

取得することを要した。これは旅行許可であって定住許可ではないが、実質はこの許可証を半年毎に更新することで、地方への長期滞在が可能であった。それ故、通商条約による居住地の範囲制限が存在したにも拘わらず、多くの日本人がタイの内地に居住していた（村嶋英治編集・解説『天田六郎氏遺稿「シャムの三十年」など』38, 39, 200, 255 頁参照）。

さて、1907年3月の大谷派武田恵教のラートブリー開教開始及び1907年4月頃の真宗本派宮本英龍のバンコク開教の開始以後、1908年2月（ダムロン内相が巻末資料Ⅰ—①を、1908年2月24日にラーマ五世に提出し、翌日同王が巻末資料Ⅰ—②によって、日本僧の布教を禁絶するように厳命を出す）まで、1年間弱の期間は日本僧のシャム華僑布教は、障害の少ない黄金時代であった。

武田は在タイ3ヶ月にして、1907年5月には一旦厦門に引き上げた。武田はシャム華僑布教に手応えを感じ、再度来タイ布教する予定で、不在の間ラートブリーの教堂を、田邊領事の仲介で浄土宗の水澤泰澄に託したと思われる。

武田及び水澤のラートブリー布教は、巻末資料Ⅰ—③に見るように、まず地方の有力華僑を弟子頭（董事）にした。董事の名はKaeといい、この地方の顔役の華僑である。彼は、最近までアンジー（ヤクザ、私派組織）の長で子分を多数養い、華僑たちに金をたかって生活していた。アンジー禁止法（1897年10月10日公布）¹⁴が出た後は、阿片請負人（一定地域の阿片販売独占権を入札で獲得した華僑商人）の廊主（マネージャー）として阿片請負人以外の者の密売を取り締まった。しかし、ラートブリー州は阿片販売を民間に請け負わせる方法を止め、州の直営に変更したためKaeは失職した。そこでKaeは日本人布教師（時期的に水澤）の董事となり、入教して金を払えば、日本の裁判管轄権に属する保護民となり徴兵を免れ（1905年9月3日の官報で徴兵法が公布された）、罪を犯しても投獄されることを免れることができると華僑に対して宣伝して入教者を集めた。入教者は最高で200パーツ、少なくとも12パーツを支払った。

同じく巻末資料Ⅰ—③によれば、ラートブリーの教堂は2ヶ所に設けられた。一ヶ所はラートブリー市内のショップハウスの一室、もう一ヶ所は、同県ダムノンサドゥアク郡の市場の中である。後者にはEkという別の華僑を董事として置いた。布教所にはそれを示す旗を掲げて、布教所の日本人僧（この場合も水澤）は、日本僧の恰好ではなく、アメリカのミSSIONナリーを真似たような白シャツと白ズボンという身なり¹⁵であった。布教所には華僑を2-3人集めて話をしていることが多く、9-10人の規模に達したことはなかった。布教者が読経したり説法したりするということがなかった。日本僧は更にラートブリーの隣県サムットソクラームにまで布教を拡大した。

ラートブリーの教堂を開いた武田は、その後タイを離れた。巻末資料Ⅰ—①の(A)に見るように、武田から教堂を引き継いだ水澤泰澄が1908年1月24日にサムットソクラーム知事を訪問した。

¹⁴ 1897年10月1日にラーマ五世訪欧中の摂政サオワパー皇后が署名し、同年10月10日の官報で公布された。同法の序文に曰く「現在アンジーと称し仲間を集め隠れ家を作り、他と喧嘩して傷つけ合い殺し合う者がいる。これは全人民に恐怖を与えているだけでなく、訴えられた手下を官憲が逮捕しようとする親分が妨害して、国法に基づく処断に不便を来している」。アンジー（Ang Yee）は漢字で「洪字」或は「紅字」と書き、中国の秘密結社「洪門」を語源とする。

¹⁵ 1904-05年に汕頭で布教した真宗本派の菅真海は、日本僧侶の服装での中国布教は不都合であるとして次のように述べている。「支那の仏教は其多くは禅宗にして其禅僧は彼国最下級の人民として一般社会より軽蔑を受くること実に想像以外にあり故に我が真宗僧侶が法衣を着したる風采の彼に余り相違なきより時として彼と同一視せらるるの不都合に相遇すること珍らからず、されば支那布教に関しては法衣改良の是非如何等も又た一顧の価なしとせず」（『菅真海氏支那布教談』『中外日報』1905年11月8日）。

同県はラートブリーの隣県であるが、この県内でもラートブリー教堂の華僑が入教を勧誘し、問題が生じたからである。県知事は、勧誘されて入教した華僑に、日本僧が発給した身分証（100パーツ）と旗（7パーツ）を提出させた。その華僑は、日本僧から身分証を取得すれば、日本の保護を受けて徴兵されず、有罪になっても投獄されず、所有奴隷が逃亡した時は自分で追跡して捕らえることができると勧誘されて、107パーツを支払い、息子名義の身分証を発行してもらったのであった。

この日、水澤は知事に弁解して曰く、その身分証はラッタナコーシン暦125年（1906年4月-1907年3月）にラートブリーに布教所を開設した時に武田が出したものであるが、武田は帰国し、領事が私（水澤）を後任に据えた。武田は身分証を出す時に、何でも保護できるなどとは言っていない筈である。集めた金は、日本で寺院や仏像を造るために使用する、と。

巻末資料I—③に見るように、ラートブリー州次官は1908年5月16日に内務大臣ダムロン親王に次の報告をした。即ち、同州政府は阿片販売直営を止めて、旧来の阿片請負人制度に戻したので、ラートブリー市内の教堂の董事Kaeは、廊主の仕事に戻った。ラートブリー市内の教堂は1908年4月で廃止されて、ダムノンサドゥアクの布教所一ヶ所になった。布教所で身分証を買った華僑が裁判になって、身分証が何の効果もないことが判明したので、教堂の日本人の人気は急落している、と。

上記報告から、当時華僑の中には奴隷を所有している者が少なくないことが判る。奴隷の逃亡問題が所有者である華僑の関心事であった理由は、この時期には奴隷の解放が急速に進行していたからであろう¹⁶。

7. ラートブリー教堂の水澤泰澄

水澤は上記のように武田のラートブリー教堂を引継いだ。武田の在タイは1907年2月から5月までの3ヶ月に過ぎないので、上述したラートブリー地方の布教の様子は、水澤の活動の成果であると言えよう。

田邊領事が武田の代わりに水澤をラートブリー布教所を担当させたことは前述した。真宗大谷派の武田のあとを、別宗派である浄土宗の水澤が継いだのは、ラートブリー布教所は大谷派の正規の布教所ではなく、武田が私的に開いたものだからであろうか。

水澤泰澄は1897年11月15日付で、浄土宗の教師補に任じられた（浄土教報307号、1897年11月25日、5頁）。概旭乗（1871-1937）は浄土宗本校を卒業した1897年7月8日に教師補に任じられているので、水澤と概旭乗は大体同年齢だと思われる。

1900年5月2日には、教師補水澤泰澄は、第二開教区方言研究生として留学を命じられ、第二開教区台南に在留を命じられた（浄土教報396号、1900年5月15日、5頁）。水澤は、1900年6月に台南に着任したが、その活躍は次のように報じられている。

台湾台南府よりの通信

¹⁶ 村嶋英治「第八章 タイ近代国家の形成」、石井米雄・桜井由躬雄編『東南アジア史①大陸部』山川出版社、1999年12月、418-419頁

当台南に於て曹洞宗真宗布教の魁を為し吾等信頼する処なきを以て此二宗に就て未来の導師とし来りしが幸なる哉去明治卅二年鈴木台運氏大に見る処あり一宗の事務を統括する宗務所〔浄土宗の中央機関〕に稟請して布教所を開設せらるるや専ら土人を教化し傍ら内地人の教化あり其教を乞ふ者賭をなし欽慕すること子の慈母を慕ふ如く是れに教益を授くるに懇切周到なり然るに昨卅三年六月水澤泰澄氏着任せらるるや両師相資くる兄弟も啻ならず鈴木氏東上布教所拡張の議を齎らすに宗務所は嘉納せられ家屋買収費として一千二百円の下付あるに決す十一月帰南後大に為すあらんとす偶病を得て篤し此間水澤氏は傍ら看護に買収家屋の内部構造に亦布教に総代と往復して寝食を忘るるが如し此挙や家屋買収は宗務の下付ありと雖も修繕費の如きは本宗信徒及一般の寄付を求めんには敏腕を要するや論無し水澤氏若年なりと雖も奮て此難局に当り経営せられ現今本堂の落成を告ぐるに至る（全部の落成は六月頃）之れ二師の賜にして両師の苦心慘愴言語を絶す宜しく本宗の各位鑑みて可なり現今は位置及其計画共に宜しきを得たるを以て当地各宗の布教所に比し遜色なきは勿論皆二師を賞讃して不止続々帰依するもの多し当路者其人を得たりと云ふ可し続て土人教育の為め隣家を更に買収の挙あり盛なりと云ふ可し吾等信徒の喜びのみならず本島の為め謝するに辞なし望むらくは此二師をして永く本島に留まらしめ其教を乞はんとす吾人微力なりと雖も外援の勤を全せんことを期す（台南浄土宗信徒、田村氏報）（浄土教報 430 号、1901 年 4 月 14 日、7-8 頁）。

水澤は、1902 年 4 月 22 日付で「第二開教区開教副使兼方言研究生 教師補 水澤泰澄、第二開教区台中在留を命ず」の辞令を受けた（浄土教報 485 号、1902 年 5 月 4 日、4 頁）。在彰化布教所の水澤泰澄が「台湾島の中部都市たる台中の開教を為すべしとの命令」を受けたのである（浄土教報 492 号、1902 年 6 月 22 日、11 頁）。

1906 年 6 月 4 日付けで、水澤は在台湾の 6 年間の任期が満了し一時帰国をする前に、台湾の対岸の福建省を旅行中である旨の次の上申を、厦門から浄土宗宗務所に提出した。

水澤氏の南清視察 台湾淡水開教所詰水澤泰澄氏は満期に付帰休静養を許可せられたるを期とし南清福建省の一部を視察せられたる由にて本月四日付十三日宗務所着の上申書は左〔下〕の如しと（前略）這般帰休御許可を蒙り帰省静養の筈に御座候処現時南清の重要視せられ候を以て此際該地を視察せば多少獲得する所可有之と存じ即去四月一日台湾淡水を發し清国厦門に着同所に滞在一週間同月九日福州府に入り滞在一ヶ月更に福州領事館に於て内地旅行の護照を受け興化府に入り五月十八日再び厦門に下り目下下記の処に滞留中に候当福建省の外教は英米仏三国各教会堂学校医館等に全力を尽し其勢力範囲の拡張に熱中致居候にも不関我仏教は真宗大谷派の厦門一漳州府二泉州府二銅山一 本派の厦門一漳州府一興化府一福州一（去三月末大谷尊由師視察の結果新設に係るもの）のみにして外教に比し甚だ遜色あるの感有之候然れども日露戦役の結果清国人一般我邦に依頼の念を生じ来り加ふるに同文同種なれば其宗教を歓迎し将来頗る有望に御座候のみならず台湾との関係上尤も重要な位地に御座候一は此好開教地を唯外教の蚕食に委して看過するの秋には無之現に小生遊歴中清国人の教堂開設を迫り帰入出願するもの不尠云々

福建省厦門閩仔内街朝天宮滞在 水澤泰澄（浄土教報 700 号、1906 年 6 月 18 日、7 頁）。

しかし、水澤は任地を無断で離れたとして、1906年9月17日付で次の処分を受けた。

「水澤開教副使の罷免 台湾開教区開教副使水澤泰澄氏は恣に任地を去りたる廉に依り其職を罷免せられたり苦々しき事にこそ」(浄土教報714号, 1906年9月24日, 6頁)。

「職員任免 台湾開教区開教副使 教師補 水澤泰澄 免本職(九月十七日)」(同上5頁)。

浄土宗の職を罷免された水澤泰澄は、1907年半ばにタイに現れた。1907年9月-10月頃の雨期の終わりの時期に、ラートブリーで水澤が書いた、下記の「暹羅近信」が『宗教界』(日本宗教協会発行)3巻12号, 1907年12月号, 48頁に掲載された。

水野〔澤〕泰澄「暹羅近信」

現今は雨期にて一日一回若くは二回ばらツばらツと降りしく雨に酷暑を払ひ屢々身熱帯の地にあるを忘れ申候当地は豊饒の地とて到る処檳榔子、芭蕉、椰子樹等繁茂したる状我が内地にては見られぬ景色に御座候。四大河流は縦横に綜々の音を立て、小舟を以て交通に充て居り候。陰曆四月より九月迄の降雨にて天然の肥料を施し、農産物は只植へ附けて二三回耘すの勞にて収穫は南清の十倍を得ると申候。即ち男子三人にて耕し能ふ面積にて優に銀六百余元を得ることとて、在留清人の如きは孰れも相応の蓄財を有し居り候。

仏法を国教とする程の本国に候へば家屋の見るべきものは寺院に御座候。如何なる小村落も寺院なきはなく僧侶を見ざること之れなく候。清暹両国人をも徴兵するの制なるに、独り僧侶は其の役を免れ候。されば暹人は男子の生るるを喜ばず女子を歓迎致居り候。何故なれば男子十二三歳になれば父母の命を用ひず走つて寺門に投じて仕舞ひ候へば也。在留人は日本人は僅に百四五十名、台湾籍民五六名に過ぎざるに清国人は無慮二百余万人を算し広東省人尤も多く、福建安南は少く候。清国人は自国の僧侶を聘して供養怠らず。殊に九月一日より九日間は九皇齋とて男女潔齋するもの頗る多く、僧侶は福州鼓山の湧泉寺、及怡山長慶寺のものに候。清国人は在留民多きに拘はらず本国官憲の駐在するものなく、暹官の下に屈辱を忍びつつあり、多少財産を有するものは皆外国官吏の保護を仰ぎ居り候。現今我が邦に依頼するの傾向を来し候。之れ即ち戦勝の余光と存じ我等も多少肩身が広くなりしやの感之れ有り候。僧侶として渡暹せるもの浄土宗にて小生と概旭乘氏にて同氏は、実に其の魁に御座候。次で曹洞宗〔正しくは黄檗宗〕にては基隆の溪道元氏、東本願寺の武田恵教氏、西本願寺の宮本〔宮本英龍〕氏、等にて就中東西本願寺は清国人側の布教に従事し居られ候。日本人側にては概氏最も勢力ありとのことに候。

当地方の盤谷は交通の利器備らざるなく、鉄道の如きは縦横に四通八達致し居り候。錢勘定は頗る面倒にて単位を1 Att (アーツ) とし2 Att 4 Att 迄は銅貨にて八アーツを1 Fuan (ファン) として銀貨を用ひ、1 Shirin [Salung], 1 Batt (パーツ) 等の名称を用ひ、一パーツは最大にして其の他紙幣五パーツ、十パーツ、二十パーツ等之れ有り、二十銭を呼ぶにシリンソンパイ(即ち十六銭=1 Shirin と4 Att) と云ふに至りては馴れぬものには一寸まごつき申し候¹⁷。一二三は

¹⁷ タイの貨幣制度は、1908年11月の金本位制法により、10パーツ金貨、1パーツ銀貨、1サルン銀貨、10及び5サタンのニッケル貨、1サタン銅貨が発行されるようになった。1パーツ=4サルン=100サタン制である。今日でも同様の制度で、最小硬貨は25サタン(1サルン)で、50サタン(2サルン)硬貨も存在する。

1908年11月以前のタイの硬貨は、1パーツ=4サルン=8ファン=16 Sik=32Pai=64 Attである。水澤の言う Shirin とは

支那語に本づき、ヌン（一）ソン（二）サム（三）シー（四）ハー（五）ホク（六）^マセー（七）ペー（八）カウ（九）シツプ（十）と申し候。

風俗は男女共同断にて頭は散髪にて裸体多く腰に広き種々の色布を纏ひ、女子は乳を隠す為め別の布を用ひ、富豪の官吏の外多く跣足にて、男女共檳榔子を噛む為齒は黒く、口赤く、一見異様な感じを致し候。支那人は重に暹人を娶り、暹語を操つり、其間に生れし女子は暹風に装ひ居り候。

先年仏骨を頒ちし仏寺は盤谷のワツサキー〔ワットサケート〕と申し候へば、参詣致し候処煉瓦造りの高塔の上に奉安したるものにて平素は錠封して見せしめずとの事にて他日を期して帰り候、其の他身長約二十五間の涅槃像を安置するワツプラモットポム〔ワットプラチェートトゥポン、ワットポー〕、及びワツ^マモン〔ワットチェーン、暁の寺〕の高塔等の有名なるもの御座候。余は後日を期し擱筆致候時分柄御自重維祈り申候 敬具

T, mizusawa,

c/o Tsu, Havhiu. Co.

Rajaloury [Rajabury], Siam.

なお、上記水澤泰澄「暹羅近信」は、『六大新報』237号、1908年3月15日、15-16頁にも要約が掲載されている。

ラートブリー、ペブリー、カンチャナブリーなどのバンコクの西方地域は、南清出身の華僑が多い地域で、彼等は農業に従事していた。これは商業や雑業に従事するバンコクの華僑とは異なる点である。水澤の「暹羅近信」には、南清から来た華僑がラートブリーで、農業で成功した様子が記されている。

水澤によれば、ラートブリーには福州の寺院から来た中国僧が既に在住していた。華僑の仏教儀礼は彼等が司り、文化の異なる日本僧が招かれることはあり得なかったであろう。華僑の法事に関係しなければ、日本僧侶の役割はどこにあったのだろうか。

財産のある華僑は治外法権をもつ欧米諸国の領事裁判権で保護されることを欲し、保護民になっている者も少なくなかった。水澤は日露戦争の勝利以後日本の地位が上がり、「現今我が邦に依頼するの傾向を来し候」と観察している。これこそが、水澤ら日本僧にシャム華僑が期待し、少なくない華僑が入教した理由である。

水澤は、「九月一日より九日間は九皇齋とて男女潔齋するもの頗る多く」と書いている。今日のように太陽暦だけで生活していると、危うく太陽暦の9月1日から9日と誤解してしまうが、これは旧暦である。九皇齋の期間は中国の旧暦（農暦）の9月1日から9日までである。水澤がラートブリーで経験した1907年の九皇齋は、1907年10月7日から15日までであった。今日のタイでも九皇齋は盛大であり、期間中特定の中国寺や廟に上下白衣で籠もり、齋食を守る人が多い¹⁸。

サルンのことである。20 銭 (20 Att) をシリンソンバイ (1 サルン+2 Pai) と言うのは、1 サルン (16 Att) プラス 2 Pai (4 Att) で 20Att になるからである。

¹⁸ マレーシア華人 Cheu Hock Tong (1941 年生、男性) の研究によれば、九皇齋は本来南洋の華僑の間でのみ実施されていた。九皇の謂れは多様であるが、その中で主要なものは、清朝に抵抗して落命した 9 人が神霊となったものとする。この信仰は

1908年1月24日に、ラートブリー布教所の水澤がサムットソクラーム県知事を訪問したことは前述した。また、拙稿「1897-1945年における在タイ日本人の人数、職業の推移：在バンコク領事の年次報告をもとに」（『アジア太平洋討究』40号、2020年）第9表によれば、1907年12月末にラブリー（ラートブリー）に1名の日本人僧侶が在住しているが、これは水澤のことである。また同拙稿第10表によれば、1908年12月末には同県には、日本人僧侶は在住しておらず、水澤は既に同地を離れたことが判る。

「浄土宗海外開教のあゆみ」編集委員会『浄土宗海外開教のあゆみ』（浄土宗開教振興協会、1990年3月1日発行）掲載の「開教師名簿」中に、水澤泰澄については次のような記載がある。「台南教会所（知恩寺）水沢泰澄就任年月 明治33年5月 退任年月昭和17年7月」（同書283頁）、「台中教会所 水沢泰澄 就任年月 明治35年4月 退任年月 明治39年9月」（同281頁）、「彰化教会所 水沢泰澄 就任年月明治35年8月 退任年月明治39年9月」（同290頁）、「台北開教院 水沢泰澄 就任年月 昭和11年5月 退任年月 昭和12年1月」（同279頁）、「朴子街教会所（高明寺）水沢泰澄就任年月昭和16年1月退任年月昭和17年7月」（同287頁）、「北港教会所 水沢泰澄 就任年月昭和16年12月 退任年月 昭和19年」（同285頁）。これでは水澤泰澄は、1900年5月から1944年まで途切れることなく台湾各地で開教師に従事していたことになる。しかし、実際は、水澤は1906年9月に免職されており、1907-08年には、間違いなくシャムに居たのであるから、この名簿は事実即したのではない。

水澤は、1906年9月17日に免職され、在タイ時の中断を挟んで、どこかで赦免されて再び台湾で開教師に復帰したのであろう。

8. 武田恵教のシャム再渡航実現せず

武田恵教は、3ヶ月ほどの在タイの後、1907年5月前半には厦門に戻ってきたことが、次の記事から判る。

南清現下の教勢、布教権問題の起りてより既に二星霜、その間官憲の圧迫、異教徒の妨害さては教民の不安等あらゆる艱難に遭遇せる——而も又将来続いて遭遇せざるべからざる吾日本教は寄手の氣勢にひるむべくもあらず、終始周密なる思慮を以て不屈不撓之れが経営に努め、孜々として以て有終の美を濟さむとしつつあるは吾人在留民の大に意を強ふするところに御座候、吾等の眼に映じたる教況が貴重なる余白を得ば幸甚至極に候。

若し夫れ人あり、当地方内地旅行をなすに当り最も感謝すべきは必ずや日本教の勢力及び日本教堂の存在なりと云ふべきかと存ぜられ候、吾人が無警察の支那内地を最も不便極る交通機関の

反清復明の洪門の運動と連動して、清の力の及ばない南洋で広がった（Cheu Hock Tong, “The Festival of the Nine Emperor Gods in Peninsular Southeast Asia” in Cheu Hock Tong ed., *Chinese beliefs and practices in Southeast Asia: studies on the Chinese religion in Malaysia, Singapore, and Indonesia*, Malaysia, Pelanduk Publications, 1993）。しかし、南洋華僑の出身地である南中国と南洋との間の往復（例えば潮州劇団の定期的タイ興行など）により、九皇齋は19世紀半ば頃から華僑の出身地域の南清にも流入した（陳景熙「潮州北斗九皇崇拜考：“華南・東南亞跨國社会”華人信仰箇案研究」, 陳景熙『潮州学論集』汕頭大学出版社, 2006年）。現代のバンコクの九皇齋については、次の研究がある。伊藤友美「バンコクの九皇齋とタイ華人の信仰（前編）（後編）」『タイ国情報』43巻6号, 2009年11月, 29-40頁, 44巻2号, 2010年3月, 89-99頁。

助に依り旅行するに際して、一点能く自ら慰め得るものは… [中略一筆者] 又東本願寺の厦門教堂は近来大に実業界及び青年間又は清国有力間に其気脈を通じ活動しつつ有之候、是れ専ら同地在留者たる早稲田政学士岡田耀賢氏、同後藤吉武氏等青年実業家の尽すところによると聞き及び候、同所主任武田恵教師は数日前暹羅国より帰堂致され候、過日又々悲しむべき事件出来致候、そは広東省汕頭に於ける西本願寺教堂の管理に属する潮州府澄海県分教堂が [1907年4月26日に¹⁹⁾ 恰も宮本 [英龍] 布教師不在に乗じて天主教徒の手によりて実に極端なる破壊を蒙りたることに候、その根本問題は往年西本願寺門徒と天主教徒との肥桶衝突と云ふ滑稽極まる一些事に候、此一小事が同県知事によりて天主教徒の非と判定せられし処、更任後の知事は是れを否定してその否が西本願寺門徒に在りとせるより兩徒の反目を激増せしめ、為めに今回の如き事態を生ぜしむるに至りし由に候、何し困つた事に御座候。… (五月十一日鷺江透人) (中外日報 1907年5月27日、下線は筆者)

しかし、厦門に戻って来た武田に、次の記事のような醜聞が暴露された。注目すべきことは、シャム渡航途上で立ち寄った汕頭での行状やシャムでの布教の名による金集めも、醜聞の一部とされていることである。

大陸の姪僧、清国厦門に在留せる大谷派の開教師武田恵教氏の身上に就いて近来醜陋極まる風評頻々として伝はる中に、去る三十八年以降福建省漳州府下、広東省汕頭、潮州府下及び暹羅盤谷府地方に於て盛んに開教運動を為し、之れに要する本尊奉迎費等の名目の下に寄付金を集め居れる事、前布教用掛石橋六郎の妻タミ子が、三十七年十月より三十八年三月まで厦門三十六崎頂なる布教所内に止宿し、端なくも一種の醜声を流がし、遂に六郎より非倫の行為を本山に訴へんと迫まれ、氏も止むなく遂に銀九百数十元を出して謝罪の意を表し漸く一段落を告げし事、今春氏が暹羅渡航の不在中、廿六七歳の一美人厦門鼓浪嶼の布教所に来り、折から留守せし日下某に向ひ、昨年十一月台湾淡水に於て武田氏と懇懃 [男女の情交] を結び其後久留米に帰省せし所武田氏の懇切なる書面に接して遙々氏を慕ふて来りし事を物語り、当時厦門居留民の一話頭に上りしが岡田耀賢氏の尽力に依りて氏の帰厦前に件の婦人を退去せしめたる事、暹羅へ渡航の途次汕頭に立寄り数日間滞在中日本旅館に於て某女に何とかしたる報酬として金の指輪を贈りし事、本年正月より居留民海軍用達某の女と通じ、居留民間の話柄となり居れる事、北海道札幌苗穂監獄に於ける失態、朝鮮仁川港に於ける不倫沙汰等愈々出た、愈々奇怪なる投書のみ多く、中にも三十九年十月に起りし銅山事件の損害賠償金四千五百元の使途に就て頗ぶる恠 [あや] しき醜声あり、氏は陳寛求に代りて右賠償金を領収するや、厦門教堂の寄付金として八百八十余円を引き去り、石橋六郎に九百余円を与へ、私債返却に九百余円其の他故通訳雷振声遺族に贈与するとて二千数百円を支出せしも、其実頗ぶる疑ふべき点多く、当時氏が雷振声に宛てたる契約書なるものを見れば、少くも氏の行動の曖昧なる一斑を窺ふに足れり。

¹⁹⁾ 外務省記録 3.10.1/19 「南清に於ける東西本願寺布教一件」の中の、1907年5月4日付在汕頭領事分館外務書記生藤井元一から林董外相宛第40号公信。

契約書

故雷振声損害賠償事件着落賠償金授受候に付契約すること如左

一故雷振声損害賠償金二千六百六十円拙者預り置き候事確實也、然して今回貴殿と商議の上、右金額の三分の一即八百八十六円六十六銭六厘は本願寺布教所へ寄付すべく仮定して之を控除し（寄付金は後日更に商議を要すべき事）其残金より諸費用を控除し七百三十一円六十六銭六厘を遺族に相渡すべく商議決定せり然るに今回渡台の際右現金携帯せざるを以て其の内百円を本日相渡し残金六百三十一円六十六銭六厘は明治三十九年十一月三十日迄に送金可致候為後日一札如件
明治三十九年十一月三日

於台南市保西宮街旭旅館

真宗大谷派本願寺厦門布教所 主任武田恵教 ㊤

台南市丁一一二六番地雷老殿

右後見人 陳寛求殿（中外日報 1907 年 8 月 14 日、下線は筆者）

このように、武田は 1905 年初に厦門に転勤してきて以来、厦門周辺の漳州のみならず、汕頭、さらに華僑の多いシャムにまで足を伸ばして布教を名として、あからさまな金集めを行い、僧侶にあるまじき数々の女性問題を起し、また賠償金を着服したことが暴露された。誰が武田の非行を暴露したのであろうか。

中外日報 1907 年 9 月 13 日に掲載された、「在外教師の醜態」と題した下記記事では、南清大谷派の主要な布教者である武田恵教と田中善立との間には 1906 年から絶交するほどの激しい確執があり、田中が武田の醜聞を外部に漏らしたことを示唆している。また、本山も布教師への補助を中止したので、布教師に対する統制力がないことも指摘している。

編輯長足下、在外教師とても別に出格の人格を択んだ訳でも有るまじけれども此位地に在る人の醜聞は押しなべて其影響多大に候、今回期らずも大谷派の武田某が有られもなき醜聞を流せしは、其中傷と事実の有無とに關せず、実に残念千万に存じ候

清国福建省に駐在せる現任教師は田中、武田の二氏を重なる責任者とするらしく候、而して田中氏は布教使の外に於て彰化学堂に堂長とし武田氏は福建両広の布教監督として厦門に駐在するものに候、然るに如何なる故か二氏の間は常に善からず、前に安海教場の損害を賠償されし時の田中氏の態度がドーだとか、銅山鎮教場の同一問題がドーだとか、田中の支払に曖昧があるとか、武田の遣口が私欲的だとかの風評は僕在京中屢次耳にしたる処に候。

処が僕は二氏の位地が仏教の發展上容易ならぬ場処に立つを以て成らう事なら之を未だに防いで醜聞を天下に曝露させぬ様に、又た斯る記事を我紙上に掲載せねばならぬ悲しき事を見ぬ様にと思ひ、間接又た直接に同派の關係者に向つて何分の処分解決を与ふ可く忠告を試みたることもありしが、布教費補助を中止せる本山は随つて是等の事に干涉をする訳に行かざりしか、或は之が匡救に至らざるまでかは知らざるも、兎も角武田氏の帰朝までに氏が醜聞を伝へられしは実以て遺憾の事に存じ候。

本問題に関して大谷派本山は如何なる処置に出づる哉を僕知らずと雖も、喧嘩^{ママ}両制敗は蓋し不

得已ところと存じ候、聞けば田中氏は去年末とかに於て武田氏と絶交したとかの事、異体同心を以て働かねばならぬ重大責任のある在外教師が、一省内に在りて斯く絶交沙汰を弄する如きは何ん共蚊とも批評の為て見ようなき処に候、僕は二氏噬臍の原因上其正邪の何れに在るを知らざるも、兎も角ドチか一人公正にツマリ宗教的に遣つて呉れさへすれば、斯様な醜聞が外に発射することも有るまじく存じ候、尤も斯く申せば先日の投書は何んだか田中氏を指す様に聞へ候得共、开は何人の投書か通信か僕は知らず僕は田中を救ふものは武田、武田を助くるものは田中なる可しと信ずれども、其二氏が既に絶交する程と聞く以上は、無論互に救護の任務を尽す如きことはなく、却つて内部より種々の醜聞を漏したるにあらずやと懸念し斯く心配する者に候、何れにしても教家の態度として鼻持ならぬ次第に候（愚軒）（中外日報 1907年9月13日）。

武田の行状を身近に見、詳細に知り得る立場にあった者は田中のほかにも、武田と同時期に大谷派の厦門教堂に所属していた酒井賢静、栗本稔の二人がいる。栗本は汕頭でも布教しており、武田がシャム渡航途上に汕頭に立ち寄った際の行状（「暹羅へ渡航の途中汕頭に立寄り数日間滞在中日本旅館に於て某女に何とかしたる報酬として金の指輪を贈りし事」）を暴露したのは、栗本であろう。

武田、田中、栗本、酒井らの大谷派閩南布教師は「監督する者なく又た布教上一定の方針相立ち居らざるが故に各僧侶互に其意見を異にして彼此疾〔嫉〕視反目せるを以て僧侶間の醜聞自ら外聞に洩れ候様の事も屢々有之誠に遺憾の次第に候」であったことは、次の瀬川浅之進（1862-1945）厦門領事の報告から判明する。

瀬川は、1907年6月に牛莊領事から厦門領事に異動して来たが、1907年8月15日付で林董外相に宛てた機密第13号「清国内地布教上の現状に関し具申の件」で、次のように述べている。

従来当地には東西両本願寺の布教所ありて東本願寺よりは参名西本願寺よりは壺名〔葦原得忍〕の僧侶を派遣し泉州漳州其他枢要の州県に分教所を設置し各僧侶の受持区域を定めて折々巡回布教に従事し僧侶不在の時は其地の董事（即清国人）をして布教所を看守せしめ居る次第に有之候処其所謂清国人の信徒なる者は重に地方無頼の徒にして真面目に仏教を信奉するの精神を以て入教する者にあらずして多くは外教信者（耶蘇教信者中にも此類の者多しと云ふ殊に天主教を甚しとす）たる名義の下に暗に日本僧侶の庇護を受け之と同時に地方官の压抑干渉を免れんとするに有之候而して該僧侶中には又種々なる名義の下に信徒より徴収するの外些少の出来事を針小棒大に言触らして地方人民若くは地方官より多額の賠償金を強請したる類例も少からず候間当地近傍に於ては日本仏教の評判は内外人間に余り宜しき方には無之候得共兎に角彼等は常に清国内地に居住若くは往来せるが故に時と場合に依り其地方の状況を探知するの便宜を得ることあるのみならず適々〔たまたま〕機密の用事を帯び内地に旅行する者等に対しては是迄諸般の便利を与へたる例も少からざるが故に右僧侶中には此点に於て現に其筋より特別の保護金を受領し居る者も有之やに聞及候畢竟するに彼等は本来の目的たる布教上の事に付ては何等奏功の見る可きもの無之候得共前陳の如き場合に於て国家に貢献することあるが故に該僧侶中には寧ろ之を榮譽として頗る得意なるものも有之当館に於ても彼等の内地伝道に付ては出来得べき丈の便宜を与へ其都度地方官に照会して保護を求め居候処日本宗教の清国内地布教上に対する根本的の問題〔布教権問

題] 未だ解決し居らざるに依り時々は奇妙なる回答を為す地方官なきにあらざるも両本願寺の僧侶は概して何等の故障もなく目下当地近傍の各地に布教所を設け布教に従事致居候… [中略—筆者] 小官の見る所に依れば仏教でさえも真の布教上に就ては（上海及營口等に在るものは日本在留人を相手に布教せるものなりと雖ども当地付近に於ては全く清国人に対し布教せるものなり）今日まで何等結果ありしを認めざるのみならず派遣僧侶の人物如何によりては却て清国官民の我國民一般に対する感情をも傷くるの虞ある様認められ候… [中略—筆者]

明治四十年八月十五日

在厦門 領事瀨川浅之進

外務大臣子爵林董殿

追て東西両本願寺の如きも果して真実に清国内に於て自宗の教義を清国間に広めんとするの精神あらば須らく其派遣すべき僧侶の人选を重んずること最も肝要に有之候東本願寺の如きは当地付近に参名の僧侶を派遣致居候得共之を監督する者なく又た布教上一定の方針相立ち居らざるが故に各僧侶互に其意見を異にして彼此疾 [嫉] 視反目せるを以て僧侶間の醜聞自ら外間に洩れ候様の事も屢々有之誠に遺憾の次第に候右 [上] の如きは独り本願寺の不面目なるのみならず日本人全般の信用にも影響致候事故今後何等かの好時機も有之候はば此辺の事情篤と其向へ御注意置相成候様致度… [筆者略す] 天理教并に本願寺共其本社本山に於て年々多少海外布教の費用を抛ち相当の教導職を撰定して当国に派遣し居るものなるや又た本社本山よりは何等特別の保護を受くる事なくして各僧侶各教導職が単に自己の希望に依りて当国に渡航し布施賽銭等を集蓄するを其目的とするものなるや彼等平素の行状を見此辺の分界甚だ相立ち難き次第に候日本神道と称し又た日本仏教と称して遠く海外に來り布教に従事する上は少くも其の派遣教職の撰定方及監督方等は本社本山をして充分責任を持たしむる様致度候右 [上] は聊枝葉に涉り候得共苟も日本宗教として耶蘇教に対抗し清国内地に於て該教の享有せると同一の権利利益を獲得せんとするには事々物々慎重の態度を取ること最も肝要に有之候假令仏教及天理教なるものは宗教としては間然する所なしとするも布教師の人物其の選にあらざる²⁰ ときは其一举一動徒らに内外人間の物笑となりて清国人をして日本宗教を尊信し誠心誠意之に歸依せしむるが如きは到底幾年を経過するとも望なきことと存候右為念申添候也 (外務省記録 3.10.1/15 「支那内地布教権一件 第一卷」, 下線は筆者)

『漢文台湾日日新報』1907年8月18日号3面に厦門通信八月十三日として、「日員帰国、前署理厦門本邦領事吉田美利氏、経於去廿八日、起程回国、又駐厦大谷派本願寺布教師武田惠教氏、亦於本月

²⁰ 同じ頃、斯波 [淳六郎] 宗教局長も布教者人選の重要性を次のように語っている。

布教使の人撰、彼の清国布教問題に就て内務省は頗る日本仏教の海外伝法を希望し居れば飽くまで強剛の態度を以て清国政府と談判し十分なる保護を与へん覚悟なれども、其主人公たる肝緊の本願寺が自ら海外布教を試むるに更に真面目の誠意なく、其布教使の人を撰ぶが如きも沈重の考慮もなく情実を以て之を採用し、中には学問もなく道行もなき愚にも付かざる墮落漢さへあり、加之ならず常に財政上充分の成算を立てて人を派遣せざるが故に、資金に欠乏を告げて唯さへ不謹慎なる布教使をして公けに醜陋卑劣の行動をなさしむるに至るは往々実見する所なれば、此際本願寺は誠意誠心以て清国の教田を耕すの決心にて先づ財力の基礎を固め、布教使の人撰に最も細心の用意あらんことを希望する由、斯波宗教局長は語れり (『中外日報』1908年1月20日及び『六大新報』230号、1908年1月26日、17頁)。

八日、附輪返里、両氏之臨行也、僑厦本邦人、均為先日開送別会云」の記事がある。これから武田は、帰国のために1907年8月8日に厦門を発ったこと、それに先立ち厦門の日本人は武田の送別会を開いたことが判る。

『東本願寺上海開教六十年史』第十篇東本願寺上海別院年表の16頁によれば、1907年8月15日に厦門駐在武田恵教は大谷派上海別院に来院し、1907年9月17日に厦門布教所在勤武田恵教は辞任した。

武田の辞任は、醜聞が暴露されたことが一因であったかもしれない。

しかし、武田はシャム華僑布教に出発した、1907年2月の時点で、既に厦門駐在を見限っていたのではないだろうか。大谷派本山からの布教費支給は乏しく、清国官憲の締め付けにより清国人布教の将来展望も見えず、加えて、厦門及びその周辺に在勤する大谷派布教師間の人間関係の悪さなどが原因だと思われる。

武田は、厦門在勤を辞して、一度日本に帰った後、厦門で親交があった岡田耀賢とともにシャム華僑布教のためにシャムに再渡航する計画であったと思われる。

辞任後の武田については、次の報道がある。

「南清福建両広の布教監督たる大谷派の武田恵教氏は自家の健康を理由として此程辞表を本山に提出せる由なるが、辞職後の同氏は此頃蒙りたる汚辱に付き今後の事実によつて之が雪冤を試むる決心なりと云ふ」(中外日報1907年9月28日)。

「両広福建の布教監理たる大谷派の武田恵教氏は、南清を辞して某地方に新任する内定やに聞き及びしが、予定変更して茲暫時北越の雪裡に春寒を送ることとし、其傍ら泉州彰化学堂の田中善立氏は、何事か急用出来して急ぎ帰朝し、京都を経て此程東上し日夜或る問題の為に奔走しつつありと」(同上1908年1月12日)。

さらに『中外日報』1908年1月28日号及び『警世新報』136号(1908年2月1日号、47頁)に次の記事が出ている。

暹羅の開教、東本願寺の武田恵教、岡田耀賢の二氏は今回手を携て暹羅に航し盤谷に於て新たに教線を布かんと計画ありて近日出発渡航せらるる筈なり、武田氏は清国泉州厦門、汕頭辺の紳士紳商中に其名を知られ、又暹羅盤谷に於ける中流の市民は殆ど清国厦門、汕頭辺より移住したるものみにて武田氏の渡航開教に着手するには如上の関係ありて種々の利便あれば将来頗る有望なる由

武田と厦門で旧知の岡田耀賢(新潟県中頸城郡高田、24歳3ヶ月)は、妻サワ(22歳1ヶ月)を同伴して、布教及び新聞通信員を目的としてシャムに渡航するために、1908年2月13日に旅券の下付を受けた(外交史料館マイクロフィルムリール旅51)。

武田と岡田が親しい理由は不明だが、共に北越地方の出身であったことも一因であるかもしれない。

岡田夫妻が旅券の下付を受けた時期は、丁度タイでダムロン内務大臣が日本布教者の問題をラーマ五世に報告し、同王が日本人の仏教布教を禁絶するように厳命した時期である(巻末資料I—①及び

②)。武田はラートブリー教堂を託した水澤泰澄と、シャム渡航準備のために通信していたはずであるから、シャム布教が暗転したことを知らされたであろう。

結局、武田のシャム再渡航及び岡田夫妻のシャム渡航は実現しなかった。

『中外日報』1908年6月13日号は「武田恵教氏は近日韓国開教使として出張せらるる筈なり」と報じている。

また、岡田耀賢は1910年1月1日付の官製葉書（新潟県高田局消印）を大谷派の僧侶近角常観（1870-1941）に郵送している（大阪教育大学近角常観研究資料サイト（岩田文昭）書簡目録）。高田市史編集委員会『高田市史、第二巻』（1958年）47頁によれば、高田日報社の主筆岡田耀賢が、1911年2月19日に高田スキークラブ発会式で開会の辞を述べている。なお、岡田耀賢は前出『中外日報』1907年5月27日の記事中に「早稲田政学士」とあるが、早稲田大学『早稲田大学一覽』（1936年12月20日）の創立以来の卒業生名簿には、岡田耀賢の名は見当たらない。

9. 大谷派閩南布教のその後

大谷派厦門教堂は、武田恵教の離任前後の混乱が終息したのち、1908年から10年近い休眠状態に入った。1908年以降閩南において活動を継続した大谷派の教堂は、台湾総督府から金銭的補助がある泉州と漳州の2ヶ所のみとなった。この2ヶ所も台湾総督府が1924年末に支援を止めると活動は止まった。真宗本派の方は、1908年を最後に福建省での布教から撤退したという²¹。

大谷派の厦門教堂は、前述のように武田恵教が厦門を去った後、栗本恵が厦門教堂を鼓浪嶼から厦門側に移すなど一時的に教堂を管理していたが、谷了悟が1908年2月3日付で厦門駐留となった。しかし、間もなく谷は漳州に移った。谷は厦門教堂を兼管したものの、厦門教堂は完全に有名無実の休眠状態に陥った。この点に関しては、1908年12月15日付在厦門日本領事館事務代理領事官補森安三郎から小村外相宛機密第20号「在清国本邦布教者布教状態取調報告の件」（外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態取調の件」）の中で、谷了悟について報告した部分に、以下の記述がある。

二、布教の方法 厦門に於ては教堂の設ありと雖ども会堂するもの少き為め殆んど有名無実の観あり漳州の布教所は教民の寄付に因り広壯なる堂宇を新築し毎月一回乃至三回禮拜日を定め教民を会し説教を為し又は印刷物を付与し居れり。… [中略一筆者]

四、寺院又は布教所の情況 厦門布教所は有名無実なるも漳州布教所は宿舍と教堂の二棟を新築し其他泉州府下同安県馬巷庁 [現厦門市同安県馬巷鎮]、漳州府下龍溪県、石碼、石尾、詔安県銅山、南靖県等に分教所を設けあるも平素は番人を置き布教の実なく漳州教堂は参会するもの多少あるを以て布教所として見るべきものあり

更に、1916年5月18日付在厦門領事菊池義郎（1910年3月-1916年12月在任）から石井菊次郎外相宛機密第17号「本願寺教堂の取締方に付請訓の件」によれば、厦門領事館管轄下で邦人布教師

²¹ 坂井田夕起子「真宗大谷派の厦門開教：開教使神田恵雲と敬仏会を中心に」柴田幹夫編『台湾の日本仏教：布教・交流・近代化』（アジア遊学222）勉誠出版、2018年8月17日、40頁

が常住しているのは大谷派の泉州、漳州両教堂のみであり、泉州教堂の下には分教堂はないが、漳州教堂の方は谷了悟が3ヶ所を兼轄している、ところが兼轄下の石碼分教堂は阿片煙館、銅山分教堂は賭場に墮している。また、廈門教堂は3回場所を転じたが「支那人家屋内に単に仏像を安置」しているだけであり、菊池領事が赴任した1910年以來教堂としての活動を見たことがない、と述べている。菊池領事は、大谷派教堂の存在理由の一つとされる、「地方に於ける時事の情報に接し若くは一朝事あるに際し糧食の供給解舟の供給と云ふが如き事項に対し至大の便益を受くる」という点にも疑問を呈した（外務省記録3.10.1/27「本願寺海外出張所関係雑纂」）。

なお、廈門教堂の専任布教師は10年近い空白の後、1917年5月11日に貴山淳慧（滋賀）が廈門駐留に任じられた（前掲松金公正「真宗大谷派による台湾布教の変遷」99頁）。

台湾総督府から金銭的補助を得た泉州と漳州的教堂の日本僧侶の役割については本稿67頁に述べた。

また、在廈門領事館事務代理森安三郎から小村外相宛前出1908年12月15日付機密第20号にも、1900年3月から大谷派の泉州布教所主任で自ら1901年4月に彰化学堂を設立しその教授も兼ねている田中善立に関して「泉州府に彰化学堂を設立せし所以は大谷派本願寺と台湾総督府との間に南清地方の事情視察内偵の密約成り該学堂は元と台湾彰化庁に設立しありしを泉州府に移し事務囑託と云へる名義の下に年額壹千五百円を総督府より給与し居る由なるも實際は布教費又は学堂経営に充てずして布教使の収入に帰するもの如し」（外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態取調の件」）と記されている。

田中善立は1912年2月に泉州を去り、彼の後任として泉州に妻を伴って赴任した、元南京東文学堂長松本義成（1877-1916、1901年7月真宗大学本科卒、愛知県常滑市法通寺）は「台湾総督府からは多分に機密費の支給を受けて豊かな生活を送る事が出事〔来〕た。南支開教の担当者は何づれも同様のもの如く、其の為に過度の飲酒に陥り内臓の疾患を生じたものであつた。松本も遂に肝臓膿炎の判定を受け台湾病院にも至り得ずして衰弱の極、心臓麻痺を以て逝去した。時正に大正五年四月廿六日、行年三十九歳であつた」（諏訪義讓「松本義成の滞支活動」『仏教史学』2巻4号、1952年1月30日、72頁）。

前出の1916年5月18日付在廈門領事菊池義郎の石井菊次郎外相宛機密第17号「本願寺教堂の取締方に付請訓の件」は松本の死について、次のように述べている。

元来目下当管下にあり布教に従事せるものは右漳州に駐在せる谷了悟の外泉州に駐在せる東本願寺布教師松本義成並びに全人親戚の僧侶鈴木舜雀〔しゅんかく〕合計三名に有之候所右三名共其常駐の諸教堂に関しては未だ如何はしき問題の起りたる事実無之且つ松本義成鈴木舜雀に関しては時々説法の為め他所に出張することは聞及び候へ共石碼銅山と云ふが如き分教堂を有せず殊に松本は先月末〔1916年4月〕任地に死亡し未だ後任者の来任を見ず

泉州の教堂は、松本の死後、足利瑩含（えいがん、堺市真宗寺、1909年7月真宗大学本科卒²²）が

²² 真宗大谷大学『真宗大谷大学一覽（自大正九年至大正十年）』1921年1月1日、81頁。なお、柏原祐泉等編『真宗人名辞典』

継承した。「松本義成師田中師の後を継ぎ同時に彰化医院を設け土民の救恤診療に当れり松本師が大正五年春客死するや〔1916年〕夏足利瑩舎師泉州に至り現在〔1920年4月27日〕に至る（外務省通商局『福建省事情，第一巻在厦門帝国領事館管轄区域内事情（大正九年四月二十七日附在厦門帝国領事館報告）』1921年6月上梓，53頁）。

足利の後を大内正雄（長崎市照円寺，1918年6月真宗大谷大学専修科卒²³）が引き継いだ。大内の泉州教堂着任は1920年6月の筈である²⁴。大内は次の記事のように，1927年4月に帰国した。大内の離任より前に漳州の谷了悟も離任している。

東本願寺の開教地の中厦門漳州泉州の三ヶ所は他の追従を許さぬ特異な開教事情を有し田中善立氏が開拓し谷了悟氏がその後をうけ谷氏の引上げた後は大内正雄氏が其の任にあつた。大内氏は泉州に五年漳州に三年の開教に従事して後任を厦門の神田恵雲氏に譲りて四月末〔1927年4月末〕帰朝し東上の帰途七日東本願寺に出頭して特に光暢法主に開教事情を報告した（中外日報1927年5月10日「大派南支開教の報告，光暢法主に大内開教師から」）。

谷了悟は台湾総督府嘱託として手当を得ているので，職務上しばしば台湾総督府に報告を行ったようである。例えば，1914年2月5日発第5号公電（暗）で，牧野外相は在厦門菊池義郎領事に次の問合せをしている。

貴地台湾総督府葉烟草購入価格は近時暴騰したるが右は購入係たる三井主任吉田某が私腹を肥す為め故意に釣り上げ居るに因るものにして貴官も右事情御承知なる旨貴地本願寺〔削除線原文通り〕谷了悟より総督府へ密告ありたる趣なるが右は事実なりや

東京市台湾総督府出張所山脇専売局長が外務省通商局に，谷了悟の台湾総督府への「密告」の内容に関し，事実確認の問合せをしたため，上記第5号公電が発せられたものである。第5号公電を受電した翌日，菊池領事は第7号公電（暗）で「一昨年のことと記憶す谷了悟が総督府の依嘱により外二名と漳州内地視察帰来報告の節本官に対し内々貴電の趣意を洩したるは事実なり」云々と答えた（外務省記録3.5.2/23「煙草関係雑件 第四巻」）。

また，谷了悟は，1916年12月5日付で台湾総督府民政長官下村宏に，次の「漳州最近事情報告」を提出している。

漳州最近事情報告

最近の漳州は排日思想最も甚だしく龍溪県は数日前漳州日本教堂の布教を禁止し日人の滞漳を

（法蔵館，1999年7月）8頁は「1906年真宗大学本科」卒業と卒業年を誤記している。足利は「真宗大学を出でて直ちに本山に出仕し録事とし多年宗務の要に当れり」（現代仏教家人名辞典刊行会『現代仏教家人名辞典』1917年8月，8頁）という。

²³ 真宗大谷大学『真宗大谷大学一覽（自大正九年至大正十年）』1921年1月1日，99頁

²⁴ 吳文星等編『台湾総督府田健治郎日記（上）』（台北，中央研究院台湾史研究所籌備處，2001年7月）の329頁，1920年6月4日の項に「東本願寺布教使谷了悟漳州駐在，大内正雄泉州駐在將赴任地，來請教示」とある。

許さず且つ日本人の漳州に在りて商業をなすもの及同籍民〔台湾籍民〕の商業等を営むものに対し条文を示し日本人及籍民は支那内地に滞在することを得ざるを以て退去すべき旨通告したり、此によりて一般の流言甚だしく国家權威を損ずること甚だし、仍て直ちに領事に此事を報告し相当の抗議を提出せんことを依頼せり

今回の問題たるや布教問題に止まらず一般日本人及同籍民に対する圧迫排斥にして此俟に放任せんか支那全土に在留する帝国臣民に影響を及すべきを以て在厦門領事へ厳しく抗議将来決して斯の如きこと無からしむる様御尽力相成可然と存候

曩に泉州に於ても将さに布教禁止の告示を出さんとせしこと有之しも其抗議を恐れて果す能はざりし如く常に支那官憲の日本人に対する圧迫排斥は各方面より手を変へ品を変へて成され居候に付総督府としても国家発展上の為何等かの方法を講ぜられ候方可然と存候

右御報告旁々如此御座候也

大正五年十二月五日

谷了悟

下村宏台湾総督府民政長官は、1916年12月17日付で、幣原外務次官に上記の谷了悟「漳州最近事情報告」写を送付して曰く、「陳者当府囑託（布教師）谷了悟より別紙写の通り報告有之曩に厦門に於ても同様の事件有之旁遺憾の義と存候に付相当御考慮之程奉希望候」（外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件 第二巻」）。

1919年には、谷了悟が「予が過去十三年間漳州駐在の余暇実地を踏査し親しく見聞せし所を摘録報告した」と緒言に言う、谷了悟著『南閩事情』（南支那及南洋調査第三十二、台湾総督官房調査課、1919年6月、全466頁）を台湾総督府が刊行している。

谷了悟は1920年前後1年間病氣帰朝のため漳州を離れた。在漳州元陸軍少佐田門平八が在厦門領事藤田栄介に提出した漳州情況報告中の「本願寺布教堂の件」は、谷了悟不在中の1920年1月8日に生じた事件を次のように記している。

二 本願寺布教堂の件

八日〔1920年1月8日〕突然警務処李一海（日本留学生なり早稲田出身）来り左〔下〕の意味の事を円滑に要求せり

一、通商口岸〔treaty port〕以外の内地に日本人が布教堂を設くるには何等かの許可証でもあるや否や承知致し度し

二、通商口岸以外に日本人が土地を求め家屋を建築するは如何なる理由なるや

三、布教堂の教主〔谷了悟〕は一年以上も不在なりと云ふ然れば向後中止の考へなりや否一年以上一回の教戒も行はざれば教民は何等得る所なきにあらずや

四、至急本願寺布教堂存在の理由を承知致したし又是に関し証拠なるべき書類でもあらば之を至急拝見致したし

右〔上〕に対し小生は従前の事は何等聞知しあらざるに付答解する能はず兎に角厦門本願寺に出状し全方より何分の回答をなす事に取計ふべき旨を約束し分袖せり小生は直ちに厦門本願寺に出状し置きたり之れ等は日貨排斥の副産物なり（外務省記録1.6.1/26-1-9「各国事情関係雑纂

支那の部 厦門)。

1920年6月に任地に戻った後、谷了悟は厦門領事を介して教堂修繕のための補助金を台湾総督府に求めた。これを受けて厦門領事藤田栄介が1920年8月26日付で台湾総督に宛てた公台第九一号は次の通りである。

公台第九一号

大正九年八月二十六日

在厦門領事藤田栄介

台湾総督男爵田健治郎殿

漳州にある東本願寺派教堂修繕補助金下附願出に関する件

漳州にある東本願寺派教堂は明治三十二年一月中創設せられたるものに有之爾来今日に至る迄二十年に亘りて布教に従事し来りたる処開教師の病氣帰朝其他の理由に依り最近一年間は其布教も殆んど有名無実に歸し終には同地に於ける排日派の注目する所となり論議的となり居りたるを以て今春本官同地に出張陳炯明と会見の際努めて事端を醸さざる様注意方申入れ置きたる次第は当時四月四日付機密台第一七号を以て及送付〔し〕たる同日付機密第二八号外務大臣宛拙信『陳炯明との談話概要報告の件』に依り御承知の通に有之候処其後五月二十一日に至り同地滞在中なる田門〔平八〕中佐の申出に基き陳炯明は別紙写の通り援閩粵軍総司令部佈告を以て同布教堂保護に関し公示する所あり従来支那官憲より単に黙認せられ居るに過ぎざりし未開放地たる漳州に於ける我仏教布教権は茲に公然承認せられたるものと稱し得るに至りたる次第に有之候然るに右〔上〕布教堂は明治四十年頃の建築に係り年々修繕を加へ僅かに使用し来りたるものなる処大正七年春大地震に際会以来南北戦争等の事故起るあり嗣いで排日風潮の瀰蔓となり教民も官民の圧迫を受くるに至りたるが為め修繕費用の醸出等は到底不可能なる情態にあり一方右家屋は更に白蟻の侵す所となり此際大修繕を加へざれば近く倒壊を免れざるが如き有様なるに付貴府より金壹千五百円の補助金下附を仰ぎ以て修繕実行に資し度趣にて別紙願書轉達方谷開教師より願出の次第有之候然るに右教堂の現に甚しく荒廢し居るは實際の状態にして此際に於て之に充分なる修繕を加へ人目を一新せしむるの処置に出づるに非らざれば終に或は折角樹立せる我方支那内地布教権に一頓挫を与ふるに至る虞あり就ては此際特別の御詮議を以て金壹千五百円の額補助金として支出方御取計相煩度願書轉達旁々別紙陳炯明佈告写相添此段申進候敬具

本信写送付先 外務大臣、在支公使（外務省記録 3.10.1/15「支那内地布教権一件 第二巻」）

しかし、補助金の獲得はできなかったようである。厦門領事代理河野清は1923年1月29日付内田康哉外相宛公第28号で、同領事館の長嶋巡査の出張報告「漳州に於ける調査報告」を送付したが、この調査報告には漳州教堂の状態が、次のように記されている。

真宗大谷派本願寺布教所、日本教堂と稱し五代目の開教使谷了悟氏駐在し布教に従事し発展策を講じおるも本山の財政困難なる為め充分の補助なく予定の行動は到底実行不能にて時機到来を待

ちつつ現状維持に努めおれり往時は教徒四百名あり教堂内に学堂を設け支那人子弟を教養せし時代もありしが大正七年排日騒ぎ以来教徒減少し現今は旧教徒約三十名位禮拜のため出入せるを見る位にて不振の状態なり（外務省記録 1.6.1/26-1-9「各国事情関係雑纂 支那の部 厦門」）

また、厦門領事代理河野清は 1923 年 1 月 26 日付内田康哉外相宛公第 27 号では、同領事館の水野警部補の泉州出張報告も送付しているが、同報告には泉州教堂の様子が次のように記されている。

泉州に於ける外人布教

一、真宗大谷派本願寺布教所、日本教堂と称し開教使大内正雄氏駐在布教に従事し居るも微々として振はざるものの如し往時彰化学堂及眼科医の附設しありし当時は五六千の門徒を有し頗る盛大の傾向なりしも排日騒ぎ及開教使不在の為め門徒の足跡を断ち目下大内氏赴任後の新教徒及少数の旧教徒を合して五六拾名なりと云ふ。

更に、同上報告は、泉州の西隅尋常高等小学校について、「本校は日本教堂の東隣にして而かも排日気分魁なり校門の正面に勿忘国耻提唱国貨の額面を掲ぐるのみならず毎日放前には必ず例の排日を意味せる国歌を合唱し万歳を三唱するは如何にも皮肉の感あり」と述べている（同上）。

谷了悟と大内正雄が、それぞれ漳州、泉州を引き上げる前には、両教堂は頼みの台湾総督府からも見放されたようである。即ち、谷了悟の漳州教堂と大内正雄の泉州教堂は、台湾総督府にとって「実質上の裨益乃至目前効果」が少なくと判断されたためか、谷了悟と大内正雄は 1924 年 12 月 15 日付を以て台湾総督府囑託を解任された。即ち、両教堂の死活を制するだけでなく、布教者の主要な収入源が失われることとなったのである。

谷と大内は、本山に相談のためか、1925 年 1 月に連れ立って一時帰国をした（台湾日日新報 1925 年 1 月 18 日）。

1925 年 6 月初に厦門に戻ったのち、両人は台湾総督府からの維持費の復活を求めて在厦門領事井上庚二郎に口添えを依頼した。その結果、在厦門領事井上庚二郎から台湾総督府総務長官後藤文夫宛「漳州泉州本願寺教堂維持費稟請の件」が 1925 年 6 月 12 日付で発せられた。その文書は以下の通りである。

大正 14 年 6 月 12 日 在厦門日本領事館 領事井上庚二郎

台湾総督府総務長官後藤文夫殿

漳州泉州本願寺教堂維持費稟請の件

福建省漳州及泉州駐在本願寺開教師谷了悟及大内正雄は客年〔1924 年〕十二月十五日附を以て貴府囑託を解嘱せられ同日附法水外事課長より外発一八〇八号公信を以て右〔上〕の次第御通報に接し候処其後右両師は永年存続したる我教堂を此俟閉鎖するに忍びず親しく帰国の上本山始め各関係の向へ陳情旁々爾後の措置に付熱心奔走したる結果本山に於ても右両教堂維持の必要を認め之が維持方に決定し両師は近々夫々任地に帰着する予定の趣なるも本山よりの支給僅少にして両教堂の維持其他各般施設に到底充当し得ざる趣を以て今般別紙の通り解嘱前と同様貴府補助費

復活方願出の次第有之候原来本件両教堂の性質、経緯及其存立の理由等に関しては本官客年未貴府出張の際貴官始め関係諸官に篤と説明申進置候通りにして縦令其實質上の裨益乃至目前効果の問題を別とするも従来支那唯一の布教権として認定せられ且実行し来りたる両教堂を維持し其開教事業の遂行を計るは何人と雖も異存なかる可く問題は一に補助金支出の要否に帰着することと思考せられ候処既に本願寺に於て其窮迫し居る財政を以て両師派出費の一部を負担したる以上相共に計つて之が維持を実現すること得策なるやに存ぜらるるのみならず之を目前諸般の利便（兩地とも本邦内地人の永住する者他に皆無にして各種目的の為奥地に歩を入る者常に両教堂の厄介に成り或は此に宿泊し或は地方状況の視察、官憲への紹介等諸種の便宜を得居れり）より見るも之が維持の須要を痛感せずむば非ず候要するに両教堂の維持は南支に対する日支連絡上の捨石として其存在の価値十分なるを認められ候に付ては此際前議を翻へし両教堂に対する補助金復活方両師願出通り枉げて御詮議相成度此段惘懇申進候敬具（外務省記録 3.10.1/8「宗教関係雑件第五卷」）

台湾総督府は、「漳州泉州本願寺教堂維持費」を復活することはなかったようである。谷子悟に続いて大内正雄も任地を引き上げたが、後任が派遣されることはなく、両教堂は休止した。

藤井草宣「厦門の今昔と東教堂」（大谷派本願寺宣伝課『真宗』412号、1936年2月、31頁）は、「一時は東本願寺は福建省のみでも二十数个所あつたが其後種々の事情の為め排日運動勃発に依つて、現在は厦門と泉州、漳州と鼎形を為して近年まで経営し、それぞれ駐在開教師が赴住していたが、最近は十余年間の努力を続けている神田恵雲氏が当地に残留せるのみで、他の二ヶ所は休止状態となつた」と記している。

前掲坂井田「真宗大谷派の厦門開教」論文によれば、「一九二四年、大谷大学を卒業したばかりの神田恵雲が開教使として赴任したのは、ちょうど厦門で仏教改革機運が高まっている時期だった」（同論文 42頁）。

日中戦争勃発により、神田が厦門から台北に引き上げたことは次のように報道されている。

厦門の神田氏遂に引揚げ、明治三十年開設以来幾多の外交秘史さへ存する厦門東本願寺教堂も領事の引揚命令のため、一時閉鎖の止むなきに立ち至り最後まで教堂を死守する悲壮な覚悟を固めていた神田恵雲開教師も遂に二十三日本尊を奉じて香港丸で台北別院に引揚げて来た、別院では之と同時に一般民衆の時局に対する認識を深め時艱克服の自覚を促さんがために二十八日夜本堂に於て時局認識講演会を開催する（中外日報 1937年8月28日）。

10. 宮本英龍（真宗本派）のバンコク布教以前

真宗本派の宮本（荻野）英龍が、1907年にシヤムに渡航するまでの経歴を、中西直樹「明治期日本人僧侶の暹羅布教」（『龍谷大学世界仏教文化研究論叢』第58集、2020年3月12日、31-32頁）は、次のように紹介している。

宮本（旧姓荻野）は、和歌山県海南市の浄国寺（本願寺派）に生まれ、後に京都西本願寺の門前に設立された清韓語学研究所に学んだ。清韓語学研究所は、一八九五（明治二八）年九月に西本願寺が、中国語・朝鮮語等を教授して、日清戦争後の海外布教を担う人材を育成するために設立した学校であった。翌九六年三月に宮本は、清韓語学研究所で学んだ紫雲玄範、井上清明、平田博慈とともに最初の台湾布教使として現地に渡り、本格的な布教活動をスタートさせた。宮本は、台南での布教を担当し、同年四月に現地人子弟に初等教育や日本語を教授する台南開導学校を設立した。その後、しばらくして和歌山市善能寺（本願寺派）に入寺して宮本と改姓し、一九〇〇年一月にいったん帰国した²⁵。一九〇二年一月に再度台南に赴任した宮本は、台南仏教婦人会の設立に関わり、一九〇四年に帰国している。

一九〇六年四月、宮本は、清国開教総監部（上海別院内）所属の開教使に任命されて清国に渡り、広東省東部の汕頭布教所に駐在した。

『台湾日日新報』1897年1月23日号は、「化雨一堂、昨年六月間、真宗本願寺布教師、^{荻野}荻野英龍、平田博慈、二上人、設開導学校、於台南城内、授伝国語、而居民子弟、来遊日衆、現挙此業者百二人、多有学力充優、了然心目之候、蓋教師之春風々人也、即經第一回考驗、成業者数人」と述べ、台南開導学校第一回卒業生5名の姓名を挙げている。

更に『台湾日日新報』1898年11月2日号は開導学校の卒業式を次のように報じている。

国語卒業 台南開導学校、本派本願寺所建設也、月之十六日舉行第四回卒業証書授与式於兩広会館、此日天晴朗、球灯映日、旭旗翻風、儀典整然上午九点鐘、磯貝知事憲高井旅団長兩閣下及文武百官、朝野紳士、皆接踵而至燃爆竹為号衆賓列坐教師鈴川知之君先恭讀勅語。畢授与証書於生徒六十六人教頭宮本英龍君、報告其成績曰、本校開始起明治廿九年六月爾来在学籌者二百零五人現時學生壹百零五人内受験者六十六人未受験者三十九人教師三人曰宮本英龍鈴川知之藤谷峻岱也、

1897年時の上記台湾日日新報の記事では荻野英龍であったが、1898年には宮本英龍に変わっているので、この間に改姓したことがわかる。

宮本は台湾語も習得したようで、『台湾日日新報』1898年10月1日号は次のように報じている。

台南教育会例会 十五日午後二時より例会を明倫堂に開く・・・[中略一筆者]次に本願寺巡教師宮本英龍氏照[紹]介して盲啞院生徒蔡溪を導いて壇に上り台南に帰来りし始末及内地に於て勉強せし事柄尚又今日の現況を土語にて詳しく述べ更に大方君子の愛恵を垂れられんことを切望せりき右の盲生蔡溪は土語にて内地の学校の有様より自身が教授を受けしこと其方法を説きしに会員大に耳を傾けつつありし次で彼れ尚本国語を以て左の如き演説をなす其の音吐清朗脈絡貫通し

²⁵ 但し、『真宗本派本願寺台湾開教史』（1935年）603-604頁掲載の、元台南駐在布教使宮本英龍寄稿「開導学校の思出」では、明治34年（1901年）7月に離台の際、台南市官民有志三百名より「本城[台南]に駐錫せらるること茲に五星霜」云々と書かれた謝状を贈られたことを紹介している。

我々内地人をして亦耳を傾けしめぬ

蕃族の教化にも宮本は関心を向け、「本願寺の布教師 宮本英龍氏は開導教林に在りて土人子弟を教養し居りしが猶ほ恒春地方の蕃界に投じて殖民化蕃の業を創（はじ）めんとて稟議の為め本山へ帰れり」（台湾日日新報 1900 年 12 月 21 日）。

宮本が菅真海の後任として汕頭に赴任することは、「汕頭の布教師菅真海師は今回他に転じ其後任として台南に在りし宮本英龍氏」が転勤することとなった（台湾日日新報 1906 年 3 月 17 日）と報じられている。

10.1 宮本英龍の前任汕頭布教師、菅真海

宮本英龍の前任者、菅真海（すが・しんかい）は島根県邑智郡君谷村（現、美郷町）真宗本派香善寺住職、1902 年 7 月から厦門、1904 年 1 月から汕頭で布教し、1905 年 10 月末に帰国した、在南清 3 年 4 ヶ月である（外務省記録 3.10.1/15 「支那内地布教権一件」中の 1908 年 4 月 29 日付在汕頭領事徳丸作蔵から林董外相宛「東西両本願寺布教内情状況に関する報告書進達の件」、中外日報 1905 年 11 月 8 日及び現代仏教家人名辞典刊行会編『現代仏教家人名辞典』1917 年、269 頁）。

上述外務省記録「支那内地布教権一件」によれば、1904 年 1 月に汕頭に入った菅真海は、光緒 30 年 1 月 10 日（1904 年 2 月 25 日）に、陳慈若を董事として澄海県汕頭仁和街に汕頭布教所を開いた²⁶。同布教所は光緒 30 年 3 月 22 日（1904 年 5 月 7 日）に地方官による保護の告示を得た。同じく外務省記録「支那内地布教権一件」中の一覧表「本派本願寺汕頭教堂各地分教堂」によれば、菅は 12 の分教堂を創立したことになるが、分教堂創立日が、菅が汕頭を発った 1905 年 10 月 16 日以降のものが 6ヶ所もあり、この一覧表の精度には疑問がある。

菅真海が汕頭仁和街から日本の友人に送った書信の一部が、「南清通信」の見出しで『教界時事』43 号（1905 年 2 月 3 日）第 5 面に掲載された。その全文は以下の通り。

先づ汕頭の現状を申上候へば日本の勢力着々扶植致、已に潮汕鉄道とて汕頭より潮州に達する（三十哩）鉄道工事の受負は日本人の仕事に歸し、台湾より技師を聘し、最早測量済と相成、先日起工式を挙行仕候、乃至、日本勢威如此相成候と共に日本教堂の評判も非常に高く、開堂早々西より東より入教々民たらんことを申出候もの引きも切れず、已に土地を購ひ、教堂を建設する迄の手運に相成申候、清国人は真に善良の民にて一日十五日の両日、教堂に來り、説教を聞くにも静肅にして小生に対するにも鄭重懇篤、日本に在ては到底想像すること不相成程に御座候、清国人は吝嗇狡猾など申は一面の觀察にて、一度其の事に熱中し人を信用せば誠心誠意出金投資、決して吝嗇などの傾向は無之、殊に汕頭の金融は活発々地小生ども貧乏日本人はボロを隠すに汲々たる許に御座候、日本宗教が真の意義を以て海外布教出来候は支那のみに候、小生共徳なく、

²⁶ 広東省汕頭市地方志編纂委員会編『汕頭市志』（新華出版社、1999 年）第一冊、87 頁に、大事記の一項目として「光緒三十年（1904 年）二月二十四日、日本僧人高田栖岸來汕頭和海陽、惠來、澄海、普寧各県設堂傳教、潮人入教者數百人、他在汕頭仁和街設總堂」とあるが、この「二月二十四日」は西曆の 1904 年 2 月 24 日のことであり、「日本僧人高田栖岸」は菅真海の間違ひであると思われる。

識なけれども教士々と珍重せられ、能く説教を聴聞して呉申候、若し清国に於る布教手段に不足ありと云へば、即ち日本仏教に備はらざる点ありとの意味に御座候へば根本の改良を加へざる可らず、現に支那にては仏教盛大と云ふを得ざれども、人民の帰嚮は不淺、乍然其形式外観には大に厭忌の想を致居候事実は明白に候故、吾日本仏教傳播と同時に此短処を打破すべく、即ち今日の清国布教は吾々に此好機会を与へ居申候、小生は清国及米国の仏教宣布は日本仏教の腐敗を一洗すべく、諸種の事柄に影響を及ぼすこと不勘と確信仕候、現に教堂建築に就ては今回如何なる風に可致乎考案中に御座候、到底今日の日本風紫宸殿作りにては世界に推出すること出来不申、近き台湾にても日本丸出しの筆法にて建築致候に、雨害と蟻害の爲め数千円を擲ち候本堂も再築の已むを得ざるに至り候云々

清国布教で明らかになって来た日本仏教の欠点を改めるべきだと、意気軒昂として主張する菅真海に、冷や水を浴びせかけたのは、菅の汕頭渡来に遅れること8ヶ月にして汕頭に開設された厦門領事館汕頭分館主任の外務書記生大賀亀吉である。

厦門領事館汕頭分館は、1904年9月17日に開設された。分館時代の主任は、初代は天野恭太郎、続いて1905年から1906年まで、大賀亀吉（『職員録 明治38年甲（1905年5月1日現在）』、『職員録 明治39年甲（1906年5月1日現在）』）、1907年の主任は外務書記生藤井元一であった（『職員録 明治40年甲』）。分館は、1907年9月に領事館に昇格し、1907年9月3日付で徳丸作蔵（1860-1913）が初代汕頭領事の発令を受けた（外務大臣官房人事課『外務省年鑑 明治四十五年』）。

分館主任外務書記生大賀亀吉は、1905年7月14日付で本省に下記機密第16号を送付した。

機密第一六号

本派本願寺布教師菅真海更任方の義に付具申

兼て厦門地方に於て布教に従事し居りたる本派本願寺（西本願寺）派遣布教師菅真海なるものは昨年四月中当汕頭に布教所を開設し董事として清国人陳慈若なるものを用ひ潮州、菴埠、閩埠、等の地方にも時々出張して布教をなし其門徒となりたる清国人現に数千名に及び居り候趣に有之候処元来右真海は素行甚だ宜しからず又董事陳も頗る不良の徒にして真に教旨を布説するに尽力する精神なく只に門徒を収集して入教料を徴し或は門徒間の争訟に関する和解等をなして其報酬を求め以て布教所の維持計〔経〕營自己の衣食費等に充て又門徒たるものは宗旨の如何なるものなるやを了解し居るもの殆んど無之単に日本教民なりと称し特別保護の下に在る臣民なるが如く思考し居りて実に本願寺布教の本旨に相戻り居り候ことと被相考候のみならず目下当地方は潮汕鉄道布設工事に着手の折柄にて右等本願寺教民の敷地用土地買取等に直接間接妨害をなすもの不勘旁居留民取締上面白からざる結果を惹起すやの掛念も有之候に付ては此際至急真海を召還し他の品行方正にして布教に熱心なるものを以て交勤せしめ候様其筋へ照会方御取計有之候様致度此段及具申候 敬具

明治三十八年七月十四日

在汕頭領事分館 主任大賀亀吉

外務大臣伯爵桂太郎殿

追而新任の布教師は本文之通りの事情も有之候に付ては鉄道用敷地買取済の後赴任候様致度候間其辺御含之上可然御取計有之度為念此段申添候（外務省記録 3.10.1/15「支那内地布教権一件第一巻」）

上記機密第 16 号公信の上面空白部分に「本願寺に交渉中」と記載されていることから、主管の外務省政務局は直ちに本派本願寺に交渉したことが判る。その結果、下記の文書が本派本願寺から政務局に提出された。その内容を本省は 8 月 8 日付機密送第 8 号として汕頭分館の大賀亀吉主任に知らせた。

菅 真海

右〔上〕之者清国へ派遣致居候処都合有之帰国願出候に付七月十五日許可致候旨本山より申出候条此段及御答申候也

明治三十八年八月六日

本派本願寺東京出張所

痴山義亮

外務省政務局御中

明治卅八年八月八日付

機密送第 8 号

在汕頭分館 大賀主任宛 桂大臣

本派本願寺布教師菅真海更任方の件

客月十四日付機密第一六号を以て御申越に相成候在汕頭本派本願寺布教師菅真海更任方の儀に関し早速本願寺に及照会候処全寺東京出張所の痴山義亮より同人は都合に依り帰国致度趣願出候に付去月十五日本願寺に於て許可致候旨回申有之候間右様御承知相成度此段回答申進候也（同上「支那内地布教権一件」）

ところが、大賀の期待通りには菅は帰国しなかった。大賀は、1905 年 10 月 9 日付機密第 18 号で、本省に菅の呼戻を西本願寺に求めるよう再度要請した。政務局から西本願寺に交渉した結果、菅は 10 月 16 日に汕頭を出帆し同月 31 日に日本に帰着した（同上）。

大賀は、上記 1905 年 7 月 14 日付機密第 16 号で「本願寺教民の敷地用土地買取等に直接間接妨害をなすもの不勘」として菅の布教が潮汕鉄道の建設の支障になることを、菅を帰国させるべき理由の一つとして挙げて、本省に訴えているが、そのような妨害が実際に生じたかどうかは疑問である。

潮汕鉄道は、1903 年に広東省梅県出身の富商張煜南が北京政府に出願し、日本籍台湾人林麗生等も主要な出資者となって、潮汕鉄道有限公司を設立した。建設工事は、日本企業三五公司（台湾総督府の愛久澤直哉）が請け負って 1904 年 5 月に着工し、1906 年 11 月に開業した。開業後 3 年間は日

本人により経営された（朝日新聞 1909 年 11 月 15 日，台湾総督官房外務部『汕頭の一般概況』1939 年 7 月，67-68 頁）。潮汕鉄道は，建前は清国自営の鉄道であったが，1909 年までは日本人が出資し経営したものであった。しかし，利権回収を求める中国ナショナリズムに屈して，日本は撤退した²⁷。

1905 年 6 月 21 日付けで汕頭分館主任大賀亀吉は小村外相宛に機密第 14 号「潮汕鉄道工事に關する狀況報告」を提出し，1905 年 1 月半ばの菴埠（庵埠）事件（現地人が建設現場を襲撃し日本人工夫 2 名が殺害された事件²⁸）の中断後，工事は急速に進行しているが，「残余二十余哩の路線敷地の買収は尚ほ土民の苦情に依り一行進行せざる」ので，潮汕鉄道会社が広東総督に援助を求めた結果，地方官が用地買収に尽力していることを報告した（外務省記録 F.1.9.2/25「潮汕鉄道關係一件 第一卷」）。しかし，「本願寺教民の敷地用土地買収等に直接間接妨害」には何等言及がない。

日本側は，潮汕鉄道の建設を，汕頭地域への日本勢力拡大のために重視していた時期であったので，大賀は菅真海の追放を確実に実現するために潮汕鉄道建設への障害という口実を作った可能性も考えられる。

分館主任とは言え，外務書記生に過ぎない人物からの意見具申に，外務省政務局が直ちに西本願寺に交渉を行ったのは，当時の外務省員の多くが日本僧の清国布教に否定的な偏見をもっていたからであろうが，西本願寺は，外務省からの交渉に対して菅を擁護して反論するどころか，菅真海に真偽を問い合わせ，確かめることもしなかったようである。西本願寺の唯々諾々の，その場凌ぎの対処法からは，自宗の海外布教に対する信念は見えてこない。

佐藤三郎の前掲「中国における日本仏教の布教権をめぐる」論文九五頁は，大賀亀吉の上記 1905 年 7 月 14 日付機密第 16 号を無批判に引用しているが，一応名のある僧侶であった菅真海²⁹が，果して本当にこのような人物であったのか，或は大賀の偏見であったのかは，吟味の余地があらう。当時の日本外務省員は，上下を問わず土着の日本仏教文化に縁の薄い者が多く，布施と賽銭で生活する日本人僧侶に共感できなかった可能性もある。例えば，本稿注 10 の杭州領事高洲太助などもそれに該当するかもしれない³⁰。

10.2 宮本英龍の後任汕頭布教師，落元法城

1905 年 10 月 16 日に汕頭を去った菅真海の後任として，宮本英龍が汕頭に到着したのは，半年後の 1906 年 4 月頃である。宮本の汕頭在勤は翌 1907 年 4 月ごろまでの 1 年間であるが，彼の汕頭で

²⁷ 潮汕鉄道について詳しくは，中村孝志「台湾総督府の華南鉄道工作：潮汕鉄道をめぐって」『南方文化』14 輯，1987 年 11 月，73-103 頁を参照のこと。

²⁸ 朝日新聞 1905 年 1 月 26 日，3 月 4 日

²⁹ 1899 年 1 月 29 日時点で，菅真海は西本願寺文学寮監事の任にある（龍谷大学編『龍谷大学三百年史』龍谷大学出版部，1939 年 7 月，685 頁）。

³⁰ 話は違いますが，基督教徒の吉野作造が，石川舜台の著作『政教小義』（法蔵館，第一編 1899 年 6 月 14 日発行，第二編同年 7 月 2 日発行）に関して，1932 年 9 月 20 日の日記に「外に石川舜台の政教小義といふのがある 下らぬ本だが地震で亡くしたので再び入手したのは懐かしい」（吉野作造『吉野作造選集 15』岩波書店，1996 年 10 月 29 日，417 頁）と書いている。政教小義は，筆者には，西洋史における国家と宗教の関係を論じた，学術的にも興味ある書物であると思われるのだが，吉野はどうして「下らぬ本」と馬鹿にしたのだろうか。ここにも外務省員の態度と軌を一にした，日本の文化を低く見て理解しようとしなかった当時の高等インテリの思い上がりが見えてくるように思われる。

の活動が判る資料は未見である。但し、下記の資料から見ても、入教者の大幅な減少により、宮本は相当苦勞したはずである。また、前任者の菅真海を強引に追放した汕頭分館主任大賀亀吉は依然在職していたので、領事館との連絡もスムーズではなかった可能性もある。

汕頭分館が領事館に昇格して初代汕頭領事に1907年9月3日付で任命された徳丸作蔵(1860-1913)は、外交官・領事官には珍しい熱心な仏教徒であった³¹。徳丸は、1908年12月15日付で小村外相に宛てた機密第14号(外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態に関する取調の件」)で次のように述べている。宮本の後任と思われる、真宗本派本願寺の落元法城(佐賀県小城郡北山村、明治16年3月4日生)が、1907年4月30日に清国開教使に任じられ、同年5月末より汕頭仁和街布教所に在留したこと、「去る三十七年一月本派本願寺より布教使〔菅真海〕を派遣し布教に従事せしめたるに当時は入教者多数あり³²で稍や有望の状景なりしも其後北京政府に於て日僧布教問題に関し各地方官に訓令する所ありて地方官が我布教を阻碍するの態度を取りし以来漸次入教者の数を減じ昨四十年五月〔1907年5月〕頃よりは新に入教するもの全く跡を絶つに至りたる而已ならず従来入教し居たるものも地方官民に対し我仏教の勢力振はざるを知り布教所に出入することを避くるの情状となりしを以て今や当地に於ける本派本願寺布教所も其借家料にさへ差支へ維持困難の状態に在るが如し尚ほ同派には内地各処に合計十二ヶ所の教堂と称する分教所あれども何等為すことなく只だ看板を掲げ居るに過ぎずして有名無実なり」(下線は筆者)。

10.3 宮本英龍のタイ渡航

汕頭は、潮州地方の中心港で、潮州及び同地方を流れる韓江上流の梅県は、各々タイの潮州系華僑、客家系華僑の主要な出身地である。このような環境から宮本英龍はタイ華僑布教を思いついたものと思われる。宮本が汕頭からバンコクに向かう華僑たちと同船して渡タイしたのは、1907年前半である。本稿65頁にみるように、宮本は1907年4月26日時点では既に汕頭を離れている。汕頭布教師宮本の後任と思われる落元法城は、前述のように1907年4月30日に清国開教使に任じられている。また後述のように「大日本帝国真宗本派住暹羅開教師」である宮本が、タイ華僑の潘聰に「大日本帝国真宗本派議事員執照」の入教証票を出した日付が、1907年7月16日であるから、この時点では、バンコクに教堂を開設していたことになる。

『中外日報』1907年9月12日号は「盤谷の西本願寺」と題した次の記事を載せている。

西本願寺の布教堂は盤谷府に開かれたり堂主は久敷台湾及び南清地方に巡錫して多大の功績を挙げたる宮本龍英〔英龍〕氏にして清語に巧に殊に教化的技倆を有する人なれば現に遙々氏に随従し来れる支那人もありて順々として能く師事し、頻に彼等清人間に周旋して遊説し居れり、盤谷

³¹ 葛生能久『東亜先覚志士記伝 下巻』黒龍会出版部、1936年10月、123頁

³² この報告では「本派本願寺の教徒と称する清国人は当汕頭に二千五百廿三人各地分教堂に二千八十八人合計四千六百十一人大谷派本願寺の教徒と称する清国人三十余名ありと云ふ」と記されているが、帰国後真海は「菅真海氏支那布教談」(中外日報1905年11月8日)で、「汕頭は所属信千五百名を超越するの盛況を呈し」と語っている。徳丸作蔵汕頭領事の1908年4月29日付林外相宛機密第6号「東西両本願寺布教内情状況に関する報告書進達の件」(外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件」)にも「本派本願寺は去る三十七年一月布教使菅真海なる者を当地方に派出して布教所を設立し布教に従事したる結果一昨年〔正しくは1905年〕春頃迄に教徒の数凡そ一千四五百名に達したりと云ふ」と記されている。

の如きは一見清国に在るが如く市街殆ど清人の居宅を以て充たし市民の半数を占め居るが故に、氏の開堂早々信者続出大いに有望と云ふべし、氏は更に近頃仏教婦人会を組織し先づ日本人を以て成立し、会の発達するに従ひ暹人及び清人をも収容し宗教、衛生、家庭上の講話をなし又学校を開いて盛に教育事業に当らんとする計画ありと云ふ。

『警世新報』127号、1907年10月1日、35頁も次のように報じている。

西派の盤谷開教、西本願寺にては先頃より暹羅の首府盤谷に一教堂を開設し、多年台湾及び南清地方に在りて開教事業に熟練せる宮本龍英〔英龍〕氏之が主任となり居れるが、在府の清人にして教堂へ出入する信徒続々あり、将来大に有望なりといふ尚近頃は更に仏教婦人会を組織し、先づ日本人を以て成立し、会の発展するに従ひ暹人及び清人をも収容し、宗教衛生家庭上の講話をなし、進では学校を設けて教育事業に当らん計画なる由。

また、『六大新報』216号、1907年10月13日、17頁には、

本派本願寺の暹羅国開教 本派本願寺にては予てより暹羅国盤谷府に布教堂を設置し開教使宮本龍英〔英龍〕師を派遣、専ら開教に従事し同国人のみにあらず同地在留清国人の帰依する者少なからざるが、今回更に同地在留邦人にて一の婦人会を組織せしよし。

宮本は華僑及びその子孫（上記記事では暹人扱い）相手の布教のみならず、在タイ日本人婦人の婦人会も組織し、邦人相手の布教も試みたのである。また、台湾での開導学校経営の経験を生かして、バンコクでも学校設立を考えていたようである。

但し、1907年12月末の在タイ日本人女性総数は、わずかに62名であり、その内半数以上は醜業婦人や水商売の女性であった（村嶋英治「1897-1945年における在タイ日本人の人数、職業の推移：在バンコク領事の年次報告をもとに」『アジア太平洋討究』40号、2020年11月、182頁）。従って日本人を婦人会に組織しようにも、対象者数が極めて限られていた。

なお、大谷派の武田恵教が1907年3月にラートブリーに開き、3ヶ月後浄土宗の水澤泰澄が引き継いだ教堂は、個人的なものであったと思われるが、宮本英龍がバンコクに開いた教堂は、上述の報道や2ヶ年に亘り活動を継続したことから見て、本派本願寺の辞令の下に実施されたものであったと推測される。本派連枝大谷尊由（1886-1939）は1907年末にシャムに3週間滞在した（中外日報1908年3月18日）ので、バンコクで宮本の布教活動の現場を実見したはずである。

11. タイ側資料から見た真宗本派宮本英龍のシャム華僑布教

本稿巻末に掲げたタイ側資料から、宮本のバンコクでの活動を見てみよう。

巻末資料I—⑤は、1909年6月19日付けで畿内大臣から国王秘書官宛に、宮本英龍を詐欺の容疑で、日本の領事裁判にかけたが判決前に逃亡した旨を報告したものであるが、添付された3文書の日付は、2年前の、1907年7月半ばのものである。このうち本稿に図2として掲げる第2文書（漢文）

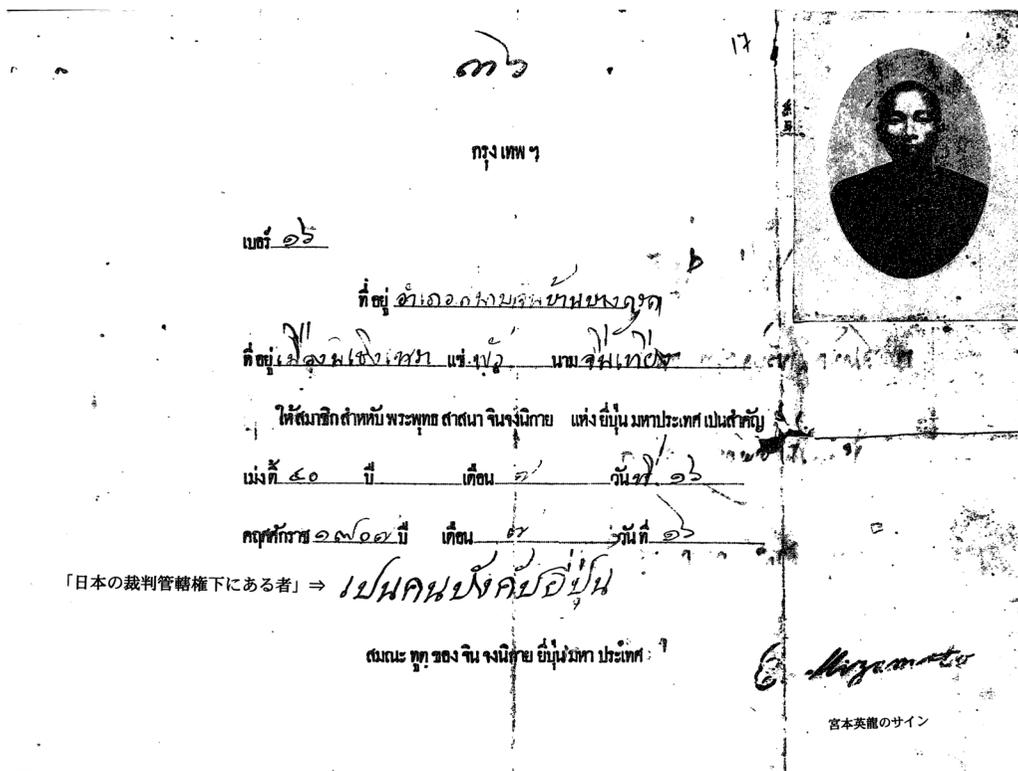


図1 卷末資料I—⑤の第1文書(タイ語)

から、宮本は、1907年7月16日時点で「大日本帝国真宗本派住暹羅開教使」の肩書きで、「大日本帝国真宗本派議事員執照」という入教証明書を、様式を定めた印刷物に書き込む形式で交付していることが判明する。印刷物の準備、入教者の獲得迄の時間を考えると、宮本は1907年7月以前に来タイしたことは間違いない。

汕頭の本派本願寺の入教手続では、入教希望者は董事に申出て規定の寄付金を納め入教証票を受領した。入教費の額により教徒には、①議員(寄付金45弗以上納付した者)②門徒(寄付金4弗以上納付した者)の2種類があった(徳丸作蔵在汕頭領事の、1908年12月15日付小村外相宛機密第14号報告、外務省記録3.10.1/23「在清国本邦布教者の布教状態に関する取調の件」)。汕頭で1年間布教した宮本はバンコクでも、汕頭のやり方を踏襲して、教徒を2種類に分けたようで、上記第2文書にいう「本派議事員」とは、汕頭の「議員」と同一の意味であろう。「議事員」の肩書きには、200バーツという高額の寄付金を要したようである。

卷末資料I—⑤の第1文書(本稿の図1)は、同第2文書(本稿の図2)のタイ語訳であるが、両者の違いは、第1文書には、第2文書にはない、「日本の裁判管轄権下にある者」というタイ語の手書きがあることである。

更に卷末資料I—⑤の第3文書(本稿の図3)は、第1,第2文書の日付の2日後に、在盤谷帝国領事田邊熊三郎が「在盤谷日本帝国領事」及び“H.I. JAPANESE MS CONSULATE BANGKOK



図2 卷末資料I—⑤の第2文書(漢文)

SIAM” (His Imperial Japanese Majesty’s Consulate Bangkok Japan の略) の公印を付して、第2文書の内容を日本語で保証し、タイ語訳を付したものである。日本領事の保証書付の、第1、第2文書を受領した入教者は、第1文書の文面から日本の裁判管轄権下に入ったこと、即ちタイの裁判所の裁判を免れ日本の領事裁判を受けることができる、日本の保護民になったことを信じたであろう。卷末資料I—⑦によれば、1909年6月には田邊領事は、自分の保証書(図3)は、文書も公印も偽造されたものであるとして、自己の関与を否定した。しかし、田邊の字は癖が強く、見馴れた者には一見して田邊の字か否かが判るほどである。肉筆保証書(図3)は、他の公文書の田邊の筆跡と同一であることに加え、1907年3月に田邊は、ダムロン内務大臣の添書を求める武田恵教を伴って同内務大臣を訪問し、1907年5月に武田恵教がタイを去るに当たってはラートブリーの教堂を水澤泰澄に引き継がせ、或は卷末資料I—①の(D)に見るように、領事が董事証明書を発行して保証することを引き受けていたことなど、田邊は1907年前半においては、日本人布教者の世話を熱心に行っていたので、この保証書は間違いなく田邊領事が交付したものであろう。但し、田邊領事は、タイ語訳の第1文書(図1)に「日本の裁判管轄権下にある者」という語句が追加されて、入教者に渡されたことには関知していないと思われる。

卷末資料I—①の(B)のケースは、1908年2月頃にナコンチャイシーに住む Thung が、バンコクのバーンラックにある西本願寺教堂の董事か副董事の一人らしき Huy Seng に日本の裁判管轄権下

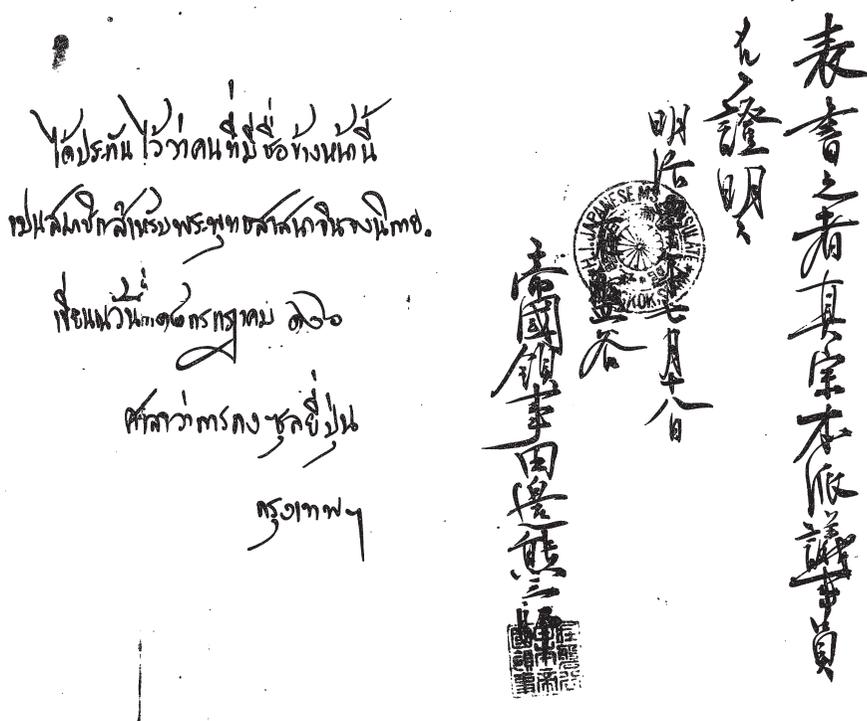


図3 卷末資料I—⑤の第3文書（田邊領事保証書）

に入ることができる」と勧誘されて、二人の知人と連れ立って同教堂を訪ねて、合計9パーツを払ってバッジと文書を入手したものである。もし、裁判事件が生じて裁判所に行く時には、日本の人間だと判るようにバッジを胸に付けて行くようにというバッジの使用法の説明も受けている。支払った額が少ないことから、「門徒」として入教したものであろう。

卷末資料I—①の(C)によれば、バーンラックの西本願寺教堂の副董事 Hok Seng の弟 Huy Huat が、1908年1月26日に内務大臣ダムロン親王を訪問し、バンコク西方のプラ・パトムチャーディー（ナコンパトム県）のホテル脇のショップハウスの1室を日本僧の布教所として賃借したいという文書を提出した。Huy Huat は、兄の代わりにナコンパトムに分教堂開設の公認を求めてダムロンを訪問したと思われる。ダムロンは副董事 Hok Seng を喚び出して、西本願寺の布教について質問した。Hok Seng が答えたところでは、バンコクに西本願寺の日本僧が3名おり、Tan Kiang が董事、Hok Seng を含む4名の副董事が存在する、入教者は中国人400~500名であり、日本僧は入教者に「もし用事や困ることがあれば日本僧を訪ねよ、援助を与える。日本僧の能力を超える場合は、領事に助けを求める。心配しないで」と話しているという。

西本願寺の日本僧が3名存在するという回答からは、宮本とは別に2名の日本僧もタイに入国していた可能性がある。

卷末資料I—⑤からは、1909年前半、宮本英龍は、董事の Kok Guan と共に、バンコク畿内州、

ナコンチャイシー州、ラートブリー州、プラチンブリー州の多数の中国人に対し、入教すれば「日本の裁判管轄権下に入った者と同じであり、逮捕されることから身を守り、違法行為を犯しても助けてもらえる」という文書の交付をエサに入教勧誘をなし、入教費として200バーツを徴集していることが判る。

これから宮本英龍の華僑布教は、2年間の間にバンコクを中心として近隣の州に拡大したことで、入教勧誘のセールスポイントも2年間変わることなく、入教すれば「日本の裁判管轄権下の者」として、領事裁判権で守られるということであった。

宮本と董事の華僑 Kok Guan は共犯とされたが、日本人の宮本の方は、日本の領事裁判権により、日本領事（田邊熊三郎）によって裁かれることになった。宮本英龍は1909年6月に領事裁判所に詐欺容疑で起訴された後、「逃亡」した。宮本は、タイ語は読めないから、董事が、宮本の諒解なく勝手に「日本の裁判管轄権下にある者」（図1）と書き加えて金集めをしたものであり、宮本も董事に騙され利用されたに過ぎないと見ることもできるが、2年間もの長期間に亘って実施されたことであり、領事裁判で宮本の詐欺が認定されていることから、宮本も関与していた可能性が高い。それ故、領事裁判で有罪判決を出す前に、田邊領事は「逃亡」という名目で宮本を出国させたのではないだろうか。

宮本が、詐欺事件で領事裁判にかけられ、判決前に「逃亡」したという1909年半ばのバンコクの日本人の様子は、次の『朝日新聞』（東京）1909年7月23日朝刊の「暹羅だより」に詳しい。

暹羅だより △**日本暹羅間の航路** 日本より来るには欧州航路に依り香港又は新嘉坡を経由す其の香港よりすれば在来の独逸ロイド汽船会社か又は新に本年二月暹羅人の資本家及び当地在留の清国人の有力者相図りて設立せる暹羅汽船会社の便に依り何れも汕頭へ廻り盤谷に至る 船賃は普通百五十弗なれども特別苦力向の甲板上船客なれば目下は殊に二会社競争して八弗に引下げたり香港盤谷間直航なれば八日間にて汕頭廻りなれば十一日間を費す 又新嘉坡よりすれば同じく独逸ロイド会社汽船に依り四昼夜にて達す何れに依るも入暹前湄南河口コーシチヤン島に於て検疫を受け一日潮待ちの後盤谷埠頭に着すれば直に税関吏本船に來り取調べ初めてここに暹羅の地に上陸を許さる、其の通関手続き等は他国に比し容易なれども注意を要する事は刀劍銃砲及び彈丸等の武器及びモルヒネ、阿片等は輸入禁止品に付き例へ護身用と雖も手続き至つて面倒なり現に本年五月日本人某台湾人と共同し阿片の密輸入を企てしも関税監視発見し本邦領事館に告訴せられ当地在留同胞間の信用問題となり日本人間に憤慨せるものあり

△**居留民の親睦機関**として盤谷府バンガラック [バーンラック] 街に日本人倶楽部あり前公使稲垣、松方両氏三井物産の檀野氏川崎造船所松方氏等の寄付により前公使稲垣滿次郎氏が帰国の間際に成立せる会にして在留民中有力者連を以て組織し現今正会党及玉突部会員合せて廿五名余を有す

△**青年会と婦人会** 日露戦争後俄に同胞の殖え來りたれば青年の有志者發起となり青年会なるものを創立せしに始めは非常の勢力を以て発展せしに一年を経ざるに閉会の已むなきに至れり是れと同時に**西本願寺特派の宮本英龍師**の設立せし仏教婦人会なるものも発展せずして中止したり、在留同胞の業としては官途にあるの外は現今雜貨店、銘酒屋と医師、理髮業及び農業を営む者あ

り

△**雑貨店**は盤谷府にて同胞の最も古くより営める業なれども未だ之と云ふ成功者あるを聞かず其源因種々あれども要するに当地に於ける独逸品は本邦製品に比するに其価格廉にして品質優良なり到底本邦今日の製品にては独逸品に対抗すべくもあらず本邦雑貨不振の理由は多分この点に存するものならん ここに本邦商人の留意を要す

△**不景気** 当国は未だ銀貨本位の域を脱せざるに付当時暹貨為替相場高値にて当国重要産物たる米及びチーク材の輸出不引合の為財界不振在留外商等何れも非常に困難の状態にあり

△**活動写真の初輸入者** 活動写真は去る三十八年〔1905年〕十二月に始めてサミセン公園の一寺院のバザーに於て渡邊某〔渡邊知頼〕氏が日本より持ち来りて開場せるもの 大に暹人の意に適ひ非常なる力を以て発達し現今立派なる常設館を設くるに至る是れ暹羅国に於ける活動写真輸入の嚆矢たり

△**医師と理髪業** 見込みなきにあらず例の銘酒屋は割合に成功しつつあり

△**農業** 従来暹羅に於ける有望なる事業と認め乍ら十分の調査せしものなかりし為是迄同胞の計画せし事あれども皆失敗に終り然るに先年、概旭乗氏江畑彌吉氏の両氏確に有望なる事を認め漸進的方針にて経営し其の翌年概氏は中止したれども江畑氏は概氏の跡一切をも引受け大に拡張し幾多の経験を積み現今にては基礎確定し昨年の如きは他に二箇所邦人の経営せしものあるに至る 江畑氏の経営せる農場は盤谷府を去る七哩（マイル）メナム河の上流コラット鉄道線路に沿ひたるクロンランシュット及びラクホクの一箇所にして何れも相当なる設備を施し今日にては規模さまで大ならざれ共順次拡張し本年は土人農夫三十余名と水牛二十五頭を所持し七百来（我約一千零五十段）の耕作をなし最早今日にて半分以上の植付けをなせり氏は滋賀県の出にて今より五年前十八歳の時商業視察の為来暹し種々の研究を積み帰国し更に一昨春〔1907年春〕再度渡来し初め雑貨商を営みしが翻然志を改め今は農業にて成功しつつあり（六月十五日盤谷にて熱帯生）

上記記事からは、様々なことが判明する。本稿で述べた日本郵船の汕頭-バンコク航路から撤退（1908年1月）ののち、1909年2月に在タイ華僑らの設立した汽船会社（華暹輪船公司）が同一の航路を開き北独ロイド社と価格競争を繰り広げていること、宮本英龍が組織した邦人の仏教婦人会は発展せず中止となったこと、邦人の青年会も同様に活動を停止したこと、バーンラックには日本人倶楽部があること（日本人倶楽部の書記は溪道元であり、溪は青年会の中心メンバーでもあった）、概旭乗と江畑弥吉はランシット運河ラックホクでの大規模水田経営に着手したが、概は撤退したこと、など。

12. ラーマ五世の日本仏教布教禁絶命令

日本布教者が布教対象とした者は、相当の財産（奴隷を含む）をもつ華僑及びその子孫である。62頁の水澤泰澄の書簡に見るように清国の貧農もタイに移住して裕福になった者も少なくなかった。

タイと清国との間には条約がないので本国政府に頼ることができない華僑にとって、タイの条約相手国の保護民の身分は、高価な代償を払ってでも取得するに値するものであった。シャムと条約のあ

る国の保護民の資格を得ることができれば、事件やタイ官憲の圧迫に遭っても外国領事の保護により身体財産を守ることができ、裁判になってもタイの裁判所ではなく領事裁判の管轄となる。とりわけ、1905年9月3日の官報で公布されたばかりの近代的徴兵法による徴兵も免れることができるからであった。

シャムは19世紀半ば以降の条約で、諸外国に治外法権を認めて以来、諸外国はこの規定を悪用して、自国や自国の植民地とは無関係なアジア人までも自国の保護民とした。とりわけフランスは、無条約国の華僑を多数保護民として領事館に登録させ、シャムの統治に大きな障害を与えた³³。

在タイ経験のある村松山壽（1867-1937、米国法律学士）は、「暹羅談」（『法律新聞』126号、1903年2月16日、5頁）で次のように述べている。

支那人は無条約国民であるから、暹羅の法律の下に服従せねばなりません、之を避けるために、仏蘭西とか、英吉利とか、或は日本の臣民資格を得ようと希望するのです、英吉利も日本も曾て此保護民といふものを作りました（例へば英吉利なれば其領地なる新嘉坡とか其他で生れた者であるとかいふ理由を付けて、又た日本なれば台湾で生れたとか其子孫であるとかいふ理屈を付けて）併しそれが暹羅政府の感情を害し、又た不道理の登記をするので不都合であるからして、英吉利でも、日本でもそれを止めました、所が仏蘭西は其領地なる安南で生れたとか、東京〔トンキン〕で生れたとかいふ者のみを保護民にするのみならず、南清地方の支那人をも盛んに登録料を取つて、自分の臣民同様、保護といふ名義で登録したのです。

日本は保護民登録を止めたとは言え、日本の仏教布教者を含む民間人には、華僑に日本の保護民にすると安請け合する者も少なくなかったようである。例えば、成田山靈光館所蔵柏原文太郎文書中に、1901年にタイ華僑工作に来タイした柏原文太郎（1869-1936）³⁴が、華僑協力者に日本籍を安請け合して催促されたものだと思う、次の手書き書簡（スペルの誤記はそのまま）が残されている。

To Mr. Buntarou Kashiwabara, Bangkok

Bangkok

5th November 1901

Dear Sir

Buntaro Kashiwabara

Bangkok

Sir

Regarding to verbal application asking you to register us as yours true subject, which you promised to do so on your arrival in Japan, we now take the liberty to ask you to do your utmost on this

³³ 治外法権をめぐる問題は、村嶋英治「1890年代に於ける岩本千綱の冒険的タイ事業：渡タイ（シャム）前の経歴と移民事業を中心に（下の1）」『アジア太平洋討究』33号、2018年、164-167頁

³⁴ 柏原文太郎、村松山寿らの1901-3年時のタイ華僑工作は、村嶋英治「タイ華僑社会における中国ナショナリズムの起源」『岩波講座 東アジア近現代通史2』2010年10月、226頁参照

respect , for which Kindness we shall ever pray.

Herewith we beg to enclose a list, showing date and country where we were born.

We remain Sir your obedient servants

Xhia Ek Hong

Xhia Heang Yong

Under the surname and names

謝一峯 Xhia Ek Hong 47 years old born in Swatou on the 14th October 1854

謝向榮 Xhia Heang Yong 22 years old born in Singapore the 14th August 1878

日本政府が、シャムの華僑を保護民（「日本の裁判管轄権下の者」）にすることは、タイ側の強い反発を招き、外交問題になるので、実際は容易なことではなかった。しかし、日本布教者が多数のシャム華僑とその子孫を日本仏教に入教させることに成功すれば、日本政府はシャム経済に大きな力を有する彼等華僑を使嗾してシャム政府に圧力を加えることがあり得るし、特別な華僑保護を要求する可能性もなしとはしない。

ラーマ五世の危惧は、この点にあったと考えられる。タイは信教の自由を認めているとして、日本僧の布教を日本領事に認めたダムロン内務大臣の対応は、国王には警戒心を欠いた手緩いものに見えた。

巻末資料Ⅰ—②に見るように、ラーマ五世は、1908年2月25日に火の小さいうちに完全に消してしまえと強力に日本僧の布教を弾圧することを厳命した。これを受けて、ダムロン内相は部下の地方官たちに、日本僧が入教者に交付している入教証明の実物を証拠として入手すること、及び日本僧が採用した董事たちを取り締まるように指令したと思われる。それに対する報告が、巻末資料Ⅰ—③であるが、内容は武田恵教のラートブリー教堂を引き継いだ水澤泰澄の活動に限られている。この巻末資料Ⅰ—③を読んだラーマ五世は、同Ⅰ—④に見るように日本僧が僧衣ではなく白シャツ白ズボンの服装をしているという点に注目し、1908年5月17日に「必ず完全に破壊せよ。もし手をこまねいていると、確固たるものになってしまい、日本政府が手を出して支援するようになる。なぜなら、日本僧は西洋人を真似てミッシヨナリーになろうと努めているから」と再度厳命した。

国王は、清国における日本の布教権要求のニュースを読んでいた。1904年ごろから利権回収を求めるナショナリズムが生じた中国では、それ以前は黙認してきた日本僧の布教に批判が高まった。清国政府が、キリスト教の布教権は西洋諸国との条約で与えているが日本との条約は仏教布教権を与えていないことを理由に日本僧の内地布教へ規制を開始すると、本願寺やその日本人布教師たちは日本政府に清国政府に布教権を要求するように求めた。

清国と同様、タイでも神父（タイ語では Bat Luang、この語はキリスト教のみに使用され、仏教僧は含まれない）によるキリスト教の布教権がフランスとの条約に明記され、最恵国待遇により他の条約国のキリスト教布教にも適用されたが、仏教布教権は条約中にはなかった（本稿巻末資料Ⅱ「タイにおける信教の自由と布教権の歴史」参照）。但し、日本僧の華僑布教を信教の自由を尊重して黙認放置して拡大させれば、華僑は人口が多いので信徒数は急速に拡大し、欧米のミッシヨナリー指導下

のキリスト教徒³⁵以上に心配の種になるかもしれない。国王は、日露戦争に勝利し、世界の強国となった日本を後ろ盾とした日本仏教の華僑布教が、タイ政府の統治に支障を来す可能性を予見したが故に、火種の小さいうちに根本的に除去することを厳命したものであろう。

国王の厳命であるので、Westengard 総顧問が起草した公文が、タイ外務大臣から日本の田邊臨時代理公使に正式に発せられたはずである。しかし、この文書は今のところ、日本の外交史料館でもタイの国立公文書館でも見付からない。

宮本英龍の領事裁判「逃亡」についても、現時点では巻末資料 I—⑤及び⑥以外の資料は見つからない。

タイを「逃亡」してのち、宮本英龍は和歌山市の自坊に戻ったようである。1922年5月1日の和歌山市公報には同年4月17日に「至誠」の演題で「宮本英龍師」が講演したことが報じられている³⁶。1935年刊行の台湾開教教務所臨時編集部編『真宗本派本願寺台湾開教史』603-604頁に元台南駐在布教使宮本英龍「開導学校の思出」が掲載されている。中西直樹龍谷大教授の教示によれば、宮本英龍は1944年3月28日に死亡したとのことである。

結び

以下本稿の大筋を要約的に示せば次の通りである。

1895年4月17日調印の下関講和条約を根拠に1896年7月21日に調印され、同年10月28日に公布された日清通商航海条約から、1898年2月25日に調印され、同年6月24日に公布された日暹修好通商航海条約までの間は、1年半ほどの隔たりしかない。清国及び暹羅との条約で日本はともに領事裁判権と最恵国待遇を得た。仏教の布教に関しては、日清通商航海条約は、第4条で日本臣民に清国の開港諸市内の外国人用に選定された地区内に於いて寺院を建設することを認めている。即ち、清国の一定の開港場で日本人が日本人向けに仏教寺院を設ける権利は認められている。しかし、上記以外の清国内地において、清国人向けに日本仏教を布教する権利については、何等の明文もない。一方、日暹修好通商航海条約には、宗教の布教については何等の言及もない。

清国における仏教布教権について、1904年末以降日清間で問題になったのは、清国内地、とりわけ南清の福建省、広東省の内地上における中国人を対象とした仏教布教である。

1898年4月22日に駐北京矢野文雄公使は「福建不割譲に関する公文」を清国に提出し、同年4月24日に清国がこれに答えて交換公文が成立したので、台湾の対岸で、台湾籍民の出身地でもある福

³⁵ 筆者が1988年8月26日にバンコクのザビエル・ハウスのセミナーで会った、カトリックのウボン司教区の司教から聞いたところでは、タイのカトリック人口は23万人（半数はバンコク大司教区に属す）、一方プロテスタント人口は8万人で、タイのキリスト教人口は合計31万人であるという。1988年版のCatholic Calendarによれば、タイのカトリックは10司教区（現在はチェンライがチェンマイから別れて11）、63県に345教会が存在している。この31万人というキリスト教信者数は、内々の見積もりであり、発表されている信者数はこれより多いが、大幅に多いわけではない。ところで、1990年初めにサラブリーに「聖地」を建設した、タイで「ヨーレー」（浄霊）の名で知られる世界救世教いづのめ教団のタイ人信者数は2000年前後には30万人を超えた。2003年5月に高橋勝幸氏（現在ナレスワン大学助教授）の案内でシーサケート県ムアン郡クーソート村を訪ねたが、戦後間もなくタイ国共産党が強固に組織したこの村の住民が、2003年当時は「ヨーレー」教に多数入教しているのを知って驚いた。「ヨーレー」教という一教団のタイ人信者数は、短期間でタイのキリスト教人口を超えたのである。東アジア・東南アジア大陸部の伝統的信仰に類似した宗教は、受け入れやすいのであろうか。そうであれば、ラマ五世の危惧も十分に根拠があったと思われる。

³⁶ 和歌山市史編纂委員会『和歌山市史 第7巻』1978年3月、649頁

建省は日本の勢力圏下に置かれた。

台湾で禪宗派に比して出遅れた両本願寺は福建省の内地布教に進出した。

真宗大谷派は1898年7月に、台湾から加藤廣海を廈門に派遣し東教堂本願寺を開かせ、1899年1月には漳州布教所、同年4月に泉州布教所を開設し、1907年までの間に福建省に27ヶ所の教堂を開いた（中西直樹『植民地台湾と日本仏教』三人社、2016年6月、152-153頁）。大谷派に遅れること半年、真宗本派は1899年1月13日に台湾開教師紫雲玄範に福建省廈門への布教を命じた。これは西本願寺新門大谷光瑞が清国巡遊に出発する直前のことである。

日清間で1896年日清通商航海条約における日本仏教内地布教権の解釈についての相違が、初めて明確に現れる契機となったのは、1899年4月の大谷光瑞の北京訪問時の活動にあると筆者は推測する。光瑞の帰国後、矢野文雄駐北京公使が総理衙門に条約上の最恵国待遇により邦人は清国内地における仏教布教権を有していることの確認を求めたのに対して、総理衙門は、欧米条約国に与えた布教権はキリスト教に限られるので、最恵国待遇によって仏教の内地布教権を主張することはできないとして拒否の回答をした。総理衙門（1901年9月から外務部）の見解は、その後も変更されなかったが、これは中央の条約解釈に止まり、地方内地で開始されていた日本仏教の布教を制限する措置が取られることはなかった。

南清布教に進出した両本願寺の布教師は、地域の言語や内情に通じておらず、入教者を集めるには、現地の顔役を董事として迎え、彼等に依存する以外に方法がなかった。董事は教堂経営に巣くう実質ブローカーであり、彼等の目当ては入教者から徴集する入教金、会費或は賽銭であった。悪質な董事も少なくなく、布教師は少なからず彼等に食物にされた。見方を変えると、邦人布教者及び現地董事共同のうま味のある活動が可能であったのは、日本仏教への入教に、高いニーズがあったからである。入教を希望する者は、信心からではなく天主教や耶蘇教徒と同じような治外法権的保護という実利を期待していた。

1900年8月24日には、日本側の自作自演と言われる大谷派廈門布教所³⁷への放火事件が、義和団事件の最中に生じた。また、新設の地方教堂は現地住民や地方ボスの間に摩擦を起こしたが、福建の清国地方官は敵対的ではなかった。却って清国地方官（道台等）は、布教保護の告示を出して新設教堂を承認し日本人布教者の活動を容認した。

ところが、1904年末になると、状況は大きく変化した。閩（福建）浙江総督及び清国中央政府が、泉州府安海東本願寺分教堂破壊事件に関する日清交渉の過程で、日本仏教布教者に内地布教からの撤退を公然と要求するようになったのである。これに対して、日本政府も仏教布教者も1896年の日清通商航海条約の最恵国待遇により欧米人の天主教や耶蘇教布教と同一の内地布教権を有すると主張し、一方、清国側は日本仏教に布教権を認めた専条は存在しないとして承認しなかった。両者の主張は平行線を辿った。日本仏教布教者は居すわり、一方、清国側が強制排除することはなかった。しかし、入教者がいなくなれば日本の布教活動を実質上阻止することができる。清国官憲の入教阻止の締め付け、加えて期待したような利益・保護を与えることができない布教者への失望などから、入教者

³⁷ 廈門の東西両本願寺の布教所は、日清通商航海条約第4条で日本に寺院開設が認められている開港場内にあるので、曾て何等の故障も起こりしことなしと、1896年3月以来在廈門領事の任にあった上野専一は桂太郎臨時兼任外務大臣宛ての1905年11月29日付の公信機密第35号で述べている（外務省記録3.10.1/15「支那内地布教権一件」）。

数は激減した。入教者数の大幅減少は、入教者からの集金でまかなわれていた教堂の経営や布教者の生活を困難にした。本山や台湾総督府からの資金援助がない限り、清国人相手の内地の布教所は存続困難となったのである。1908年以降真宗本派は南清への布教師派遣を止めたので、残ったのは大谷派のみとなった。大谷派の厦門教堂は間もなく有名無実となったが、漳州と泉州の教堂は中国のナショナリズムの高まりの中でも、台湾総督府の補助金により生き延びることができた。しかし1924年末に台湾総督府が補助金を打ち切ると、両教堂への布教者派遣はできなくなり、両教堂は消滅に向かった。

南清での入教者獲得が困難になった1907-1908年には、南清の布教者のなかにはタイの華僑（同じく南清からの移民）に目を転じて渡タイする者があった。即ち、大谷派厦門在留布教使の資格のまま、タイのラートブリー（ラーチャブリーとも言う）地域の華僑を対象にして1907年2月-5月の間、出張布教した真宗大谷派武田恵教、武田恵教の離タイ後、武田のラートブリー布教を引き継いだ浄土宗の水澤泰澄、1907年前半に汕頭からバンコクを中心とする地域の華僑布教に来タイした真宗本派宮本英龍である。

日露戦後、日本郵船会社が香港→汕頭→バンコクとの間の航路に新規参入し、既存のドイツの船会社と値下げ競争をしたため、南清とバンコクとの間の移動は、便利になっただけでなく、安価な船賃で往復できるようになったが、これも、日本布教者のタイ渡航を助けたものと思われる。

タイ事情に疎い新来の日本人仏教布教者は福建省南部の厦門、漳州、泉州、或は広東省東部の汕頭を中心とした地域の清国内地布教のやり方を、タイでも殆んどそのまま踏襲した。即ち、南清同様に、現地のブローカーとして董事、副董事を採用した。また、彼等はバンコクの日本公使若しくは領事を通じて、タイ官憲の告示（添書）を求めた。これも日本領事を通じて清国地方官に布教保護の告示を求めた南清と同様のやり方であった。シャムと清国との間には国交がなく、一般のシャム華僑は無条約国民としてシャムの裁判管轄権下に置かれていた。裕福なシャム華僑は、シャムの条約相手国の保護民となり、当該条約国の領事裁判権上の権利を享受することで、自らの安全と利益を図っていた。シャム華僑が日本仏教に入教した動機も、信仰からではなく日本の保護を受けて自身や家族の利益と安全を守るためであった。こうした動機も南清の入教者のそれと類似のものであった。シャムの日本僧と董事は、華僑の期待に答えて、恰も「日本の裁判管轄権下の者」になったかのように誤信させる入教証を、高額の入教費を徴集して交付した。当初は、日本のバンコク領事も日本僧に協力し、日本僧が交付した入教証を保証する文書を交付した。

内務大臣ダムロン親王は地方官への添書の発給は拒んだが、信教の自由を尊重して日本僧の布教を禁じることはなかった。1907年は日本僧のシャム華僑布教の黄金期であった。大谷派はラートブリー州を中心に、真宗本派は、バンコクを中心に教堂を開き、華僑入教者を獲得した。大谷派の武田恵教の最初の在タイは3ヶ月間と短かったが、ラートブリー教堂をタイに来訪した浄土宗の水澤に託し、再度来タイの予定で離タイした。しかし、1908年2月24日に内務大臣ダムロン親王からラーマ五世に、日本人布教者と華僑董事が、入教すれば日本の保護民になることができると華僑を勧誘していることが上申されると、ラーマ五世は日本人布教者の追放と華僑入教者への締め付けを厳命した。中国における日清政府間の布教権問題を知るラーマ五世の意図は、タイでも日本政府が布教権を主張する可能性を予防し、更には日本が入教華僑を通じてシャムにおいて影響力を行使する可能性を防止

することになった。

大谷派厦門布教師を辞して日本に戻った武田恵教は、厦門時代の知人である岡田耀賢と共にシャム華僑布教に再渡航することを計画していたが、ラーマ五世の日本仏教布教者禁絶の報が水澤から届いたと見えて、シャム渡航を断念した。一方、本派宮本英龍は、バンコクのパーンラックに教堂を開き、董事に加え4名の副董事などを用いて、バンコクのみならず周辺の地域で手広く華僑布教を行ったが、在タイ2年にして、1909年6月以前に華僑董事と共謀して、恰も日本の保護民になれるかの如く華僑を勧誘して入教華僑から入教費を詐取したとして日本の領事裁判にかけられた。宮本は「逃亡」という形でシャムを去らざるを得なかった。

ラーマ五世が日本仏教布教者の華僑布教を断固禁絶するように命じたことにより、両本願寺派の在タイ華僑目当ての布教は2年で終焉した。

最後に付言すれば、日本僧と南清やシャムの入教中国人との間に現れた関係は、奇異で不可解なものではなく、日本僧と一般日本人門徒との関係がより極端な形で露呈したものであるとすることができるのではないだろうか。日本僧と日本人門徒の関係は、仏教教理への共通の信仰を基礎とした仏道実践の師弟関係であることは稀であり、多くは法事と金銭との交換関係である。南清やシャムの中国人には自らの伝統習慣があり、宗教家も備わっているので日本僧による法事は不要であった。彼等が金銭の代償として期待し求めたものは、日本僧及びその後ろ盾である日本国家が有する領事裁判権による保護であった。ところで、布教者の日本僧は、このような交換関係を当然視して、俗人同様の出稼ぎ根性で集金に精を出したのであろうか。清国内地やシャムに出向いた布教僧が実際に何を考え、どのような実践をしたのかを布教僧の個人記録によって明らかにした研究、布教僧を派遣した本山が、派遣に先立ちどのような研修指導を行ったのかの詳細を明らかにした既存研究はあるのだろうか。

巻末資料Ⅰ、タイ国立公文書館五世王期外務省文書 5.5 ๓.22/43 「日本僧及び日本人 [พรตแลคนยี่ปุ่น] が中国人に身分証を交付した件 (1908年2月24日-1909年6月24日)」³⁸

巻末資料Ⅰ—①

第264/20386号 ラッタナコーシン暦126年2月24日(1908年2月24日)付内務大臣ダムロン親王からラーマ五世宛上奏文

国王陛下

小官はラートブリー州総督から1通の報告及びナコンチャイシー州総督から1通の報告を受領した。

(A)

ラートブリー州総督の報告は、日本僧が中国人 Pan Kao に交付した旗及び文書(保護証)も同封して次のように述べている。即ち、サムットソクラーム県が Pan Kao を喚び出して尋問したところ、Pan Kao の説明では、

³⁸ 巻末資料Ⅰ—②及び④は、タイ内務省編『内務省関係ラーマ五世勅書 第1巻』1970年(タイ語)、78-80頁にも収録されている。

ラートブリー県に住む中国人 Ek が、Pan Kao の父である中国人 Ma Theng を訪ねてきて、勧誘するには、ラートブリーに居る日本僧は身を守ってくれる文書（保護証）を交付できる。それがあれば徴兵されることはなく、懲役刑になる裁判事件でも殺人以外なら懲役を免れ、自分の奴隷が逃亡した時は、火力精米所に逃げ込んだ場合を除いて自分で追跡し捕らえる権力を与えられる。なお、奴隷が火力精米所に逃げ込んだ時は、バンコクの日本領事に処理を依頼しなければならない。但し、日本僧の信徒になるには、保護証代 100 バーツ、旗代 7 バーツが必要だ、と。父親の Ma Theng は Ek の勧誘に応じ Ek に 107 バーツを支払い、旗と息子の Pan Kao 名義の保護証を受け取った。その後、Ek が Pan Kao に保護証を更新するように求めたので、更新のため 20 バーツを支払った。

サムットソクラーム県知事は、Pan Kao に保護証と旗を提出させ、証人を喚び出して尋問したところ、Pan Kao が話したことと一致した。その後、日本人の水澤 [泰澄] が、官憲がこの件を尋問していることを知って、1908 年 1 月 24 日に同県知事を訪ねて来て次のように説明した。

ラッタコーシン暦 126 年 [1906 年 4 月-1907 年 3 月] に日本僧武田がラートブリーに教堂を開いたが、日本に帰ったので、日本領事が水澤を代わりに同地に送り込んだ。文書の交付に当たっては、Pan Kao の説明にあるような保護は何等話してはいない。徴収した金は、まとめて、日本で寺院又は仏像を作るために送っただけだ。

(B)

一方、ナコンチャイシー州の報告は、日本僧が中国人 Thung に交付したバッジ（徽章）と文書を同封して次のように述べている。

Thung を喚び出して尋問したところ、Thung が言うには、バンコクに住む中国人 Huy Seng が Thung に文書を取得して日本の裁判管轄権下に入れ [日本の保護民になること] と勧誘した。しかし、文書がどのような保護を与え、利益があるかについては、Huy Seng は話さなかった、と。本月 16 日 [1908 年 2 月 16 日] に、Thung は中国人 Kang Siang, 中国人 Kuy と連れ立って、バーンラッタの教堂に行き、日本人から各々文書を受け取った。その時に、各々文書代 4 バーツ、日本人が住む教堂への賽銭 4 バーツ、胸に付けるバッジ代 1 バーツを払った。Kang Siang と Kuy は受け取った文書を、Thung に預けた。教堂で文書を渡した日本人が言うには、文書とバッジは、身を守る大切なものだ、何か事件が起きたら訪ねて来い、困らないように助けるから。裁判事件が生じて裁判所に行く時には、日本の人間だと判るようにバッジを胸に付けて行くこと、と。

ナコンチャイシー州総督が、上記 Kuy を喚び出して尋ねたところ、Kuy は Thung の発言を否定し、日本の裁判管轄権下に入る文書を受け取りに行ったことはないと答えた。もう一人の Kang Siang とはまだ連絡がつかない。

(C)

日本僧に 200 バーツを払って入教した中国人 Hok Seng の弟である Huy Huat が、1908 年 1 月 26 日

に小官（内務大臣ダムロン親王）に、プラ・パトムチェーディー [ナコンパトム県] のホテル脇のショップハウスの1室を日本僧の布教所として賃借したいという文書を提出した。そこで小官はHok Sengを喚び出して尋ねた。Hok Sengが言うには、バンコクに布教に入ってきた日本僧が3名存在する。日本僧は中国人Tan Kiangを長 [董事] に任じ、誰よりも高い月給を払っている。その他に副董事が4名いる。Hok Sengは副董事の一人で、一人の日本僧の下にいる。入教している中国人が現在400~500人いる。入教する者は各自200バーツを払わねばならない。入教する者に対し、日本僧は、「もし用事や困ることがあれば日本僧を訪ねよ、援助を与える。日本僧の能力を超える場合は、領事に助けを求める。心配しないで」と説明している、と。

(D)

1908年2月13日の午後に田邊臨時代理公使が、別件で小官を内務省に訪ねてきた。用件が終わったのち、小官は次のように話した。「去年貴官は日本僧を伴って私を訪ねてきて、ラートブリーに教堂を開く許可を求め、私がある時に、布教を禁止する理由はないが、混乱が生じる虞があると答えたことを記憶しているか。しかし、その時にはどのような混乱が起きるのかは判らなかったので、恒例通りに旅行許可証を与えた。しかし、現在は私が心配したように事件が起こってしまった。大きな事件になる前に貴官に言って置かねばならない。現在内務省が把握していることは、教堂を開いた日本僧は、タイ語を知らないで、通訳や助手の中国人などに頼って人民を勧誘して回るしかない。入教者を見つけると、日本僧は宗派の旗とか、日本語で印刷しタイ語訳を付した身分証とか、を与える。身分証は『大日本国の裁判管轄権下にあり』で始まるが、この部分はどの身分証も取り消し線の跡があり、タイ語の文面は唯、その日本僧の宗派に入教したと書かれているだけである。しかし、日本僧は、この身分証一通に付、最大200バーツを徴収している。入教者の数は多いが、入教を勧誘して回る者たちは、日本僧に入教すれば、様々な保護を受けられる、例えば徴兵されるようなことはない、などと人々を騙し、誤解を生じさせている。」

日本の臨時代理公使は、自分も本件を不愉快に感じているので、大臣のご注意に感謝すると答え、次のように説明した。「布教のために入国している日本僧には2宗派がある。一つの宗派はラートブリーに教堂を開き、もう一つの宗派はバンコクに教堂を開いている。日本僧の布教には、布教を手伝う董事と言う入教者が同行する。日本僧は董事を公使館に連れて来て董事証明書の交付を求めた。董事証明書を交付したのは日本領事名によってだが、交付して暫くすると、証明書をを用いて不正が生じているという声が頻々と公使館に届いた。そこで、公使館は調査して、不正目的のために董事証明書を受領しているという確実な証拠を掴んだので、董事証明書の交付を中止した。」

私は、日本公使館が私と同様のことを知っており、董事証明書の交付を止めたことを歓迎する。私の方も、地方県に次のように命令した。即ち、日本僧がどのように布教するか、或は入教する者が自発的に幾ら寄進するかは、政府の与り知らぬことである。しかし、日本僧の董事や日本僧が出した文書が、行政上保護の効力をもつことは絶対に認めないこと。もし、人々を騙している確実な証拠がある者や、徴兵に応じないなどの国家権力に抵抗している者は、法律に従って処罰すること、と。このように広く命じたが、今のところ処罰を受けた者が出たかどうかは把握していない。とにかく、私が貴官に内々に自分の見解を述べるならば、このようなことは仏教のみならず双方の国の利益にならな

い。布教者側と教えを聞く側との間には言葉が通じない。双方の言葉が少しばかり解る程度の者を通訳として布教しても、どうして布教ができようか。精々金集めのために巡廻することになるだけである。これが仏教上の利益はないという理由である。次に双方の国に大きな損失をもたらすということに就いてだが、誤解から入教若しくは保護証を得た者は国法に反し、且つ自分自身にも損失を招くことになる。彼等が違法行為により刑事罰を受ければ、タイ国の損失となる。それだけではなく日本にも損失をもたらす。即ち騙されて金銭を払って文書を受領した者たちが、のちに騙されたことを知ったならば、日本僧を一斉に憎悪しよう。不正に関与していない日本僧も、将来様々な困難と迷惑を蒙ることになる。それ故、日本の利益にもならないのである。2宗派の日本僧がこれまでのやり方を続けることを禁圧し、彼等がこのような方法で入教を勧誘することに手助けするべきではない。

日本の臨時代理公使も、この見解に賛意を表し、日本僧に今後問題が生じるようなことをしないように注意すると請け合った。

是か否は御意のまにまに
ダムロンラーチャーヌパーブ
内務大臣

(注：上記巻末資料Ⅰ—①中の (A), (B), (C), (D) は、説明の便宜のために筆者が付したものである。)

巻末資料Ⅰ—②

第 61/648 号

ラッタナコーシン暦 126 年 2 月 25 日 (1908 年 2 月 25 日)

グロムルアン・ダムロンラーチャーヌパーブへ

今月 24 日付の第 264/20386 号文書を受領した。ラートブリー州及びナコンチャイシー州の両総督から、巡廻布教している日本僧侶が文書と徽章を交付して中国人を日本の裁判管轄権下に置くために勧誘していること、および徽章を交付された者から金銭を徴収しているという報告があったこと、それに貴官が日本の臨時代理公使に本件を通知するとともに防止策を講じていることを承知した。

日本人が清国に布教所を開設しているというニュースを見たことがあるが、多分同じ宗派であろう。清国では日本人〔布教者〕が日本政府に支援を要請しているが、もしその要請が成功し、日本政府が清国方面で支援するようになれば、シヤムでも同じことをするに違いない。但し、我が国と日本の関係と、清国と日本の関係は同じではないので、我々は清国と同じ扱いを受けるべきではない。今回シヤムで生じたことを考察するに、事件の原因は、日本の臨時代理公使が当初日本僧を手助けしたことにある、その後生じたことは結果に過ぎない。その後のことには日本の臨時代理公使は関与していないかもしれないが、当初は歓迎している。今回のことはバンコクの臨時代理公使と日本僧との間の現地限りの考えで始まったことかも知れないが、もし我々が軽く注意を促す程度で放置していると、事件が大きくなり、遂には日本政府が公式に強引な主張をして来るようにならないとも限らない。私の考えでは、日本の臨時代理公使と私的に話すだけではなく、より確実にするために、今のうちか

ら論点を整理して公式に申し入れて置く方がよいだろう。貴官は General Adviser の Westengard と相談して本件を鎮めるように。放置して火が大きくなれば、消火が難しくなる。

サヤーミン [シヤムの主権者の意, チュラーロンコーン王のこと]

巻末資料 I—③

第 338/2166 号 ラッタナコーシン暦 127 年 5 月 16 日 (1908 年 5 月 16 日)

国王秘書官長 グロムクン・ソムモットアモラパン殿下

私は、1908 年 2 月 24 日付第 264/20386 号文書 [I—①文書] で、日本僧がラートブリー州に教堂を開き人民に日本の裁判管轄権下にあることを示す保護証を受け取るように勧誘しており、保護証代 100 バーツ、旗代 7 バーツ合計 107 バーツを徴収していることを上奏した。

その後、ラートブリー州次官モームチャオ・サリットデートより新たに報告書を受領した。その報告書の内容は以下の通りである。

日本僧が出す保護証の実物を証拠として入手するために、密偵として送り込んだ中国人 Sia の説明では、Sia は伝手を求めて日本僧と親しくなり、保護証が欲しいと頼んだが拒否された。その理由は、Sia は法に抵触することのない健全な職業を営み、不安定な者ではないので、日本僧の董事を務める中国人が、Sia は本気で入教するのではなく、信用できないと判断したからである。

保護証を求める中国人から金銭を徴収している件は、ラートブリー郡の Kae という中国人及びダムノンサドゥアック郡の Ek という中国人が日本僧の董事として、中国人仲間を訪ね回って、入教すれば日本の裁判管轄権下に入り、徴兵されることもなく、殺人を犯しても収監投獄されることはないと言っているからである。愚昧な、或は権力者と近付きになることを好む中国人たちは、勧誘の言を信じ易く、最低 12 バーツから 200 バーツを払って入教している。しかし、日本僧が交付した文書には、ただこの文書所持者は仏教を信奉する者であるという趣旨が記されているだけであった。このような内容であれば、日本僧が騙して勧誘しているという証拠にはならないが、日本僧の人気は減少し、遠からず消えてなくなると思われる。

日本僧の董事である中国人の Kae は、曾ては洪字 (アンジー、ヤクザ) の親分で、手下を多数集めて悪事を働いていた。中国人から金銭を強要して、それで生活するのはアンジーの親分としては普通のことであった。しかし、アンジー禁止法が出たのちは、Kae は阿片専売権を入札で取得した経営者に、阿片密売人を取り締まる廊主 (マネージャー) として雇われた。ところが、ラートブリー州の阿片専売が民間の入札制から、政府直営に変更になったので、Kae は廊主の職を失った。彼は人を騙して生活資金を得るために、日本僧と関係した。しかし、今年から再び民間の入札による阿片専売方式に戻したので、Kae は阿片専売人の廊主に復帰した。モームチャオ・サリットデートの見解では、Kae の廊主復帰は Kae に警告するのに良い機会である。もし彼が董事として日本僧と関係続けるのなら、我々は廊主復帰許可を取り消すと脅すことができるから。もし顔が広く重要人物である Kae を日本僧から切り離すことができれば、日本僧の人気を断つ一つの方法となる。

また、日本僧から文書を得た者たちが、裁判事件に関わってその文書を示したり、自分は日本の仲間だと主張したり、更には日本僧が自ら要請に出頭したとしても、我々は相手にせず、シヤムの裁判

管轄権下にある者として取り扱う。このようなケースがダムノンサドゥアックで既に2例生じた。その結果、日本僧には保護する力がないことが中国人に明白となり、日本僧の人気は失われている。

教堂を開いた日本僧は、白シャツ白ズボンという洋装で、アメリカのミッシヨナリーを真似た恰好をしている。ショップハウスを借りて住み、布教の旗を掲げているが、読経したり説教したりすることはない。2-3人の中国人が入って話をしていることはあるが、9-10人もの人が集まったことは一回もない。教堂は、ダムノンサドゥアック郡のプラヤー・シーヌリヤラートの市場の中に1箇所、ラートブリー郡のエークホン尉官のショップハウスにもう1箇所、合計2箇所存在したが、今年[1908年]4月に後者は廃止され、前者のダムノンサドゥアック1箇所のみとなった。日本僧はラートブリー郡からサムットソクラーム県にも出向いて布教しているが、モームチャオ・サリットデートが調べさせてところでは、中国人が日本の裁判管轄権下に入ろうとして興奮することは、今は大きく減少した。モームチャオ・サリットデートは一掃するために、心して努めるといふ。以上報告する。

国王へ上奏されんことを。

是か否は御意のまにまに。

ダムロンラーチャーヌパーブ

内務大臣

卷末資料 I—④

第 31/277 号 ラッタナコーシン暦 127 年 5 月 17 日 (1908 年 5 月 17 日)

グロムルアン・ダムロンラーチャーヌパーブへ

本月 16 日付グロムクン・ソムモットアモラパン宛第 338/2166 号文書を受領した。モームチャオ・サリットデートが日本僧の保護証の実物を取得しようとして、人を送り込んだが、日本僧に拒まれたこと、且つ、ラートブリー州に布教所を開き、日本の裁判管轄権下にあることを示す保護証を受けるように人民に勧誘している日本僧の人気を減少させ遂にはなくすことを貴官が考えていること、を承知した。必ず完全に破壊せよ。もし手をこまねいていると、確固たるものになってしまい、日本政府が手を出して支援するようになる。なぜなら、日本僧は西洋人を真似てミッシヨナリーになろうと努めているから。

[ラーマ五世]

卷末資料 I—⑤

第 169/2568 号 畿内省

ラッタナコーシン暦 128 年 6 月 19 日 [1909 年 6 月 19 日]

国王秘書官長 グロムクン・ソムモットアモラパン殿下

警察局の報告では宮本 [英龍] という日本人が長となり Kok Guan という中国人を仲間 [董事] として、騙して廻り多数の中国人から金を巻き上げている。連中は、仏教に信徒として入教したことを示す文書を交付し、その文書には、本文書の所持者は、日本の裁判管轄権下に入った者と同じであり、逮捕されることから身を守り、違法行為を犯しても助けてもらえるという、人を欺く文面がある。多

数の中国人が誤信して 200 パーツを払って、この文書を取得している。騙された中国人は、バンコク畿内州、ナコンチャイシー州、ラートブリー州、プラチンブリー州に住んでいる。畿内省の警察局が内務省に捜査を依頼した結果、事実であることが判明した。それで宮本を日本の領事裁判所に訴え、一方中国人の Kok Guan はシャムの軽罪裁判所に訴えた。現在裁判が進行中である。宮本は、日本の領事裁判所の審理では詐欺罪に該当するとされたが、判決が出る前に逃亡した。日本領事は逮捕状と宮本の写真を警察局に提出して、逮捕を依頼した。小官は本件を説明した文書を外務省にも送付した。

本報告書に中国人が取得した文書（取得者本人の写真付）の一例を同封する。

都合の良い機会に、本件を国王へ上奏されんことを願う。

是か否は御意のまにまに。

ヨマラート

同封された文書は、3 通ある。

第 1 文書（本稿の図 1）はタイ語のフォーマットで、上部にタイ文字で「バンコク」、「ナンバー 16」とあり、その右側に所持者の写真が貼られている。次の 2 行は住所・姓名欄で「チャチョンサオ県サナムチャン郡バーンクルット村」、「プア・ティアン」と手書きされている。その下の行に、「大日本国仏教真宗本派に入会したことを証する」と印刷文があり、続く年月日欄には「明治 40 年 7 月 16 日、西暦 1907 年 7 月 16 日」と手書きされている。その下の余白部分に、「日本の裁判管轄権下にある者」という手書きがある。最後に「大日本真宗本派開教使」と印刷され、その右にローマ字で E. Miyamoto という署名がある。

第 2 文書（本稿の図 2）は漢文である。「暹羅第拾陸号」の後、タイ文にはない「原籍広東省潮州府住饒平県人北洋潘郷」が、手書きされ、続いてシャムの現住所と姓名、更にタイ文にない「年三十歳」の記入がある。中央に「大日本帝国真宗本派議事員執照」と大きく印刷され、真宗本派の議事員であることが許可された旨が示されている。続いて「明治肆拾年柒月拾六日」「西暦一千九百零七年柒月拾六号」と年月日が記入され、最後に「大日本帝国真宗本派住暹羅開教使」とあり、宮本英龍の印が捺されている。

第 1 文書との一番の違いは、第 2 文書には、「日本の裁判管轄権下にある者」が書き込まれていないことである。

第 3 文書（本稿の図 3）の右側は「表書之者真宗本派議事員たるを証明す 明治四十年七月十八日在盤谷帝国領事田邊熊三郎」に「在盤谷日本帝国領事」の公印と“H.I. JAPANESE MS CONSULATE BANGKOK SIAM” [His Imperial Japanese Majesty's Consulate Bangkok Japan の略] の公印が捺されており、左側は右側の日本語をタイ語訳したもので「表に名がある者は真宗本派の会員であることを保証する、ラッタナコーシン暦 126 年 7 月 18 日 [1907 年 7 月 18 日] 盤谷日本領事館」とある。この第 3 文書は、宮本英龍開教使が華僑に交付した上記第 2 文書の内容が事実であることを、田邊領事（田邊は臨時代理公使を兼任）が保証したものである。後に田邊は、本文書は偽造されたものであり、自分は与り知らないと弁解したが、文字の特徴から見て田邊が書いたものである。

巻末資料Ⅰ—⑥

第 25/464 号 ラッタナコーシン暦 128 年 6 月 20 日（1909 年 6 月 20 日）

チャオブラヤー・ヨマラートへ

昨日付のグロムクン・ソムモットアモラパン宛第 169/2568 号を添付文書とともに受領した。それによれば、日本人の宮本が長となり中国人の Kok Guan と共謀して、多数の中国人から金銭を騙し取っている。連中は、入教したことを示す文書を交付し、その文書には、本文書の所持者は、日本の裁判管轄権下に入った者と同じであり、逮捕されることから身を守り、違法行為を犯しても助けてもらえるという、人を欺く文面がある。バンコク畿内州や地方の多数の中国人が誤信して 200 バーツを払って、この文書を取得している。内務省に捜査を依頼し、事実であることが判明したので、中国人 Kok Guan を軽罪裁判所に起訴し、宮本を日本の領事裁判所に訴え、審理の結果宮本は詐欺罪に当たることが明らかになったが、判決を下す前に宮本が逃亡したので、日本の公使は警察局に追跡して逮捕するように要請したこと、及び畿内省は外務省に通知したことを承知した。

本件は日本領事の公印が証拠として捺されているのではないか。領事裁判所に訴えるのではなく、どうして外務省に送って直ちに抗議しなかったのだ。領事は文書 [Ⅰ—⑤] の第 2 文書が間違いのないことを保証しているのではないか。それを日本の領事裁判所に訴えるということは、領事に領事自身を裁かせるということになるのではないか。公務のやり方を全く理解できていない！

[ラーマ五世]

巻末資料Ⅰ—⑦

第 21/2722 号 畿内省

ラッタナコーシン暦 128 年 6 月 24 日（1909 年 6 月 24 日）

国王陛下

小官は宮本に関する 6 月 20 日付勅書第 25/464 号を拝受しました。

陛下のご注意点は、領事の公印が関係していることなので、全く正鵠を得たものであります。畿内省が、通常の事件と同様に領事裁判所に訴え、同時に外務省に通知しましたことは、早合点でありました。

ところで、本件については外務大臣テーワウォン親王より日本領事の公印は偽造であった旨の通知を受けました。通知を受けたのは 6 月 21 日のことで、陛下に上奏した時 [6 月 19 日] には、本物の日本領事公印と理解しておりました。

是か否は御意のまにまに

ヨマラート

巻末資料Ⅱ タイにおける信教の自由と布教権の歴史

筆者が主指導教員を担当した Parkpume Vanichaka の早稲田大学博士論文 “An Early History of Liberalism in Thailand”（2019 年 7 月、早稲田大学リポジトリでダウンロードできる）から、タイに於ける信教の自由の歴史を要約すれば、次のようになる。

伝統的タイ国家は、臣民として異教徒が存在することは忌避せず彼等を軍事面経済面で利用した

が、仏教徒ではない者は真のタイ人とは見做さなかった。16世紀初頭にポルトガル人はアユタヤとの交流を開始し、教会建設も認められた。1662年にパリ外国宣教会（MEP）のフランス人宣教師たちがアユタヤに到着し、時のナライ王の支援を得て活動を始めた。

MEPはフランスのルイ14世とナライ王との交流を仲介し、両王の親交によりナライ王の改宗を意図した。しかし、MEPの影響下にあるナライ王に対し、1688年にシャム貴族がクーデターを起こし、仏人宣教師を追放し教会や神学校を破壊した。これ以降、1767年のアユタヤ国家の崩壊まで、タイ人のキリスト教への改宗は禁止された。一方、タイ人以外の異教徒（中国人ベトナム人日本人ポルトガル系人など）は信仰を維持できた。但し、1730年には仏教を批判した宣教師の文書が発覚したことを契機に、バイブルを仏教書と同一文字を使って訳すこと、タイ語で説教すること、タイ人仏教徒が宣教師等から借金をすることなどの禁止令が布告され、キリスト教に改宗していたタイ人は死刑に処された。

この後もキリスト教徒への弾圧は続いた。アユタヤの陥落後、トンブリー王朝創立当初にはカトリック教会との関係はいくらか改善するかに見えたが、キリスト教徒の武人が国王への忠誠儀礼参加を拒む事件が生じるなどして、関係は悪化し、タクシン王は1774年にタイ人、モン人がキリスト教、イスラム教を信奉することを厳禁し、1779年には宣教師追放令を発した。

タクシン王を処刑して、1782年に発足したバンコク王朝は、タクシン王がマカオに追放した宣教師にタイへの再渡来を認めたり、キリスト教徒の忠誠儀礼不参加を認めたりして、西洋との貿易の回復を図った。しかし、タイ人に対しては異教信仰の自由は認めず、1804年に改定された三印法典には、タイ、ラーオ或はモン人の女性が間違った宗教を奉じる英、蘭、爪哇、馬來人などに嫁すことを禁じたり、性的関係を結んだりすることを禁ずる規定がある。しかし、ラーマ二世の時代（1809-1824）には、シャムのカトリック教会の状態はいくらか好転した。改宗を禁じられたのは貴族とタイ人のみであり、タイと近隣諸国との紛争により、近隣諸国からカトリック信者がタイに流入し、信者数が増加した。ラーマ三世在位（1824-1951）の時代の1828年にはイギリス系プロテスタント伝道師が初めて来タイしたが、同王は改宗した華僑が政府に逆らうことを警戒しており、国王の命に従わない伝道師を国外追放に処し、タイ人にはキリスト教のパンフレットを受け取ることを禁じた。

タイは緬甸を撃退後、マレー半島の旧属領を回復しようとして南下したので、英勢力と対峙することになった。ケダ（サイブリー）のスルタンは、ペナンを英に与えて、シャムからの独立を維持しようとした。1821年にインド総督はCrawfordをシャムに派遣し、ペナンに逃げたサイブリーのスルタンの帰国、王室独占貿易の廃止、関税引き下げを交渉したが成功しなかった。第一次緬甸戦争（1824-26年）時の1825年に、インド総督はHenry Burneyをシャムに派遣して、対緬甸戦争への協力を求め、英領とシャム領との間に緩衝国としてモン人の王国建設を提案したが、シャムは拒否した。しかし、緬甸に対する英国の勝利で英国の実力を知ったシャムはペナンについては、英国の借地継続を認め、王室独占貿易廃止と税率軽減に合意した。1826年6月20日の友好通商（バーニー）条約は、シャムが19世紀に西洋と結んだ最初の条約である。

これは英国の軍事力を認識したためである。それまでシャム人が知っていた白人はポルトガル人の子孫であり、彼らの卑屈な態度を見て、シャム人は白人を軽侮していた。また、軍事強国の緬甸が英国に負けるはずはないと考えていた。

1826年にバーニーとの間にシャム・英東印度会社間の条約が結ばれたが、その後シャムが自由貿易を妨げ、特に王室が砂糖貿易を独占して、英国商人が自由に安く購入できなくなったことから、英国はラーマ三世末期の1850年8月にSir James Brookeを条約交渉のためにバンコクに派遣した。彼が、1850年9月4日のプラクラン宛てのレターで示した英国の条約案の第3条には、シャム国王はシャム国土に於いてキリスト教を信仰する者の信仰を妨げず、キリスト教徒に墓地を与える、一方、英国王は領土内で仏教徒の信仰を認め、墓地を与えることを約する、とあったのに対して、シャムの大臣達は協議の結果、次のように判断した。即ち、シャムは大国であり、言語や宗教が異なる多数の民族が住んでいる。ポルトガル人やフランス人の神父は古くから何代にも亘ってシャムに居住している。ポルトガル人の有能な者は官吏にも取り立てている。バンコクで教会建設地を借用し、宗教パンフレットを配布しているアメリカ人医師は、国王の恩に感謝して、快適に過ごしており、何等迫害を受けていない。例えば、ブラドリー医師は種痘、産婆の冊子を印刷して国王に献上し、ジョン医師はタイ語を能くし、公文書の英訳に貢献している。布教パンフレットを配布している米人医師が出過ぎたことをしなければ在留を継続でき、違法なことをすれば国外追放に処される。米人医師や英人商人が亡くなれば宗教に従い埋葬している。国王は法律習慣に反しなければ何等禁止されることはない。国外にいるタイ人もその国の法律に従えば済むことである、と。

Sir James Brookeの条約交渉は不成功に終わった。この交渉の失敗に、シャムでは英軍の侵攻と独立の喪失を恐れる者もいた。1851年にラーマ三世は死去し、モンクットが王位を継承した。モンクットは、英に対して柔軟な政策を採った。

僧籍にあった1850年時に、James Brookeとの交渉に通訳として関係したモンクットは、1851年4月にラーマ四世として即位すると西洋勢力に妥協的政策を採った。1852年にラーマ四世は、ローマ教皇ピウス9世に送った書翰の中で「シャム王国の歴代の国王は、シャム王国内に住む人々の多様な宗教と敵対したことはない。たとえ、様々な種族の宗教が、王都の信仰であり、且つ歴代国王が信奉してきた仏教とは一致しなくとも、それらの宗教を信ずる人々が信仰と教義を維持できるように保護してきた。とりわけ中国皇帝、ベトナム王あるいはその他の王たちがしたようなキリスト教と敵対するようなことはしなかった。このような法律慣行は、よき法であり、王国内の全ての人々を幸せにするものだと考えている。というのは来世の幸せは、実際に知ることは難しく、各人に任せるのが正しいからである」と述べた。

ラーマ四世はJames Brookeの再来を期待したが、果たせず、1855年にボーリングの脅しで条約を締結して、英籍臣民のキリスト教信仰の自由及びシャムが同意した土地への教会設立の自由を認めた。しかし、この信教の自由は外国籍民のみに認めたものであった。

ラーマ四世は西欧列強間でバランスを図るために他の西欧とも同種の条約を結んだ。これらの条約中、フランスとの条約だけにフランス伝道師の布教の自由の条項が含まれている。これはパリ外国宣教会(MEP)がシャムと条約交渉するフランス外務大臣に信教の自由の条項を入れるように求めたからである。この結果、フランスとの条約では布教権を認めた。

即ち、1856年8月15日にバンコクで調印された暹仏友好通商航海条約第3条2項は、フランス人伝道師に、フランス籍人に限らず、シャム全土のタイ人を含む全ての人に布教する権利を認めた。

フランスとの1856年条約第3条の規定は以下の通りである。

Treaty of Friendship, Commerce and Navigation, concluded at Bangkok, 15th August, 1856 between Siam and France

Article III 第1項

French subjects throughout the Kingdom of Siam shall be allowed free and open exercise of their religion, and be at liberty to build churches in such localities as the local authorities, after having consulted with the French Consul, shall indicate as available for the said constructions.

シャム王国に旅行、若しくは居住のため入国する全てのフランス人は自らの宗教を信仰する(ถือศาสนา) ことができる。タイ側は妨害したり禁止弾圧することはできない。もし教会を建設する場合は、タイの大臣とフランス領事が協議し合意した土地にのみ建設できる。

Article III 第二項

French missionaries shall be at liberty to preach and to teach, to build churches, seminaries or schools, hospitals, or other sacred buildings in any part to the Kingdom of Siam, provided they conform themselves to the laws of the country.

以前からバンコクに入国している神父(บาทหลวง)であれこれから入国する神父であれ、シャム国各地で宗教の布教(เที่ยวสั่งสอนศาสนา)を行うことができる。教会の建設はタイ側大臣とフランス領事が協議し合意した時建設できる。フランス神父はシャム国において、洋館や建物、子供を識字教育する建物、或は病人を治療する施設を建設することができるが、タイの法律に従うこと

Article III 第3項

They may travel with full liberty throughout the Kingdom, provided they carry authentic letters from the French Consul, or, in his absence, from their bishop, viséd by the Governor-General residing at Bangkok in whose jurisdiction the provinces in which they wish to travel as situated.

(*Bilateral Treaties and Agreements between Thailand and Foreign Countries and International Organizations, Treaty Series Volume 1: 1617-1869*, Ministry of Foreign Affairs December 1968, 英訳 82-83 頁, タイ語 59 頁)

欧米諸国は、条約の最恵国待遇条項によりフランスと同一の布教権が認められた。シャムが布教権を条約により認めたことにより、タイ人は間接的ながら信教の自由を認められたことになる。シャムにおける信教の自由は、西欧勢力からの外圧によってもたらされたのであった。

アユタヤ時代もある程度の布教の自由は存在していたが、布教の対象はタイ人以外の者に限るといふ制限があった。故に西欧との友好通商条約締結以前は、布教の自由はシャム政府の認める限度において存在するに過ぎなかった。しかし、条約で布教権を認めたことによってシャム国家はこの権限を失った。

1858年にラーマ四世は、「宗教を信仰する者及び誤った信仰をする者」布告(ประกาศผู้ถือศาสนาและผู้ถือผิด)において、「人民の心の拠り所である宗教の信仰を禁止しないことが、正義に依り統治する王者の慣行である。ラーマ四世は、人民が好むがままに宗教を信仰する

ことを許容する」と布告し、信教の自由に言及した。国王は、信仰する宗教の原則及び信仰が国法に反しない限り信教の自由があることを布告したのである。この布告によりタイ人は仏教徒でなければならないという長らく維持されてきたタイ人と仏教との関係は断ち切られた。

1867年4月に米人プロテスタント伝道師が初めてチェンマイに入った。当時チェンマイは、バンコク王朝の属国であったが、バンコクの権力はチェンマイの内政には及ばなかった。伝道師は4名の現地人の改宗に成功したが、1869年9月に仏教信仰に熱心なチェンマイの第6代領主プラチャオ・ガーウィローロットスリヤウォン（在位1856-1870）は、キリスト教への改宗は領主への叛逆であるとして、2名の領民を死刑に処した。同領主は1870年6月29日に死亡した。後継の領主プラチャオ・インタウィチャヤーノン（在位1873-1897）は穏健でキリスト教改宗者への弾圧は緩和された。チェンマイのプロテスタント信者の結婚において新婦の父親が結納金を要求したとき、伝道師のDaniel McGilvaryは教義に反するとして拒否させようとしたので、新婦の父親はチェンマイの領主

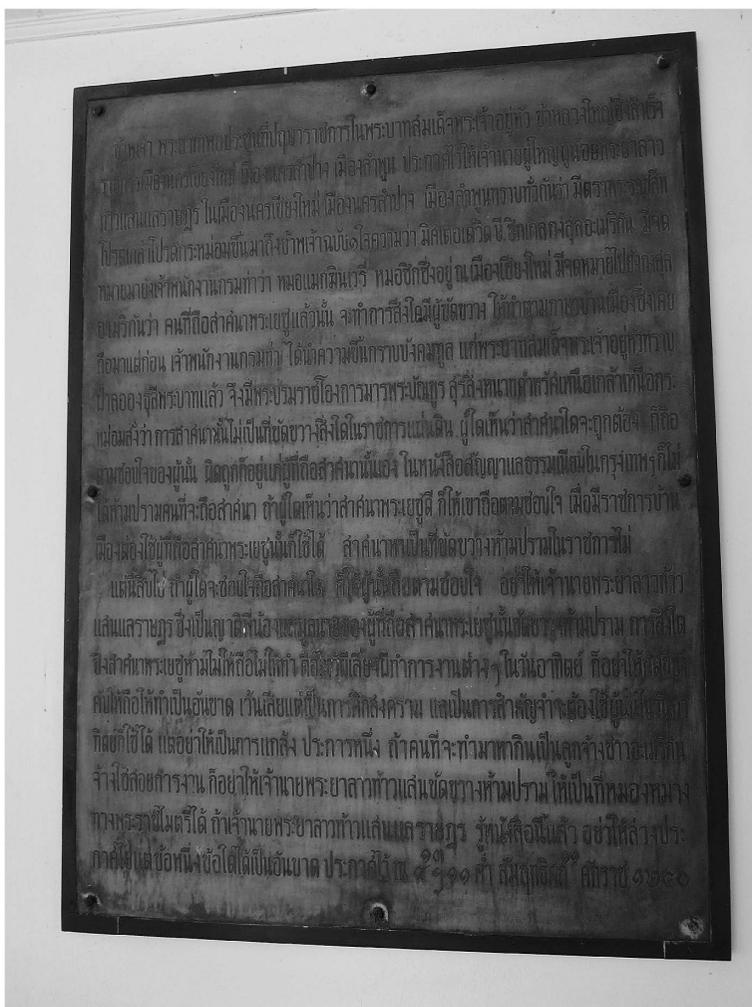


図4 チェンマイ第一教会壁のラーマ五世の信教の自由の布告（2020年1月17日筆者撮影）

に訴えた。しかし、領主はこれを決定できるのは、バンコクのチュラーロンコーン王のみだとして判断を回避した。

1878年10月9日付でチュラーロンコーン王（ラーマ五世）は、シャムの法律・慣行あるいは条約には、何人に対しても宗教信仰を制約するものは存在しない。キリスト教信仰は、その信仰を選ぶ者の自由である。チェンマイ領主及びキリスト教に改宗しようとする者の親族が、キリスト教信仰を妨げないように命令するという勅令（Edict of Religious Toleration）を発した。McGilvaryはチュラーロンコーン王のこの勅令をチェンマイの最初の教会（The First Church of Chiang Mai）の壁にタイ語で掘り込んだ。この石版は今日も同教会の壁に現存している（本稿の図4参照）。

シャムの伝統国家の正統性は仏教に依拠しており、仏教信仰をしないタイ人は、国家への叛逆者と見做され、弾圧された。しかし、欧米帝国主義国の脅威の中で、シャム政府は、信教の自由を認めざるを得なかった。

謝辞：本研究は科研費（研究課題番号 16K02012 及び 19K12486）の助成を受けたものである。